

第七十二回国会
衆議院
商工委員会
議 録 第 四 号

昭和四十八年十二月十一日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 稻村佐四郎君

理事 塩川正十郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 中村 重光君

理事 天野 公義君

理事 小川 平二君

理事 越智 通雄君

理事 小林 正巳君

理事 塩崎 潤君

理事 田中 寛君

理事 松永 光君

理事 保岡 興治君

理事 加藤 清政君

理事 上坂 昇君

理事 渡辺 三郎君

理事 米原 昶君

理事 松尾 信人君

理事 宮田 早苗君

理事 左藤 恵君

理事 田中 六助君

理事 板川 正吾君

理事 神崎 敏雄君

理事 浦野 幸男君

理事 越智 伊平君

理事 小泉純一郎君

理事 小山 省二君

理事 田中 榮一君

理事 八田 貞義君

理事 宮崎 茂一君

理事 岡田 哲児君

理事 加藤 清二君

理事 佐野 進君

理事 木下 元二君

理事 近江巳記夫君

理事 玉置 一徳君

出席政府委員

通商産業政務次官

資源エネルギー庁次長

森下 元晴君

北村 昌敏君

委員外の出席者

参 考 人

(日本鉄鋼連盟専務理事)

奥村 虎雄君

参 考 人

(法政大学教授)

力石 定一君

参 考 人

(石油化学工業協会会長)

鳥居 保治君

参 考 人
(全国消費者団体連絡会代表幹事)
春野 鶴子君

参 考 人
(電気事業連合会石油・電力緊急総合対策副本部長)
水野 久男君

参 考 人
(全国地域婦人団体連絡協議会事務局長)
田中 里子君

参 考 人
(大日本水産会会長)
藤田 巖君

参 考 人
(東洋大学教授)
御園生 等君

参 考 人
(アラビヤ石油株式会社副社長)
宮内 俊之君

参 考 人
(全日本トラック協会専務理事)
武藤 儀一君

参 考 人
(日本化学繊維協会会長)
安居 喜造君

参 考 人
(日本船主協会会長)
山下 三郎君

参 考 人
(東京都個人タクシー協会会長)
若月 勇君

参 考 人
(商工委員会調査室長)
藤沼 六郎君

本日の会議に付した案件
石油需給適正化法案(内閣提出第四号)

○濱野委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、石油需給適正化法案を議題といたします。

本日は、参考人として日本鉄鋼連盟専務理事奥村虎雄君、法政大学教授力石定一君、石油化学工業協会会長鳥居保治君、全国消費者団体連絡会代表幹事春野鶴子君、電気事業連合会石油・電力緊急総合対策副本部長水野久男君、以上五名の方々に御出席を願っております。

この際、参考人各位に一言あいさつを申し上げます。

参考人各位には、御多用中のところ本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日は、本法案についてそれぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じます。

なお、議事の順序でございますが、初めに御意見をそれぞれ約八分程度に取りまとめてお述べいただき、次に委員の質疑に対しお答えいただき、いと存じます。

まず、奥村参考人をお願いいたします。

○奥村参考人 今回の中東戦争を契機といたしまして始まりました石油生産制限、それがわが国に對します石油供給の削減措置、これによりまして、諸物資の供給の減少、あるいは物価騰貴を招来いたしました。産業界はもちろんのこと、国民生活全般に對しまして深刻な危機を招くおそれがあると憂慮いたしております次第でございます。

鉄鋼業といたしましては、限られました石油エネルギー及び電力を効率的に使用するよう全力を傾注しております。少しでも鉄鋼生産の減少を少なくするために懸命の努力をいたしております次第でございます。しかしながら、現在行なわれております行政指導によりまして石油、電力の二〇％の削減措置の実態を見ますと、各産業間の削減率

にかなりのばらつきがございます。石油危機の克服のために国をあげて公平に努力しているというふうには必ずしも思われないのでございます。

さて、本法案の必要性について考えてみたいと思っておりますが、今日のように経済の仕組みが巨大化し、また複雑多岐にわたる現状におきましては、今回のような緊急事態における石油の節減を、行政指導あるいは業界の自主調整だけで実施するということではしばしば困難な事態が予想される次第でございます。また、石油供給の将来の見通しにつきましては、はつきりとは見通しがつかないという現段階におきましては、いたずらに騒ぎ立てることだけでは何らの解決にならないと考えるわけでございます。

したがって、わが鉄鋼業界といたしましては、石油不足の深刻化がさらに予想されます以上、当面の一〇％の削減につきましても行政指導には全面的に協力いたしております。でございますが、今後におきましても、その方針に沿いまして協力を続けていくというのによぶさかではございません。

しかしながら、政府におかれましては、今回のような不測の事態が続いていくというに對処するために、伝家の宝刀として法律を立案、制定をしまして人心の安定をはかるということもまた必要ではなからうかと考える次第でございます。

このような考え方に基きまして、今回の石油需給適正化法案を検討いたしました結果、本法の早期制定は真にやむを得ないものであるというふうな考えをもち、賛成をいたしたいと存じます。ただ、政省令あるいは法の運用等につきましては、需要家の意向も十分に勘案をして実施をしていただきたいということを念願いたしております次第でございます。

述べさせていただきますと思うわけでございます。

まず第一は、法の目的とその運用についてでございます。

石油の供給削減におきまして、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営をどう調和させていくかということが本法の基本的な課題であるかと思ひます。したがって、ここで特に強調しておきたいと思ひますのは、石油の需給調整が単に特定の大口産業への石油供給を重点的に削減するというで行なうべきではないということでございます。大口産業のみを対象といたします削減措置は、方法論の上でも、また削減の実効をあげる面でも容易なことではありませんが、石油危機への対応は、すべての国民がこの深刻な事態を踏まえ、公平にこれを負担するということが必要でございます。まして、そういう意識の高揚がなければ実効はあがらないというふうに存じます。

かりに一月以降石油事情が一そう悪化するようでありましたら、緊急措置として用途別、業種別に石油供給に優先順位をつけるということもやむを得ないと思ひますが、この石油の使用制限や割り当て等があくまで一時的な手段であつて、一日も早くこのような措置が不要になるように供給事情の改善に政府も石油業界も懸命に努力をしていただきたいと念願してやまない次第でございます。

第二は、石油供給目標の早期発表についてでございます。

石油の供給見通しが具体的に示されず、いたずらに目先まっ暗という感じを与えていることが需給両者間に不信感を生んでいる最大の原因かと思ひます。したがって、相互不信を一刻も早く取り除くためには、石油の輸入、生産、販売在庫の見通しを発表すると同時に、これに基づく公平にしてかつバランスのとれた使用削減を徹底させていただくよう関係当局は石油業界と密接な連絡をとり指導をしていただきたいと存する次第でございます。

第三には、低硫黄燃料の供給増加についてでございます。

公害対策に伴います低硫黄燃料の需要は逐月増加しております。これに対応いたしまして各工場におきましても使用設備の新設及び改良を実施しているのでございます。しかし、低硫黄燃料の不足から、環境基準に合致した燃料を確保することが一段とむずかしくなっております。また、LPGあるいはナフサの供給を前提とした設備を増強いたしておりますために、これらの燃料不足によりまして工場の生産活動が不可能となる事態も起こりかねないのが実情でございます。

当鉄鋼業界におきましては、低硫黄燃料の供給力拡大のためには、鉄鋼業界自体といたしましても、資金面あるいは技術面及びその燃料の引き取りにつきましても積極的に協力する覚悟をきめておるわけでございますが、政府におかれましても、新直接脱炭あるいは重質油のガス化分解など新脱炭方式の実用化に対しまして、資金面での強力な指導助成をお願いいたしたい次第でございます。

脱炭燃料によりましてLS—ローサルファの燃料の供給あるいはその増量というものは、単に低硫黄燃料の高価格への牽制ということだけではなく、主として民需に使われておりますLPGあるいは灯油、軽油等の節減策にもつながることでございます。

最後に、石油等の使用削減が鉄鋼業界にどのような影響を与えているかということについて付言させていただきます。

石油等の供給削減によりまして鉄鋼業界への影響は、企業ごとに相当のばらつきが出ると思ひますけれども、これを総合いたしまして鉄鋼業界全体としてみますと、一〇%の石油の削減はおおむね一二%の鉄鋼の生産減、もしくはこれが一〇%の石油の削減ということになりますと約三〇%の鉄鋼の生産減ということになると想定いたしております。

なお、鉄鋼業は原料燃料の輸入あるいは製品の輸送のために非常に多くの船腹を必要といたしております。

りますので、船舶及びトラック用の燃料油の供給の削減に伴ひまして輸送力の減退が起りまして、これは非常に大きな影響を鉄鋼業界としても受けることになりかねないのでございます。この点につきましても、鉄鋼業界としましては非常な関心を寄せておるということをお願い申し上げます。諸先生方の絶大な御協力をお願いする次第でございます。

○濱野委員長 次に、力石参考人をお願いいたします。

○力石参考人 石油、エネルギー危機は、中近東問題が早期に解決されるかどうかというのはいまだに不確定でありますし、長く続くかもしれません。また、かりに解決いたしましたとしても、エネルギー問題というのは資源の供給だけではなくて、公害問題で、たとえば発電所をつくるのができないというふうな形で関西電力がことし非常に困りました。したがって、そういうふうな状況にぶつかってござるを得ないわけでありまして、本格的にやはりエネルギー問題は、いままでのように自由にやらせても入るといことが前提として経済成長できないところへきたというふうに思ひます。つまり経済成長の天井にぶつかってきた。この天井を考慮した形のエネルギーの配分をしなければいけないことは確かでございます。

その場合に、この配分をどのような形で優先順位をつけるかということが問題になるわけであります。優先順位をつける手法といたしましては幾つもござります。たとえばアメリカのエネルギー問題についての政策手段についての論争が行なわれておりましたが、ブライスマカニズムと税制でもって、とにかく高くなることによって需要をカットする、それから税制で押えるというふうなブライスマカニズムを中心とする自由経済的な配分のやり方と、それから日本が今度これに提起しましたような計画的な優先順位をつけた配給及び価格規制、こういうふうなやり方と、二つがあるわけでありまして。

私は、そのどちらをとるのがはなとうに効率的であるかどうかについて根本的な検討を日本で行ったかどうかということについてたいへん疑問を持っております。私は、現在の状況のもとでこの計画的なやり方をとる必要があるかどうかについてたいへん疑問を持っております。といひますのは、これは石油がほんとうに要るのだからかということについて考えてみたいからであります。価格メカニズムと税制とより一つの手段があるわけであります。それはオイル・ドックスな物動計画的な統制ではなくて、いわゆる公害規制であります。つくるときの公害規制だけではなくて、使うときの公害規制がござります。使つてならない石油物資を相当使つておるわけであります。かえつて生活を悪化させているような消費財が石油製品には非常に多いわけであります。そういう分野についての公害規制をきびしくするとかいろいろな手段を用いることによって、統制なしにでもわれわれの基本的な生活は維持できるのではないかと感じを私は持つております。

そこで、幾つか考え方を述べてみたいと思ひますが、三つの柱がござります。

石油を非常にがぶ飲みしております第一は自動車利用であります。自動車利用によって物や人を運ぶというやり方と、鉄道やあるいはバスを使って、公共輸送を使つて移動するというやり方と二つの選択があるわけであります。もしわれわれが鉄道をもつてかなり代替したといたしますと、かなりエネルギーは節約できるわけであります。

たとえば一トンのものを一キロ運ぶのに必要なエネルギーは、鉄道に対して自動車は大体八倍であります。人を運ぶエネルギーは大体八倍ぐらゐエネルギーを要するわけであります。つまり六分の一、八分の一に縮小することが可能になります。それから建設エネルギーを見ますと、鉄道線路を建設するエネルギーに対して自動車のハイウエイ建設エネルギーは大体四倍であります。セメントや鉄をつくるのに必要なエネルギーに換算いたします

と四倍であります。スペースももちろん四倍要ります。それからこの鉄道の周辺部の生活様式と自動車道路の周辺部の生活様式のエネルギー依存度は全然違います。鉄道の周辺部では、排気ガスはないし、騒音も断続的でありまして、比較的に密閉生活は必要としない。自動車道路の横では全部密閉生活で、そしてアルミサッシのようなものすごく電力を使ったものを入れて、その上エアコンを春夏秋冬やらなければいけないわけでありまして、すごいエアコン需要であります。こういうふうなエネルギーの依存度が非常に高いということとあります。

それから、もちろんこれはエネルギー問題だけではなくて交通公害が非常に大きいわけでありまして、一億人キロ当たりの移動に要する事故発生率は、自動車の場合は五百倍であります。こういうふうなことをいろいろ考えますと、自動車というのは非常に大きな公害型の輸送形態であって、ほんとうは鉄道を過ぶほうがいいにきまつているわけでありまして、この選択を、この際エネルギー危機といういわば予行演習だと思つて切りかえの政策をとるべきではないかというふうに思います。そうしてハイウエーの建設計画を一切ストップする。自動車に対するガソリン税は、取り上げたガソリン税を目的税として道路に投入するのではなくて、鉄道に投入する。それから保有税を禁止的な水準に引き上げる。こういうことによつて自動車の台数を二千五万台から五百万台くらいにずっと下げていく。そして鉄道のほうは複線化率を非常に濃密に進め、高くする。いま二八%の複線化率ですが、イギリスは七五%複線化しています。ドイツは六五%です。日本は二八%。こんなことではトラック輸送は吸収できないわけでありまして、鉄道体系にもっと力を入れて、たとえば中長距離のトラックは日本とドイツと比べてどのくらい税金を払っているか調べてみますと、ドイツは大体六倍の保有税、軽油税は四倍であります。こんなに高い税金、つまり社会的費用を支払わされますというところ、トラックを使えないからみ

んな中長距離は鉄道を使って、短距離だけコンテナのトラックで運ぶ、こういう形になるわけでありまして。そういうふうな選択があり得るわけでありまして。

それから短距離トラック輸送につきましても、マイトラックのほうは税金を高くして、短距離トラック運送会社の税金を安くする。そして二台目のマイトラックを持ちたいという欲求を運輸会社の方で吸収するというふうにしなす。マイトラックの使用台数もかなり押えられます。マイカーにつきても税金を高くして保有税を強化して押えていく。こうやって自動車をつくるために必要なプラスチックや鉄鋼の需要も大幅にカットされますし、ハイウエー計画のエネルギー需要も大幅にカットされるといふふうにして、エネルギーをあまり使われない輸送形態にかえることだけで相当大きな変化が起こるでしょう。

輸送エネルギーに大体石油の二割くらいを使っているわけでありまして。その他密閉生活のために必要なエネルギーだとか、自動車に関連するいろいろなエネルギー全体を考えますと、大体エネルギーの、まあ四割まではいきませんが、三割くらいはここで食っていると思うのです。これを数分の一に縮小するといふ長期的な計画に基づいて対処しなければ、今回の危機が去れば何とかなるというものではないかというところを前提にして考えていた方がいいということが第一点であります。

第二の問題は、合成物質の深刻であります。これについては税制でなくて規制で対処できると思います。たとえば洗剤を使つておられますが、これは赤潮の原因になるわけでありまして、環境庁はこれの使用を禁止すべきであります。アメリカの湖に近い州はみな禁止してきておるのです。これを禁止することによつて粉石けんに返るべきであります。脂肪酸系のヤシ油を使った合成物質、これは葉緑素が行なう光合成物質でありまして、太陽熱を取り込んだ非常に神秘的な生物学的合成であります。このほうが高級なわけでありまして。こういうものに依存すれば赤潮は少なくて済む

し、からだも悪くならないし、非常にいいわけですが、私的費用で見ると、洗剤のほうは安いものだからやたら洗剤を使つておられるわけですが、社会全体では高いものについている。魚はとれなくなつてくるからどんどん高くなつてくる。そういうことで安もの買ひの銭失いみたいなになっているわけですから、洗剤を禁止する。

こういうふうな石油合成から光合成への転換というのは幾つもございまして。たとえば合成繊維で燃えたときに青酸ガスを出すものは禁止したらい。これは天然繊維に返る。それからプラスチックの建材をいっばい使つておられますが、ここにも張つてありますけれども、これは建築基準法違反じゃないでしょうか。大体床張りには、いまは認められておられますけれども、上のほうは建築基準法上、燃えたときに塩素ガスが出て死傷者がふえるので違反になっているはずで。にもかかわらず、ざる法でみなこういうふうにして、国会すら使っているわけでありまして、これはたいへん問題でありまして、建築基準法をきびしくして、固定資産税調査のとき、プラスチックを使っているものはあぶないからといってどんどん摘発すればこの使用はぐっと落ちます。

それからもう一つのプラスチックの乱用は、可塑剤を加えてやたら誘導品をいろいろつくつておられますけれども、フタル酸エステルという可塑剤がございまして。これはゴムホースとかゴムの手袋とかいろいろなところに加工するのに使つて、シートなんかに加工用に使つておられますが、これはだんだんしみ出してきまして環境に入りま。これが口に入りま。どういふことが起こるか。アメリカではこれを鶏実験をやりましたら鶏のサリドマイドが出ておられるわけですから。こういうふうなものは化学物質規制法というのがあるわけであつて、これを適用して直ちにこれを禁止する。そうすると、可塑剤を加えないとプラスチックの利用というのは非常に縮小せざるを得ないということになるわけでありまして、いままであまりにも戦線を拡大し過ぎて

いるわけですから、公害規制によつてかなり撤退をさせることができます。

われわれはインスタント食品をたくさんとていますが、これは合成物質の食品添加物を入れておられるわけですから。三百三十点認めておられますが、戦前はこれは三十点しか認めていなかった。これを催奇形性、発ガン性、染色体異常について十分テストがあるという確信のあるものは全部凍結する。凍結するとインスタント食品はほとんど消滅いたします。あれを使わないとできませんから。そうすると、一緒にプラスチックの包装、これはインスタント食品に非常に使つておられますが、これがぐっと減ります。ごみの中に占めるプラスチックの量がイギリスは一%、日本は一〇%であります。いかにこの添加物を乱用しているか、インスタント食品を深追ひしているかということがわかります。これを押えますと家庭料理に返るわけでありまして。こういうふうにして自然のものにむつと返らなければいけない分野が多い。

農業につきましても、化学肥料をたくさん使つて、これはナフサからつくつておられるわけでありまして、これをあまり使うので土壌がやせておられます。それから害虫に弱いような品種をたくさん化学肥料をかけてつくるわけでありまして、こういうやり方をするから農業をやたら使うということになります。みなこの合成物質にかかつてくるわけですから。したがつてもっと有機肥料を使う。有機物質の肥料をつくつたたとえば都市のふん尿であるとか、あるいは畜産のふん尿とか、そういうものを有機肥料にして、これを農家に使わした場合には農家に補助金を出してもいいと思ふのです。つまりわれわれは、処理して有機肥料にしないで水に捨てておられます。二次処理では水はどうしても汚染するわけですから。赤潮の原因になります。したがつてそれをさらに三次処理しようと思つて非常にコストが高くなる。そのコストのことを考えると、その分は補助金をあげるからとにかく農家で使つてくれというふうにするれば、肥料への依存度は相当減つてくるわけでありまして。

こういうふうなことで、環境をずっときれいに
するといふ目標に基づいて、合成物質の深追いを
押えて、天然物質に、光合成に返るといふことで
す。これによって石油依存度は相当減るはずで
す。大体産業用石油の二割がこの化学工業で使っ
ておられます。電力の二割をここで使っております。こ
の深追ひした戦線を縮小するような規制手段を全
面的に行使する。環境庁や厚生省や建設省や警察
やそういうようなもので全面的に撤退作戦をやっ
ていく。これによって石油依存度は相当減って
くるはずで。

それから第三のわれわれが石油をがぶ飲みにし
ておりますのは使い捨て経済であります。耐久消
費財をほとんど使い捨てております。部品の残さ
ないものですから修理して使えないわけですね。部
品の保存期間を調べてみますと、通産省で指導し
ておりますのは大体冷蔵庫やテレビなんかでも
七、八年しか部品を残さない。こういうかっこう
になっております。外国は調べてみたら二十年残し
ています。二十年ぐらい修理に耐えているわけ
です。小ものでも十年ぐらいの部品を残して修理に
耐えています。こうやって猛烈な大型家具の使い捨
てをやりますが、これがプラスチックや鉄鋼の猛
烈な需要を呼び起こします。ここをもっと法的に
チェックする方法はないかということです。

もう一つの考え方は税制を使います。もとの悪
いべらべらのすぐ流行を追ったようなものにつ
いては物品税を禁止的な水準に上げる。そしても
のいい長く使うようなものについては物品税を安
くする。つまり償却税という考えです。償却期間
に応じて物品税を操作する。物品の耐用年数とい
うのは仕様書を見ればすぐわかるわけですから、
それをもとにして税金をかけていく。材質は耐用
年数どのくらいもつようなものを使っているか、
構造はどうなっているかということを見て、そし
て年数に応じて物品税を操作する。そうしますと、
べらべらなもの、流行を追ったものをつくると物
品税が高いから消費者は買わない、メーカーもこ

れは売れないからつくらない、もとのいいものを
つくるといふ形で、いまの特に耐久消費財の売れ
て売れないという状況は大きくブレ
キがかかるはずであります。こういうふうにして
押える。

あと紙の使い捨てが非常に起こっていますが、
これはリサイクルをはかっているようにすると
か、かんのリサイクルですね。たとえばかんのほ
んぼん捨てていますが、これは精神に非常に影響
を与えますから、こういうものは自動販売機で売
るときに必ずかんの汚染料をとる。そして持っ
てきたら汚染料を返す。まじめな人には返す。自動
販売機には必ず自動回収機というのを義務づけ
て、口があいていて、そこへ入れますと中でべち
んとつぶして三十円ぽろりと返してくれる。こ
ういう自動回収機をつけないければ自動販売機の設置
を認めない。こういうふうなシステムでリサイク
ルをはかっている。この場合はまじめな人は返し
にきますし、かりに捨てても、これはバタヤ
さんが集めればバタヤさんは成長産業に変わるわ
けであります。こういう意味でリサイクル経済の
方向に切りかえなければいかぬ。

私はこの三つの大ものを、使い捨て経済とそれ
から交通戦争経済、それから生物化学戦争経済に
当てるようなこの合成物質の乱用、この三つを押
えますと、大きく軌道修正になるんじゃないか。
石油というのは相当浮いてくる。そうすると、民
需品については、普通の石油製品については十分
に潤沢に供給できますし、それほど統制は要らな
いかもしれないということが考えられます。

つまり、われわれの経済というものを考えてみ
ますと、どうも日中戦争のときに似てきているわ
けです。日中戦争は零戦だとか、タンクをどんど
んつくって使い捨てをやっておりました、それで
もってポトルネットに入りまして、資源の制約に
入ったので統制をやらなければいかぬ。マル公が
要る。そしてみんなが買いためにやりますと、そ
れは非国民だといって押えなければいかぬ。そし
て経済警察が要るといふふうな統制経済にすり込

んでいったわけですが、どうもいまの日本経済、
工業国全体がそこに入りつつあるような感じで
す。だから労働力につきましても、賃金統制だ何
だといろいろやるが出てきましたけれども、
いまも非常にそっくりであります。

エネルギーが不足するので、いまの石油文明の
軌道をまっすぐ使い捨て文明を進めていけば、そ
れは物資が不足する。そこで統制をやらなければ
いかぬ。マル公が要る。それから買いためは、こ
れはばかなことをやっているといつてお説教もし
なければならぬ。あるいはいろいろな統制も必要だ
といふふうなことになるわけでありまし
て、ここの解決策は、石油文明の軌道を放棄す
るということだろと思うのです。たとえば、日
中戦争のとき、幾ら統制を綿密にやりましたも、
国民に生活の安定を期待することはできないし、
インフレを抑制することも非常にむずかしかつ
た。こう案ぱりをいろいろやってもだめなわけ
でありまして、結局あのときの解決策は、日中戦争
という目標を放棄する以外になかった。戦争経済
の軌道をはずしてしまおう。そうすれば自由経済に
返れたわけでありまして。

現在でも同じような状況があるのではないで
しょうか。つまり交通戦争経済、生物化学戦争経
済、こみ戦争経済の中にまっしぐらに進んでおり
ますが、この軌道を放棄するということによって
石油は最も大きく余剰を見出すことができるので
はないか。そうすればそんなに配給だ統制だとい
うのもいいんじゃないか。

またもう一つ、所得政策という名の賃金統制が
登場しつつありますが、これもおそらく必要がな
くなるでしょう。といひますのは、電機産業やベ
トロケミカルやあるいは自動車産業において大量
の失業が発生いたします。いまのような急ブレ
キをかけますと大量失業が出てくる。いわば部分
不況であります。不況が起こって出てきた失業者
を、他のいわゆる生活にもっと密着した分野にお
いて労働力がほとんど不足して、足りなくて物価
が上がっているわけですが、そこに復員させる。

いわば軍需産業に動員されている労働力を平時産
業に復員させるのと同じ機能が働くわけでありま
して、いまはあまりにも超完全雇用のためにイン
フレが激化しております。したがってこれを完全
雇用の水準に返すのだと思つて、こういう石油を
がぶ飲みする産業の部分不況を転回する、そして
財政やその他の面ではむしろ拡大政策をとってこ
れを吸収する、こういうふうな戦時経済から平時
経済への転換期における波状再調整のプランを持
つ必要があるのではないか。そういう経済モデル
に向かって経済政策を行使する必要があるのでは
ないか、こういうふうな感じがいたします。

私は、その類似点を、たとえばアメリカにつ
いて見ましょう。アメリカは朝鮮戦争が始まろう
とするとわっと恐怖購買が起き出す。いまもまた
恐怖購買が起ころうとありますが、この恐怖購買は、
結局第三次大戦にしない、マッカーサーを首にし
ちゃう、ということを通じて恐怖購買はおさまる
わけでありまして、これが政治のリーダーシップと
いうものでありまして、買い手がばかだ何だとい
うて説教することではない。大戦にしないとい
うこと、いままで言えば石油文明の軌道を放棄す
る、これしかないと思ひます。

それからその次に問題になりますのは、アイゼ
ンハワーは、朝鮮戦争が終わりますと軍事支出が
削られる、そこで大きな不況が起こります。その
ときに直ちに住宅産業を興すことによって、その
失業者をそちらに吸収して、波状再調整という形
で一年間で不況を突破いたしました。

こういうふうな計画されたリセッションを展開
するか、あるいはこう案ぱりの統制をやつて、
そして結局、業界のいろいろな力関係がありま
すから、力関係どおりにまんべんに配分せざるを得
ない。それから財政や金融の面では、ほとんど総
需要調整と称してデフレをかけざるを得ない。そ
うしますと、不況と公害とそしてインフレーション、
あまり有効に統制が働かないのでインフレー
ションが進む。三つの悪をわれわれは続けること
になり、不況がかえって全般化してしまふわけ

す。そういう形にしないで、部分不況という形にして、むしろ上げるべきものは上げて労働力を吸収し、エネルギーをそちらのほうで十分潤沢に供給していくというふうな再調整方法があるわけでありまして。そういうふうな経済計画について考えをめぐらして、その上でこの問題を討議すべきではないかという感じがいたします。

アメリカでも、先ほど言いましたように、価格メカニズムと税制で何とかならぬかというのでいろいろ努力しておりますが、われわれとしては、それに加うるに公害規制という三つの手段を用いることによって、優先順位をこういうはしの上げおろしまで規制するような統制手段をとらない方法があり得るのではないか。自由経済の軌道を進みながら、同時に石油を潤沢に供給するという方法、それはいわば再生産の軌道を全面的に切りかえるということです。つまり石油文明から訣別する、そういうふうな体系を持ち出していかなくては、もう工業国全体は成長できないところに来ているのではないかと。つまり、使い捨てでない、物がたまっていくような成長、ストックがたまっていく成長に入っていく。いままでは足踏みしているわけです。フローは成長度が高いけれども、どんどん使い捨てのわけですから、実際にはあまり成長してはいないのです。そういうのはいまや断念するのだ、そういう気持ちをみんな持つてくれないかということ国民に呼びかけるのがこの際政治の課題ではないかという感じがいたします。

自由民主党は自由経済の党であるというふうに名乗っておりながら、すぐこういう統制経済を出してくるというのは、体質上の訓練が不足しているのではないかと感じさせるわけでありまして。アメリカ共和党においては、そういう問題について十分な討議を経ていろいろ模索しております。日本もまたその模索の時期であります。

私のいま言いました経済政策は、いわば自動車保有税の強化だとか償却税であるとかあるいは公害規制であるとか、オーソドックスな自由経済と

両立し得る政策手段でありまして、それを使うことによってもっと伸び伸びと生活していく。この提案は、すでにローマクラブの報告をもとにして、オランダのマンスホルトがつかって提案していた提案を参考にしながらいま申し上げたのでございまして、オランダは一番石油で締め上げられていて、おそろくオランダはそういう問題について新しい方針を出すであらう。あそここの経済学者ティンバーゲンもそういう問題をローマクラブの委員によって調査し、研究しております。そういう経済政策路線が出てこなければいけない。そういうふうに出てくることによって、こういう法律は不必要にしてしまおうということが現在の政府の課題ではないかというふうに思います。どうもありがとうございます。(拍手)

○濱野委員長 次に、島居参考人をお願いいたします。

○島居参考人 私、石油を原料にしております石油化学工業協会の会長をしております。いま方石先生のお話で、どうもたいへん申し上げにくいのですけれども、先生のお考えはごもっともでございまして、だんだんそちらのほうにいくというところでございまして、とりあえず私は石油化学工業協会の現状について申し上げたいと思っております。

たいへん恐縮でございすけれども、一言石油化学産業というものについて説明をさせていただきますかと思っております。

石油化学工業と申しますのはナフサ、つまり粗製ガソリンを原料といたしております。これを熱分解してエチレン、プロピレン、ブタジエンその他のいろいろの留分を取り出して、これを原料といたしまして、さらにそれを加工いたしました多数の化学工業製品を生産する産業でございまして。ナフサを熱分解いたしましたエチレンというガスを生産の出発点といたしまして、その下流のほうには、ポリエチレンだとかポリプロピレンだとか塩化ビニールであるとかポリスチレンであるとかいうような合成樹脂並びにナイロン、ポリエステル、アクリル繊維などの合成繊維の原料、そ

の他合成ゴムあるいは各種のアルコール類というような製品がございまして。しかもそのまた下流には、さらにそれを加工いたします合成樹脂加工業あるいは合成繊維産業のいろいろな加工段階、あるいは自動車タイヤをはじめといたしますゴムの加工業あるいは合成洗剤につながる原料の加工、その他いろいろなペイント類だとか非常にすそ野が広いわけでございます。

次に、中心になるエチレンの製造会社はただいまのところ十五社ございまして、十七工場ございまして。四十七年の生産実績は三百八十五万トンでございまして、通産省の統計に載っております石油化学製品は約五十一種類ございまして。そういったしまして、それに関係しておる会社数は約百二十四社ございまして。四十七年の生産金額は一兆三千二百四十億円でございます。

そこで石油、電力の削減という問題が起こつてまいりまして、四十八年度のエチレンの生産予定量は、本年八月の調査によりますと、これは非常に物が足らぬという声が起こつてまいりましたので再調査をしたわけでございまして、そのときの当業界におきますエチレンの生産量は四百三十六万トンという予定を立てたのでございまして。四月から十一月までの生産実績は二百七十二万トンの生産でございまして、十二月の生産は約三十九万トンを予定しておったわけでございまして。四百三十六万トンから十一月までの実績の二百七十二万トンを引きますと百六十四万トンになります。したがって、十二月から来年の三月までの四か月間で百六十四万トンの生産を予定しておったわけでございまして。

今回の石油、電力の削減によりまして石油化学業界が、十二月分として現実に入手できる見込みのある石油、電力をベースにいたしました生産をいま推定しておりましたが、四十万トンぐらゐの生産を予定しておったのが約三十四万トンぐらゐいじやないかというふうに見えておりますが、これも実際入手いたします石油類によりましてさらにこれを割るのではないかとというふうに見えております。

す。それから来年の一月三月につきましては、さらに状況が悪くなつてまいりますので、いまのところ全くわれわれとしては予想が立たない状況でございまして。

それから、石油化学工業はほかの産業と違ひまして、石油のナフサをそのまま原料にいたしておりますし、さらにその原料を加工するために燃料が必要でございまして。その燃料の重油も削減をされておりますし、さらに、加工いたしますエネルギーとしての電力も削減を受けておりますので、三方面から削減が迫つてくるわけでございまして、たいへんきびしい影響が出てくるんじゃないかというふうな思っております。

それから、石油化学製品は原料・資材として非常に広い範囲に使われておりますので、いろいろ分野で石油化学製品の供給不足ということが起こつてくるんじゃないかと思つてたいへん心配しております。

そこで各社は、対策をいたしまして、削減されました石油、電力でできるだけ効率のよい生産をし、需要業界に御迷惑をかけないよう努力するつもりでございまして。と申しますのは、たとえば不急不要部門の石油、電力の使用を非常にカットいたしましたし、必要度の高いものに生産を集中しなければならぬというふうな思っております。需要業界におかれましては、私たちが供給いたします素材を効率よく使用していただくよう御協力をお願いしたいと思っております。

最後に要望でございまして、石油、電力が削減されてまいりますので、われわれとしてはこれを十分有効に使つていくように経営にくふうをこらしていきたくと思っておりますが、ただこの削減率が非常にひどくなつてまいりますと、先ほど申し上げましたように、原料そのものだけでは不足を、それを加工する燃料も必要でございまして、さらにエネルギーも必要だ、こういうことになりまして、そのバランス上、原料があつても工場が動かせないというふうな状況が起こつてくるんじゃないかということをたいへん心配しております。

すので、あまりひどい削減率は避けていただくようにお願いしたいと思ひます。

そこで、われわれとして希望いたしますのは、これはたいへん失礼なんですけれども、われわれはなけなしの石油を生活必需品の原料に少しでも生産していききたいと思ひますので、いま他の業界でナフサをなまきするというのが起こっておりますが、それはひとつでいいだけ原料としてわれわれのほうに回していただきたい。国際的にも世界各國でたいへんおそれるので、その辺はひとつ何とか考えていただきたい。

それからもう一つ、われわれの原料がガソリンと同じでございますので、どうぞひとつレジャー用などのガソリンはできるだけしぼっていただきまして、産業用のほうに回していただきたい、そういうふうにお願ひする次第でございます。

なお、われわれ業界といたしましては、この石油二法が成立いたしますのができるだけ早いことをお願い申し上げます。またこれにはわれわれとしては十分御協力申し上げていきたいという覚悟でございます。われわれの産業界がすそ野広く各業界に關係いたしておりますので、その辺、十分御理解いただき、御連絡していただいて、この削減に協力していきたく思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○濱野委員長 次に、春野参考人にお願ひいたします。

○春野参考人 消団連の代表幹事、春野でございます。

高い物価が十一年間続きました、ことは十二年度目に入っております。少しは終息するかと期待したのですが、過去十一年間よりもさらにものすごい高物価、その上には二月に輸入大豆の騒ぎがございまして、五・六月には大手企業の買占め騒ぎ、過剰流動性の何となく。おれはたいへんにあり余って、日本国じゅうを駆けめぐっている。十月、十一月に入りますと、灯油、トイレットペーパーあるいは洗剤、砂糖、みそ、しょうゆに至るまで、物不足、資源不足、そういうた

ものが一度におそいかかってまいりまして、生活のすべてが、いま力石先生がお述べくださいますように、石油を主軸にした商品、冷暖房、そういったものに切りかわってしまっております。長い間、たくさん物をつくりなさい、売らなさい、買って使い捨て、つまり浪費過剰の上にGNP拡大を世界に誇り、国民は豊かな暮らしをしているのだ、そういった誤った中にわれわれも巻き込まれております。これにこそ列島改造等のこともありまして、先へ先へ拡大して進んでいく。経済拡大をあくまでやるのだというふうな姿勢が、石油の輸入制限、こういう外国からの、私ども自身はどうも立ち止ましても手が及ばない制圧が加わってきたのは、まさに神の警告であらうかというくらいに私もはきぎよく受けとめております。

力石先生がいまお述べになりましたが、これは今回の石油不足を眼前にして急に先生がおまじめになったものではなくて、数年も前からあつたふうな基本的構想をお述べになっていたので、私も消費者といたしまして、非常に傾倒し、全面的に賛成している所論でございます。願わくば、ああいったふうな、三木先生がニンジンを持って中近東にはるばると旅をなさる、心中お察しいたしますが、何が何でもそれがなければわれわれは生きていけないんだ、経済がどうにもならないんだという、卑しいあるいは悲しい、絶体絶命のそういう境地には二度と立ちたくない、そういう気持ちでございます。

ところで、今度の、どろなわ式といえたいへん語弊がございましょうが、石油法案、それから関連して生活安定法案、この二つがいま眼前にあるわけで、私も非常に戸惑っております。ずいぶん以前からこの日あることを心配いたしました、あるいは過剰浪費に挑戦しよう、もっと物を大切に、不要な物はもうつくらない、あるいは買われない、そういうふうな引き締めできたのですけれども、むしろそういう消費態度は経済をどこかで阻害する。大いに買って大いに使って、つまり、浪費の上に企業経済の発展があるということ

に抵抗を示してき、自分たちなりの消費規制をしてきたつもりなんです。急にこのところに至りまして、こういう資源を使つての日本の発展であるというふうな教育もPRもあるいは歯どめも、そういうこともなしに国民を大いにおだててこまで引っぱってきまして、が然どうにもならぬ厚い壁の前に立たされた。その対策があつてここでつくられようとしている。これでは一体いのだらうかという戸惑いなんです。力石方式はやがて日本の将来に出てくることとしまして、とりあえずは石油需給適正化法というふうなものはあるいは臨時措置としてやむを得ないかもしれません。急に制限でございますから、制限される少量のものをどう公平に分配するか、消費を抑制していくか。このきびしさの前に私もは対応しなければならぬ。その意味で、恒久法でなくて臨時措置で済んでほしいと思ひます。

ところで、その内容なんです、内容に入る前に、相当よきような法律がかりにできたとしても、一体まんべんなくその法律の目的のように公平にいきけるだらうかという心配が早くもあるわけでございます。いつも正直者がばかを見る、いやな昔を思い出して、ずるい者が得をする、やみが横行する、特権意識がはびこる、そういうふうなやなことが先に連想されるのです。

不信感を持ちます近因は、この間うちのトイレットペーパー騒ぎ、あるいは近くLPガス、あるいは灯油等の騒ぎ、こういう混乱に私も巻き込まれました。方々の、同じ消費者でございますが、電話は鳴りつめ、私もほかの仕事ができませんくらいに悲鳴をあげたのです。その場合に通産省に連絡をいたしました。こういういう売惜しみがあつて、トイレットペーパーが倉庫にたくさんあるのに売っていない、どこでこの番地のどこにお店です、あるいはスーパーです、こうあれしだしても、一人や二人でその監督、取り締まり、警告、そういうことができますか。かえってしかられる始末です。

田中総理は、いろんな不満あるいは高い値段で

売るような場合には、私書箱第一号があるから、これは通産省の目玉行政ですが、そこに言いなさい。言つたって何カ月目に返事が返ってきますか。直ちにそれが即日見られて、すぐにも権限のある人がばつと飛んでいって、そういう不当、不正な行為はおやめなさいと言ふことができますか。この法律が動き出すことによって消費者が一番望んでいる、いつでもそうあつてなくて、また二倍も三倍も買わなくてもその店に行けばいつでも買える、しかし私ども自身も消費をできるだけ切り詰めていこう、そういう安心感が現実に出てくるかどうか、これが非常に心配なのです。

現に通産大臣は、トイレットペーパーも灯油もLPガスも、物はあるとおっしゃる。あつて、店にはないのです。ようやくと出てきまして、高い値段でと出てきています。それが現実。それはもとの値段に戻つておりません。また戻さずともしていい。灯油の三百八十円、店頭売りですが、これすらも五百円以上でなければなりません。現に、われわれも始終消費者からの電話があつて通産省に連絡をとるのですけれど、ありますよとおっしゃるのです。一人、二人の係官の方が、三百八十円で売つていて、ところがありますよとけんか腰なんです。どこですか。ようやく一軒だけ教えてくださる。一軒だけ。教えるというから一軒だけ教えたんだ、こういうふうなけんか腰なんです。

昨日の国会と思ひますが、ニュースによりまして、来年の四月ごろになれば三百八十円ぐらいであくまで売らせる、それが実現するだらうということをおねけぬけと高位の人が御返事になっておりますが、四月ごろといつたら灯油暖房もそろそろ要らなくなる。こういうふうなことが現にこの数カ月で体験済みなんです。ある。しかし店にはない。どつと出てくる。それは高い。個人タクシーのLPガスにしてもそうでございます。そういうたふうなことではなはいまから心配でございます。法案について二、三、これでいいのだからかと

いう点を大急ぎで申し上げますが、第一には石油。しばらくの間見通しがつくまでいっそびしっとした完全統制でいくかともいいたはうが、いいのじやないかという声もあるくらいです。いまの原案ですと、石油業界は大体独禁法違反の常習犯なんです。通産省と非常に密着していらつしやいます。通産省、通産大臣は、これからべつたりをやめて生活優先の通産行政をやりますから見ていてくださいといつこの間おつしやつたばかりなんです。が、まだその実績は見られません。そういう業界なんです。そこを頭に置いていきたいと思います。狂ってくるんじゃないか。

第二点は、この法律は価格が抜いてございますね。これが行政指導だけで、量が制限されますから、かえって売り手市場になりまして、業界も弱そうに見えて実は非常に強腰、あるものもあるいは半分ぐらいしかないとおつしやるかもしれぬ。そういうようなことで高い価格のカルテルへ追い込むのではないかと。また、それを認めざるを得ないというふうになりはしませんか、心配です。そうであるならば、いっそ独禁法を強化して公取がこれをしっかりとらむ、この権限をゆるめてはいけないと思います。

第三点は、第五条に生産計画とともに販売計画も含まれておりますが、従来、大体安全法ということもございまして、メーカーからずっと末端まで系列化ができておるようです。だから、おそらくそのプランは都合のいい配分になるんじゃないか。生活協同組合とか団地自治協あるいは婦人団体などでも共同購入をしたいという場合に、これがものすごく無視されはしないか。大臣はこの変更を指示することができると言われますけれども、はたして業界べつたりの通産省が、消費者利益、生活優先ということを中心にしてききとしたそういう指示ができるかどうか。また、配分とか価格構成、これは輸入価格から何からすつかりわかるわけですから、いっそ価格、配分等については学者、消費者、そういうものを加えた審議会、これはもう活発に開かれてつこうですから、一

切がわかって一切が公開される、そうして量の少ないものを公平、明朗に、何の暗さもなく、一般国民が納得の上、このきびしさに明るい気持ちで対応したいということはどうだろうか。

それから第十六条ですが、通産大臣が主務大臣に違ひありませんけれども、生協や何かは厚生大臣が主務になると思います。それから団体の自治協あるいは婦人団体等、こういう場合は経企庁なのでしょうか。やはり主務大臣といわれるならば、通産大臣がオールマイティーにならないように、ここも明確にされるべきでございましょう。同時に、こういったバランスをとってまいりますのに、消費者協同組織に対して、共同購入に対して具体的に現実に販売者が販売を拒否するのです。そういうことをしてはいけないというふうなことも明記しておく必要がありましよう。

それから、先日大手十三社でしようか、石油十三社にカルテル等の違反があるというので公取が立ち入りいたしました。警告あるいは明らかに違法だ、こういうことを言っただけで、従前の価格に戻しなさいという権限はないのです。そういうあいまいなことではこの強烈な、きびしい、しかも、うかと間違ふとんでもないデメリットな、不愉快な状態がたゞさん出てくるおそれのある法律がますますつくられようとしている。非常に慎重に考えていただきたいと思ひます。

最後に、さつき申しましたような中央官庁だけの机上プラン、計画はよろしい、おつしやることもいい、大臣はあるという、しかし店にはないという、値段はこうです。その倍ぐらいの価格でないと手に入らない、こういうことを一々私書箱とか電話を直にあらして右左に動くということとはとても不可能だと思ひます。この際、非常事態を切り抜けるためにも、地方自治体も総動員して、そしてみんなでこの事に当たる、そして明朗に処理していく。いやしくもやみ、ずるさ、不公平、特権、そういうふうなことはしてはいけなしい、させもしないというふうな対応姿勢から、地方自治体の方々も腕を撫しておられると思うのです。

先日金沢に参りましたら、市長はじめ生活安定本部というふうなものまで設けて、何とかして民心に貢献したい、物資の安定をはかりたい、しかし石油やその他については何の権限もありません、こういうことも言っておられました。非常事態といわれるならば、その非常時を切り抜けるために地方自治体も大いに動員されて、いつでもわれわれはどこへでもかけ込んでいく、どこへでも情報を提供する、情報によってすぐ動いていただくというふうなことを、苦い経験からことは添えたいと思ひます。ありがとうございました。(拍手)

○濱野委員長 次に、水野参考人をお願いいたします。

○水野参考人 水野でございます。私は電気事業連合会の石油・電力緊急総合対策本部の副本部長として意見を述べさせていただきます。

緊迫した最近の事態を勘案いたしますと、石油需給安定化法案の趣旨に全面的に賛成であります。一日も早い成立を希望いたします次第でございます。

以下、その理由を申し述べたいと存じます。まず電気事業の最近の事情について説明させていただきますが、現在、九電力会社の供給電力量の約七五％は石油による火力発電に依存いたしております。昭和四十八年度の下期について見ますと、当初計画した石油の消費量は、重油に換算いたしまして約二千八百万キロリットルでございまして、これはわが国石油消費量の約二五％を占めております。したがって、今回の石油危機は電気供給にきわめて深刻な影響を与えております。

また、電気の特長からいたしまして、全体の需要と供給のバランスが大きくくずれましますと、自動的に広範な地域にわたって無差別に停電することになりまして、社会的にきわめて憂慮すべき事態を惹起するおそれがございます。

このような事態を事前に防止し、不足の中にも最低限の電力需給秩序を維持するため、政府にお

かれましては節電に関する強い行政指導を進めておられますが、電気事業としても、極力石油の確保をお願いするとともに、自発的に電力需要の節減につとめております。しかしながら、十一月の需要節減の実績を見ますと、いまだ十分に節減が徹底されておられません関係もありまして、九電力全体で三％程度の減少にとどまりました。

一方、供給のほうについて見ますと、本年はあいにく記録的な渇水もございまして、現状程度の需要節減の効果は織り込みましても、十二月の必要石油量は約五百五十万キロリットルに達するのでございまして、このうち現在までに確保のめどがついておるのは約四百五十万キロリットルでありまして、約一八％、おおむね百万キロリットル程度の調達の見込みが立つておりません。これは電力需要全体に対して約一四％の供給不足に相なります。したがって、十二月だけにつきましても、現在以上の節電と燃料の追加調達が必要となつておる状況であります。

また、一月以降につきましては、各方面の情報を総合いたしますと、さらに事態が悪化することは避けられないと思われましますので、電力需要の節減と石油確保の両面で抜本的な対策が必要となつております。

このような緊急事態に直面いたしまして、電気事業といたしましては、石油需給の逼迫を十分に考慮し、極力電力需要の節減をお願いいたしまして同時に、電気を持つ社会的特性上、必要最小限度の石油の確保を強くお願いいたしまして、この難局に処する電気事業の責務を果たしたいと念願するものでございます。

電気の需要節減につきましては、ここ一カ月の実績を顧みましても、行政指導とかわれわれ事業者の要請による需要家の自発的協力だけではおのずから限度がございますので、現在、電気事業法第二十七条に基づいた電気使用制限の早期発動をお願いいたしております。通産御当局におきましても、鋭意準備を進めておられると承っております。近々のうちには法令の整備、告示が行な

われまして実施に移されることになると思われませんが、電気事業といたしまして、さらに需要家の御理解と御協力を得まして需要節減の実をあげていきたいと考えておる次第でございます。

しかしながら、電気は、先ほど申しましたとおり、生活、産業の全般にわたって欠くことのできない基盤エネルギーでございます。一般需要につきましてはあまりに大幅な制限といたしまして、カットを行ないますと、たとえば病院であるとか交通信号機あるいは地下商店街などの機能が麻痺し、はかり知れない社会生活の混乱を招く懸念がございます。また、大口産業需要の節減に主として期待するところの場合、これがかなりの期間続きました場合には、基礎資材の不足あるいは価格の高騰を通じて、国民生活の破綻を来すおそれがございます。このため電力需要節減にはおそれから限界がございます。こういったカットできない最低限必要な電気を供給するための石油は、ぜひとも確保しなければならぬのでございます。

今回の石油危機に伴います緊急措置として、ただいま御審議中の石油需給適正化法案につきましては、これが成立し、実効ある運用がなされれば、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営をはかる観点から、秩序ある石油の供給が可能となり、したがって、生活と経済の最低限度を維持する電力のための石油は優先的に御配慮いただけるものと存じております。すなわち、法案第九条第二項の「公共の利益の確保のために不可欠な事業」というこの「事業」の中には、ぜひ電気事業を包含していただけるよう御配慮をお願いしたいと存じます。もとよりわれわれも、石油業界と自主的な話し合いを継続してまいり所存であります。電気事業法による法的規制と本法案が両々相まって、石油危機によってもたらされるであろう混乱を最小限にとどめるものと期待しております。

以上、電気事業の率直な実情について御説明をし、石油需給適正化法案の一日も早い成立と実効ある運用を希望いたします。私の陳述を終わります。ありがとうございます。

○濱野委員長 以上で各参考人の御意見の開陳は終わりました。

○濱野委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

質疑の際は、まず参考人の氏名をお示し願いたいと存じます。

なお、念のため参考人に申し上げますが、発言をされる際は委員長の許可を得て、しかも質疑に対する要領を得た御発言をぜひお願いしたいと存じます。

板川正吾君。

○板川委員 力石先生にお伺いしたいと思っております。

先生からたいへん貴重な御意見を開陳いただきまして、初めて私もほんとうに参考人らしい意見を伺ったわけでありました。先生の考え方で、石油がぶ飲み産業構造というのは徹底的に追放しなかつたらぬ、こういう御意見でございます。これは私も、長期的な展望としては当然こういう方向に向いていかなくちゃならないと思っております。たとえば交通関係の先ほどの御意見でも、この狭い日本が広いアメリカのまねをして、平地面積当たりをいいますと石油の消費が九倍にも達しておる、こういうようなこともわれわれは考えなくちゃいけないし、また鉄道と自動車の関係にいたしまして、四十五メートルの高速道路を狭く日本につくる、そうしてこれの一日の輸送力というものが、大人体間にいたしまして六、七万から最高が十万人であります。しかし、鉄道は複線十五メートルで三分の一、そしてこれは一時間で十万人から十二万人、一時間で自動車の一日以上の輸送力を持てるはずで、にもかかわらずいままでの政府の政策というのは、鉄道をほうりっぱなしにして自動車優先の政策をとってきた。これは大きな間違いだと私も痛感いたしております。

ただ、先生の公害追放型の産業構造への転換ということですが、私は一つこういう点がさらにあつてはなるべきじゃないかと思うのです。それはいまの電力料金の体系なんです。いまの電力料金は産業育成型、生産第一型にできておまして、大口電力については三円七十銭、それから家庭電力については十二円、しかも税金をかけたおる。全くかさかさな料金体系ですね。で、先生の公害追放型の産業構造転換というのはや時間がかかるといふか、それは急いじゃないんじやないかと思うのであります。もちろんその方向を向きますが、このかさかさな電力料金を、民生にはうんと安くしてエネルギー多消費型は高くする、こういう政策をとればエネルギー多消費型の産業から移行するのがさらに早いんじゃないか、私はこういう感じがいたしますが、その点に対する先生の見解が第一点であります。

次は、確かに私も、電力料金とか、あるいは公害追放型の産業政策をとりまして、当面、石油の緊急対策というのにも目をまわすわけにいかないんじゃないだろうか。だから私も、最小限度これに對してある種の統制を加えて取り組むことも、当面の対策として政治の場においていたし方がない、こう思うわけでありまして、そこでこの統制のあり方ですが、先生がおっしゃってましたように、一つはアメリカ流の価格メカニズムと税制を通じてやります。しかしこれは、物価がどんどん上がると、アメリカなんかでもガソリンなどは一年前の一・八倍ぐらいになっております。こういうことになりましたと、どうしても金持ちだけに物が入るといふ傾向になるだろうと思つて、それから次に、きょうは鉄鋼の稲山さんおいでになられますが、稲山さんが多年主張されております産業カルテル、産業界の自主的なカルテルで統制していこう、こういう考え方も一つあります。しかしこれまた独占に産業支配を明け渡すことになりまして、これは民主的な経済の発展になりません。そうしますと、何か他に適当な方法というややはり国家による統制

ニズムを「た」かうやれ、こうやれと言ったって、これは需要と供給の関係で非常に微妙に動くわけですから、これが最適なところはどこにあるかということは非常にむずかしい。共産主義国は全部それをやっているわけです。それをやることによって動脈硬化を起こしてかえって失敗しているわけでありまして、そういうむずかしい手段をいさなり手をつけようとしなくて、やり得るやさしい手段で、しかも効果のある公費規制みたいなものを使いなさい、こういうふうには言っているわけでありまして、むずかしいところへ、迷路に入り込んで泥沼へ引きずり込まれちゃうわけです。そこへいきますと、非常にむずかしくなります。それよりも、とにかく石油についてがぶ飲みが終われば潤沢に供給されますから、むしろ一般的な灯油やプロパンなんかは供給超過基調にしておけばいいわけです。供給超過基調にすることができれば、何も価格をいじることはいないわけでありま

すから、そういうふうな需要のコントロール政策というものをもち込むのが一番現実的であると思ひます。その現実的な手段をたな上げしていまの小手先を弄しますと、これはおそらく失敗するだらう。経済というのはそういうものなんじゃないかと思ひます。いまおっしゃるようなやり方がジャスファイでできるのは、戦後の過小生産の危機のような時期にジャスファイでできるものであつて、現在のようない時期にはまだまだジャスファイでできる条件がないというふうに見たほうがいいのじゃないかと思ひます。すけれども。

○板川委員 たいへんありがとうございます。

ただどうも私も、総論も賛成で各論も賛成にしたいんですが、しかし、いまわれわれは、こういう法律がまいたの上ですに、乗っかっておるんです。どう料理しなくちゃならないかということなんです。先生の各論のいろいろな政策というものは、これから池からつり上げてきて料理はしていきたくと思つてはいいんですが、いま当面この問題が法律の審議の組上にあがっているものから、そういう意味で当面の考え方としてという気持ちで伺つたわけでありまして。時間がございませぬから失礼させていただきます。

○水野参考人 春野消団連代表幹事にお伺いをしたいと思ひます。

時限法にすべきだ、こういう御意見でありまして、実は私も、こういう法律をどうしてもやるならば時限法にすべきだ、こういうふうな考へておるわけでありまして。特に独禁法についていへん御心配をされておるわけです。今度の例の公取と通産省、公取と経企庁の賞書等によりまして、これは公取が名をとつて実質的には産業官庁が実をとつた、カルテルを容認されたものというふうな理解している、こういう点が実はこの法案の運用上重要な問題になっておりまして、私も独禁法の基本というものをこの審議の過程で明らかにしながら書いていきたい、こう思つております。これについては御意見は要りません。時間の関係もございませぬから失礼いたします。あと

五、六分です。

次に水野参考人にお伺いをいたします。

電力は非常に便利なエネルギーであります。しかしある意味ではたいへんぜいたくなエネルギーだと思つておられます。熱効率が非常に低い。石油一〇〇に対してこの発電効率が四〇％だ。四〇％しか熱が使えない。しかもそれが輸送の段階で五％ばかり落ちるといふことになりまして、約三分の一のいいしか熱効率が低いといふこと。それだけ便利なエネルギーであります。で、私は、業界としてこの熱効率を引き上げるような努力、これをどういふふうなされておるかといふことを伺いたしたいと思います。

それから、これからエネルギー、石油もたいへん窮屈になってまいります。石炭政策に対する希望といふことが、石炭政策に対する御意見がありましたら、この際承りたいといふこと、それから地熱発電あるいは揚水発電、こういう多角的なエネルギーの開発といふのが必要であらうと私は思ひますが、電気事業連合会としてこういうものに対してどのような取り組みをしておるか伺つておきたいと思ひます。

○水野参考人 お答え申し上げます。

第一の点は器具の効率のよいものをつくれというお話でございます。私も効率という点はずっともと非常に考へておりました。これはメーカーさんその他も打ち合わせいたしまして、非常に効率のいいものをつくつていただく。それから最近、こういう例をあげてみますと、あまり効率効率といつて電熱器を推奨されるということではなくて、差込栓をいまだに用いておられるところ、まあ技術開発部というのにもございまして、いろいろ効率のいいものその他を各界あげて協力して開発していききたいというのが私の姿勢でございます。

それから石炭政策に対する御希望でございますが、石炭は実はたいへん重要なところの公害の関係でありまして、現に東京電力におきましては

石炭はたいへん重要なところ、一かけらもございませぬ。北海道電力さんは石炭は使いやすいと思つておりますが、それで、石炭を燃料とする火力発電所といふものを、今回のこの石油問題にかんがみまして、いろいろ調査いたしましたところ、なおよ百万トン程度は九電力において消化できるような数字が出ております。ただし、これもいろいろ問題がございまして、石炭を運搬いたしますと、いろいろ施設が要りますが、そういう設備を取りつきましたら、あるいは公害の問題で石炭にかわるほかの燃料を使ひますので、いろいろな施設を取りはづしてしまつておられますので、そういう施設をまた再取りつけとかいろいろな考慮が必要でございまして。そういう点で、いまのところ、取り調べましたところ、百万トン程度はまだ石炭政策に協力できるのではないかと見込みが立つております。

それから地熱発電、揚水発電でございますが、地熱発電は、いまのところ、調査いたしました三百万から五百万キロワットぐらいの地点は見つかつておりますが、何しろこれが国立公園地帯であるとかいろいろな地帯の中にございまして、そこで、公害、環境問題とかね合ひが非常にございまして、それをどういふふうな話し合ひを進めていくかといふことが非常に問題になっております。

それから揚水地点も同様でございますが、これも最近、非常に環境整備の問題で、あまり山をくずすとか、がけに手を入れるとか、いろいろな支障がございまして、電気事業といいたしましては、いろいろの石油その他にかわつていきます新しい熱源と申しますか、これらは、もうすでにあります。いままでやつておりました問題でありますので、そういうものの再検討という点につきまして、各九社、あるいは電発さんを入れまして検討を進めておられます。決してないがしろにしてはおりませぬけれども、いろいろそういう問題のありましますことをひと御承知願ひたいと思ひます。

○板川委員 それじゃもう一問水野さんに伺ひます。

すが、先ほど力石先生からもお話がありました。電力料金体系ですね。産業用と家庭用との比率が、日本は家庭用一〇〇に対して産業用が四一、イギリスは一〇〇に対して八八で、比較的産業用と家庭用の差がない。アメリカでは六五ぐらいだつておる。そういう国はないのですね。これは、イギリスみたいに電力が少なくなつてきますと、産業用と家庭用というのがその料金が違わなくなつてきておるようですね。もちろん全体としては日本は若干高いのでありますが、それはそれといたしまして、電力料金のあり方が、いままで電力が十分あるといふときに、あるいは生産第一主義といふ産業政策のときに立てられた料金体系じゃないだらうか。今度のように、もう石油が従来のように豊富に来るといふことはなし、しかも社会の電力に対する要求は強いといふことになりまして、どうしてこの電力料金体系といふものに根本的にメスを入れなくちゃならないと思つておられますか、これは電気事業連合会としてどういふふうな御理解をしておられますか。

○水野参考人 電気料金につきましては、あくまでも現在の原価主義が一番公正妥当なものではないか、私もこう思つております。御承知のとおり電気料金には、どういふふうにしてその根拠をつくつていくか、算定していくかという法律、そういうものもございまして。しかも認可料金でございます。そういうときに問題になるかと思ひますが、われわれ事業者といつたしましては、あくまでも原価主義が一番公正妥当ではなからうか、こう存じております。

○板川委員 原価方式というのは、国鉄の場合には、たとえばローカル線と東海道線は個別原価方式をとつて料金が違うといふことをやつていない、同じ原価方式でも、これはそのときの社会的な、政治的な影響を受けた料金計算体系になるはずでありますから、こういう社会の要請といふのもひとつ念頭に置いていただきたいといふことを要望いたしまして、私の質問、時間となりました。

ので終わります。ありがとうございます。

○清野委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 力石先生にお尋ねをいたしたいのですが、先ほどの御意見は、日本の産業政策はどうあるべきかという点から、まことに傾聴に値する御意見であると拝聴したわけですが、現在石油に依存をしているというこの現実を否定することはできない。してみますと、急激な混乱を避けていくという点から、私もどなたもいたしましては、いま政府が提案をいたしております法律案を修正いたしまして、これを成立させなければいけないのではないかと考え方の上に立っているわけでありまして。

その点からいたしまして、この法律案は前段と後段の二つに分かれています。前段は、現在行なっている行政措置という域を出ない。問題は、法案の第十一條の「割当て又は配給」というこの条文によって運営しなければ効果を發揮することはできないのではないかと。ところが、この法案の十一條はほとんど政令にゆだねられているという点であります。この点を問題視するわけでありまして、石油需給調整審議会をつつて、この十一條に規定をいたします使用制限であるとか、割り当て及び供給側の計画の変更、あるいは先ほどお話がございました優先順位の問題等は、これに諮問をするということが適當ではないかと思ひます。この点に対する御意見をまず一点お伺ひいたしたい。

それから次は石油公団法の問題でございます。いわゆる産油国に対しまして、日本の石油を掘ってただ持っている、その石油はしきの経済協力という形に反発がありますことも事実であります。石油公団があります、この公団は、御承知のとおり、現在、融資のあつせんをする、あるいは保証業務というのに限られている。これだけでは開港輸入、備蓄、これらの業務を行なうことが適當ではないかというように考えます。この点に對して先生のお考え方がいかにあろうか。それからなお、この法律案を見ても、政

府の責任が明確でないということでありまして。政府の責務ということ規定をいたしまして、その中身に対しては私どもの考え方もありますけれども、時間の関係もありますから省略をさせていただきますが、お目通しをいただいていることだと思ひますので、これらの三点に對しまして先生のお考え方がいかにあろうか、その点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○力石参考人 私、石油というのをいわば電力と同じような形で公益事業体というものにしていくということが将来的な展望ではないかと思ひます。公益事業体にしてしまえば、石油価格については公益事業料金と同じような考え方に基づいて、ほとんどコントロールできるわけです。ところが、それを一ぺんにやれないというところは、いまメジャーの石油系の会社がたくさんございまして、これを一つにまとめて公益事業体にするということとは非常にむずかしい。国際的にも非常に圧力がかかってむずかしいだらうと思ひます。力関係からむずかしいと思ひます。したがってそのもう一つ以前の段階における公益事業体の形成というのが一つの政策手段ではないか。それは、いまおっしゃる石油開発公団、これの役割をもっともつと大きくして、大体開発から配給まで全面的にこれをコントロールするという形、つまり石油開発公団に民族系の石油会社を一本にして統合してしまふ、これが一つの政策手段にならうかと思ひます。イタリアのENIという会社があります。これは石油価格から何からみんなやっておりますけれども、国策会社でございます。ドイツはデミニックスというのを持っております。フランスはフランス石油を持っております。これがメジャーに對抗する対抗力として、国策会社としてコントロールできる武器であります。この武器を日本政府が持っていないこと、つまり、民族系がよろよろして抜けがらの開発はやっておりますけれども、全体の統合した力を持って、リスクを克服して産地直結のルートをつくり、そして自主開発、輸入のルートをつくり上げることができなかった。これがい

ままの石油政策の根本的な間違いであつたと思ひます。

メジャーに對抗するために、民族系の会社をいわば国策会社として統合する。共同石油みたいな形で小さく私的会社で統合するのではなくて、もう開発公団に全部民族系は一緒にしてしまふ、出光さんも全部一緒になつてもらう、そして配給ルートもそういう国策会社を通じて大きなルートを持つ、こういうふうになりますと、メジャー系の会社に対する大きな対抗力を持ちますし、それから配給の価格の形成につきましても、その会社については国策会社でありますから、政府の方針に基づいて、優先順位に基づいて石油を流し込む、配給することも可能になるでしょうし、それから統合された資本力を用いて、政府のバックアップのもとに石油開発国との協力関係、たとえば、向こうの現地の人たちが日本の、先進工業国の内部にその配給会社まで持たたいというふうな要求があれば、それについても、合弁会社その他を通じてやってもけっこうだというふうな考え方もできるでしょうし、メジャーがやれないような大幅な行動をとれるような国策会社をつくり上げることで、これが必要ではないか。つまり、あとの結果をこちよこちよやるのではなくて、その政策主体というものを大きくつくり上げて、これのある程度の自由裁量のもとで国家的な目標が実現できるようにする。これをプレイヤーとしての国家といひます。プレイヤーとしての国家というのは、そういう競争的な公企業をつくり出すことによつて、これが動くことを通じて政府及び国家の目標がある程度実現してくる。メジャーが非常に高い価格をつけるのに、こちらは非常にいい価格をつけておる、やはりこちらのほうがいいというふうなことがはつきりわかるような競争的な公企業をつくり出す。これが過渡期的な手段としてあり得ると思ひます。

これをやりますと、企業体に弾力的にそれをまかせざるわけでありまして、その総裁は、いまおっしゃいますような石油審議会から総裁を出すとい

うように、国民の中立的な代表者が総裁になつてもよろしいと思ひます。そういうふうなことを要求されれば私は具体的に思ひますけれども、いまのこちよこちよしたやつをあつて価格をコントロールすることはとてもできないと思ひます。ですから、やるとすればそういうふうなソーシャリゼーションをやつたほうがいいというふう

に思ひます。これが一つです。

それからもう一つは、石油開発国との協調の問題でございますが、石油に加工を加え、石油化学工業その他のプラントをわれわれが輸出する、そして南の国々との協力関係を強化する、これは私も当然だろつと思ひますけれども、しかし、そればかりに傾くというところは非常に問題があると思ひます。

現在の通産省の知識集約型産業への移行というスローガンは、非常に問題があると思ひます。といひますのは、それは具体的に素材部門、コンビナートを南の国に全部追い出すということなんです。といひますと、コンビナートというのは非常に公害集約型でございます。この公害集約型鉄鋼や石油部門をほとんど南の国に出しますと、そこでたれ流しを猛烈にやるわけです。南北問題が非常に激化いたします。そこで私、先ほど言ひましたように、洗剤よりも粉石けんを、合成繊維よりも天然繊維を、それから合成ゴムよりも天然ゴムを、南の国に技術援助をする。そういうものはわりあいとクリーンでございます。こちらのほうは伝統的なものでございまして、合成過程における公害は出ません。むしろ、太陽エネルギーと炭酸ガスを吸収して酸素を供給しながらつくるわけでありまして、そういう光合成物質のプラントを石油開発国以外の国々にずっと援助していく。つまりそれは石油への依存度を太陽エネルギーへの依存度に変えられたいということなんです。

そういう意味で、石油開発国に對しては合成化学工業その他の援助をするのもけっこうでございますし、けれども、その他の国、インドネシアと

かマレーシアとかフィリピンとか、そういう国々に対して、そういう伝統的な在来品に高度に加工するプラントを輸出して、その加工品をわれわれが買っていく。そのプラント工場の技術をわれわれが輸出する、その加工品をわれわれが買う、こういう貿易関係になるべきではないか。そうしますと、そういう天然物質というのは循環性物質でございまして、枯渇する可能性がない。むしろくちやに使い捨てさしなれば、栽培していけばふえてくるわけでありまして、栽培の量のワタ内ですべていく限り無限に供給できるわけです。そういうふうなものに基礎を置くことができるし、公害輸出だという南北問題の激化につながらないということ。

それからまた、南の国々がそういう天然物質をほとんど日本に輸出できるようにしまして、合成物質のかわりにそういうのをわれわれが使うようになる、われわれの国内における公害が除去できるだけではなくて、南の国における人口爆発がおさまってまいります。というのは、輸出所得がふえてまいりますから、これによりまして所得水準が非常に上がります。国際収支の天井が上がりまして、経済成長率がいま四、五%ですが、これが七、八%ぐらいに上がるであらうしょう。そうしますと、所得水準がいま百ドルぐらいたまいて上りますが、これが三百ドル、五百ドルぐらいたまいますと人口爆発がおさまる。といひますのは、現在のように経済成長を押えておきますと成長率が低い。所得が上らないと、これは貧乏人の子だくさんの法則というのが働きます。大体自分のおやじの労働で食えないから、やたら子供を生むわけです。それから、ほかに養ひまがないということがあってやたら生むとか、それから所得水準が低いと老後保障ができません。そうすると、やはり子供がたよりでありますから、たくさん生んでおけばいいのが当たるだろうというわけでやたら生むというふうな形で、貧乏人の子だくさん法則が働いているわけです。その法則から突破できるのは、大体三百ドルから五百ドル

へ上がると突破できる。そうすると人口増加率は、キプロス、台湾、シンガポール、香港、イスラエル、この国々は三百ドルから五百ドル水準へ来て人口爆発が半減しております。大体一%から〇・五%にずっと近づいている、こういう形になるわけです。そこまですと、食糧の需給の安定につなげていきます。いまのような爆発では、食糧の絶対量は一%ぐらいいかふえませんが、人口爆発に食糧が全然追いつかないから、飢饉がどつとくる。飢饉が進んでますと、アメリカ、カナダの過剰農産物で援助するだけで精一ぱいです。こういう形になるわけでありまして、

したがって、われわれが合成物質の深追いを押えることは、南の国の天然物質の加工製品の輸出を強化し、そして人口爆発を抑え食糧の安定につなげていくわけでありまして、われわれの合成物質の深追いを押えることは、風が吹けばおけ屋がもうけるような関係で、世界の食糧危機に対処し、その面からもインフレ抑制効果があるわけです。だからわれわれは、日常生活において合成物質の深追いを押えるということを通じて世界の食糧に寄与する。またそれは南北問題に対処することになり、南の石油開発国以外の国に大きなプラスを与えることになるだろう。こういうふうな展望を、これはおそらく国連環境会議第二回会議の課題だろうと思ひますけれども、そういう問題を含めて現在のわれわれの産業政策をとらなければいかぬ。つまり知識集約化でコンビナートを外へ出せばいいというふうな国際分業ではなくて、エコロジカルな国際分業に変わらなないといけないのではないかと感じがしております。南への援助というものを石油開発国に限定しない、そういう形に拡大して考えるべきではないかというふうに思ひます。

いま全部答えたでしょうか。あと残っておりますか。

○中村(重)委員 割り当てまたは配給、これ以外には実効があがらないだろう。そうなると、石油需給調節審議会をつくってこれにはかるとい

うことが適当ではないかということに対してのお答えは……。

○力石参考人 ですから、そういう企業体をしっかりつづけて、競争の公企業としての、メジャーに対抗できるような産地直結ルート、大きなパイをつくり上げて、それが国内のマーケットにも大きな影響力を持てる、そういう機動的な、フランクショナルな公的企業体というものを持つことを通じてコントロールするという政策手段があれば、その審議会は意味を持つと思ひます。ですから、そういうふうな形でその審議会が政策を行使される分には、私は反対ではございません。

○中村(重)委員 時間の関係がありますから簡潔にお尋ねをいたしまして、またお答えもよろしくお願ひいたします。

春野参考人にお尋ねをいたします。この法律案を制定するにあたって、独禁法の問題が実は相当議論になりましたことは御承知のとおりであります。この業界の政府の施策に対する協力、これは独禁法違反ではないという考え方の上には実は立っている。ところが、石油業界は諸悪の根源であるということを通産省の高官が言ったということではない問題になった。きのうも石油業界の関係の方々には参考人に来ていただきましていろいろと御意見を伺ったわけで、その姿勢に私は問題があるというように考えているわけでありまして、また、そうした業界と通産省の癒着といふことが問題視されていることも事実であり、結局これは独禁法違反になる、独禁法を骨抜きにするということになるのではないかと、いわゆる批判されている業界と通産省の癒着ということが公然と今後まかり通っていくということにつな

がっていくのではなからうか。協力するということとは、これは耳ざわりはいいのですけれども、実際は石油業界のカルテルを認める、こういうことになっていくのではないと思ひますが、そういう点から、独禁法の外に、業界のそうした政府に対する協力という名目であろうとも、実質的に

業界のカルテルを認めるようなことをやってはいけないのではないと思ひますが、その点に対するお考え方はいかがでございますか、端的にひとつ伺ひをしたい。

それから、時間の関係がありますから水野参考人にお尋ねをいたしますが、電気事業法二十七条の発効を期待していらつしやるかどうか。それから、本法の対象の拡大の必要性を感じになつていらつしやるかどうかという点について、水野参考人から御意見を伺ひたいと思ひます。

○春野参考人 何ぶんにも非常時でございますから、消費者も業界も政府も、この乗り切りに対して道義的な行動をし、それから信じ合ひたい、これは大前提です。ですから、申し上げた不信感、これはこれを機会に払拭されることを第一に望みます。しかし、法律の上においてでは、道義的であればあるほど堂々とお書きになれると思ひますので、外為法に六十五条がございまして、公取の私的独占云々、あのようなのをやはりこの法律にも明記しておく必要がある、そのように思ひます。

○水野参考人 二十七条の発効を期待するかどうかというお話でございますが、私どもはこれをなすべく早く発効していただきたいと希望するものでございます。これは御承知のとおり一日と差し迫った問題でございますので、一日も早い発効を私どもは希望いたしております。

それから、今度審議されます法律の対象の拡大と申しますのは……。

○中村(重)委員 電気事業法二十七条の対象の拡大です。

○水野参考人 対象と申しますと……。

○中村(重)委員 現在、電気事業法の二十七条には項目があるわけですが、これは無制限でないわけですね。ですから、もっと対象の範囲を広げていく。そして二十七条の対象としてこれを……。

○水野参考人 適用の範囲をですか。

○中村(重)委員 そうです。使用を制限していくという必要をお認めになるかどうか。

○水野参考人 だいたいこのところはそういうことは考えておりません。ただ内容を、だいたいこのところ、三千キロワット以上というのを五百キロワット以上にしていただきたいとか、あるいは週休二日制をあるいは三日にしたいとか、週休もなるべく土曜、日曜をはずしていただきたいという希望は持っておりますが、これはお役所との今後の折衝にまかせたいと思っております。

○濱野委員長 木下元二君。

○木下委員 まず鳥居参考人に伺いたいと思ひます。

〔委員長退席、田中(六)委員長代理着席〕

先ほどエチレンの生産見通しの悪化について述べられましたが、石油化学工業全体の問題として、ナフサの供給量が減つておると思ひますが、これが現状一体どのようなことなるのか、どの程度削減をされておるとおるとおと、これをまず第一点として伺いたいと思ひます。

第二点として、ナフサの値上げ、これはことしになりまして春秋二回値上げがされておりますが、さらにこの十二月から大幅な値上がりになつておるとおとを聞いております。このナフサの値上げに對しましてどのように対処をしておられるかというのを伺いたいと思ひます。

第三点として、エチレンあるいは塩ビをはじめとする石油化学製品の原価に占める原料であるナフサあるいはまた燃料費は、どの程度の割合になつておるとおとを伺いたいと思ひます。

第四点として、塩ビなど石油化学製品の便乗値上げはないということが断言できるかどうか伺いたいと思ひます。

○鳥居参考人 一番最初は、生産予定をしておつたナフサがどのくらい切られておるとおと御質問だと思ひますが、先ほど私が申し上げましたように、今年に入りましてから非常に物が足らぬという声が強くなつてまいりましたので、業界といしましては、その声を反映いたしまして八月に生産の見直しをしたわけでございます。それで、

四百三十六万トンのエチレンをつくらう、こういうことをきめたわけでございます。十一月までの実績ではそれが二百七十七万トンあった。したがって計画に對して百六十四万トンばかり未達である、こういうことでございしますが、実を申し上げますと、十一月までは原料のナフサの削減はなかつたわけでございます。そこで十二月から、電力、それからナフサ並びに燃料の重油を一〇％カットしなさい、それ以上買い入れてはいけませんよ、こういう行政指導を受けたので、われわれはそれで計画したのでございしますけれども、

そういたしますと大体三十七、八万トン、四十万トンくらいつくらなければいけません。三十七、八万トンのエチレンはできるといふうに思つたのでございしますけれども、それは買入れ限度量を一〇％の指示を受けただけでございまして、実際各社がぶら下がつております精製会社がみな違ひますので、そこいろいろ折衝を各社がやつた結果、とても一〇％の削減ではいけそうもないということ、私が先ほど申し上げましたように、十二月はエチレンは三十四万トンの生産になりそうだとおとでございまして、業界が予定しておりましたものよりも一五％くらい生産が減るのじゃないか、こういうことでございします。

それから第二点は何でございしたか。

○木下委員 ナフサの値上げに對してどのように対処していくか。

○鳥居参考人 ナフサの値上げ問題は、昨年に比べまして本年は、すでに九月までに約七百円の値上げが済んでおりました。ところが、九月終わから十月の初めにかけまして約千円の値上げが、十、十一、十二と石油会社のほうから各社に申し込みがございまして、それはこういう状況を予期しないで、千円の値上げはやむを得ないだろうというので各社承認したと思ひます。それから、その後十月終わりになりまして、さらに十二月からまた値上げをしてくれないうかという申し入れがあつております。しかし、これに對しましてはい

ま各社折衝中ではございまして、きまつたところもございまして、まだ交渉中のところもございまして、これはぶら下がつております精製会社が違ひますので、その辺は各社いまばらばらにやつておるわけでございます。どういふうにセツルしたか、まだ私は聞いておりません。

○木下委員 そうしますと、いまの問題は、十二月から一キロリットル約四千円値上げの通告があるように私、聞いておりますが、これに對しましては、目下交渉中で大半はきまつていない、こういうことですか。

○鳥居参考人 おきめになったところもあるかと思ひますけれども、まだおきめになっていないところ、あるいは交渉中のところ、いろいろあると思ひます。

○木下委員 第三の問題は、エチレン、塩ビ等々の石油化学製品の原価に占めるナフサの割合あるいは燃料費の割合、こういうものを伺いたいと思ひます。

○鳥居参考人 いろいろ原料もございしますので……ただ、いまエチレンの中に占めるナフサの原料費の割合という御質問でございしますが、大体これは六五ないし六六でございします。

○木下委員 この石油化学製品の便乗値上げの問題なんです、これは便乗値上げはないというふうに向つてよろしいですか。

○鳥居参考人 石油化学工業協会はいろいろな会社がございます、原料から一貫して基礎製品までやつておる会社もございしますしあるいはエチレン、プロピレンを受けて次の工程にいつておる会社もございしますし、あるいは原料だけを売つておる会社もございまして、ばらばらでございします。で、その値上げの問題につきましては、協会としては全然ノータッチでございします、よくわかりません。

○木下委員 そうしますと、原料費の値上げがありまして、それに対して原料が上がつたから値上げをするということになるわけですが、原料値上げを口実にどんどん大幅に引き上げをしていくと

いうふうな、そういう事態は起こっているかも知れぬし、また今後も起こるかも知れぬと、こういうことですか。そういうことでは困ると思ひます。

○鳥居参考人 いまの御質問でございしますけれども、これは協会としてはそういうことをやつておりません。したがって、各社各社で、ナフサの値上げをのんだところ、あるいはのまざるを得ないところ、先ほど申し上げましたように、エチレンの価格の中に占めるナフサの割合といふものが六五ないし六六でございますので、そういうことを踏まえて、十二月からの荷渡しについてはその分を値段を上げさせていただきますという交渉はしておると思ひます。

○木下委員 そうしますと、原料が上がる、その原料値上げの限度において製品の値上げの交渉などをしておるとおとで、したがって、私が聞いておりますような便乗値上げはしない、そういうふうに向つていいわけですね。

○鳥居参考人 各社各社でやつておりますので、その辺は私は協会として申し上げるわけにいきませんけれども、いま先生のおっしゃつたように、ナフサの値の上がつた分に対しては製品を上げていただきたいという話し合いを、いま業界界としておると思ひます。

○木下委員 けっこうです。

それから、鳥居参考人、奥村参考人に伺いたいと思ひますが、石油化学関係の問題と鉄鋼関係があります。

第一に、設備投資の削減計画は、この石油危機の問題が起つてきましてつづられておるとおと、どうかということ。

第二点として、この石油供給削減がどの程度になれば操業ダウンといった措置をとることになるのか、これを伺いたいと思ひます。

○鳥居参考人 設備投資の面は、たゞいま非常に地方問題もなかなか困難な状況でございします。で、設備投資の問題は、公害防止という点から公害防止設備に限つて、いま基準を守るために投資が

行なわれておると思いますが、生産設備のほうについては、いまのところ私はないと思います。

○木下委員 鉄鋼のほう……。

は、私まだ業界として調べておりませんが、三割以上になったらそういうことになるんじゃないか、こういうふうな気がします。

○奥村参考人 設備投資の削減問題についての鉄鋼業界の関係でございしますが、産業構造審議会の資金部会におきまして、昭和四十八年度の設備資金の総額をいま検討しておりますところでございますが、鉄鋼関係は四十七年度対四十八年度の伸び率が二・七％でございます。通産所管の全業種の伸びが三割前後だと思いますが、これに対比いたしました非常に少ない業種の代表になっております。と申しますのは、この一兩年鉄鋼関係は新しい高炉の新設を手控えておるといふこともございまして、全般としてはほかの業種と比べまして非常に少ないのでございますが、その中では、公害防止のための設備投資、あるいは設備のリブレースのための投資、あるいは継続工事というのが中心でございまして、それをいま通産省といろいろお話し合いをいたしまして、全体としては極力設備の圧縮をしてほしいという要請もございますので、鉄鋼業界としてもできるだけ協力いたしたいやうということで、現在、原局と話し合いをしておるところでございます。金額はまだきまつておりません。

○木下委員 第二点目の質問にはお答えがないのですが、石油供給削減がどの程度になれば操業ダウンといった措置をとらねばならないのかということですが……。

〔原稿参考人〕 私が先ほど申し上げましたように、現在われわれが計画しておりましたものに対して、一〇％でいけば八五割ぐらいに下がっております。と申すのは、原料だけではございませんので、その原料をまた料理する燃料が必要でございますので、そのバランス上、一〇％削減されますと大体一五％ダウンになります。それで、さらに削減がひどくなつてまいりますと、五割操業をやれといった場合に、原料があつてもエネルギーがないということで装置が動かない、こういった事態が起こつてくると思います。その限度

は、私まだ業界として調べておりませんが、三割以上になったらそういうことになるんじゃないか、こういうふうな気がします。

○奥村参考人 鉄鋼業界に關連いたしましては、先ほども私、述べましたけれども、石油、電力等の場合には二一〇％ぐらいの影響が總体としてございますというお話を申し上げました。もしかりにこれが二〇％になったらということでございますが、これは比例でいかないで、むしろこの率は大きくなりまして、二〇％の場合には三割ぐらいの生産減になる可能性がある、こう申し上げたわけでございます。と申しますのは、今度の削減がございまして、たとえば保安関係のほうには電力とか石油はフルに回さなければいかぬというような関係もございしますので、削減は生産のほうの分を削らざるを得ないということになりますので、そういう比率が出てくるわけでございます。

なお、直接の削減の影響のほかに、たとえ原材料の輸入の關係がございまして、いまの鉄鉱石、原料炭を大半外国から専用船でもって入れておるわけでございますが、これの油が十分に参りませんので、この關係で原材料の在庫がいま現に非常に減っております。こういう關係からくる生産減もまた無視できないというのが現状でございます。

ませんので、先生のおっしゃいましたように、そういう転嫁はできません。われわれは断然がんばります。

○奥村参考人 鉄鋼業界といたしましても、生産減がある程度ございまして、現在働いておられる労働者の方々には、たとえば建設関係の維持、補修であるとか、あるいは職場の配置転換であるとかいうことによりまして、そういうことの影響のないように対処できると思っております。

○木下委員 けっこうでございます。

それからもう一つ、鳥居参考人をお願いしたいと思ひます。

石油化学工業協調懇談会というのがありますが、これは最近いつ開かれて何を協議されたのでしょうか。特に伺いたいのは、いま問題になっております法案の作成について、通産省のほうからどのような相談があったのでしょうか、伺います。

○鳥居参考人 この法案に関しての相談は全然ございせん。協調懇談会と申しますのは、通産省と業界と、それから第三者委員といたしまして学識経験者と、その三グループからなる協調懇談会が開かれておるわけでございます。やることは、エチレン設備の増設問題をやるのでございますけれども、こんしの七月開かれました。そして長期展望に立って、将来五十年から五十二年の

それからもう一つ、鳥居参考人にお願いしたい
と思います。

が、これは最近いつ開かれて何を協議されたのでしょうか。特に伺いたいのは、いま問題になっております法案の作成について、通産省のほうがどのような相談があったのでしょうか、伺います。

（原稿より）この法案に關しての相談は全然ございせん。協調懇談会と申しますのは、通産省と業界と、それから第三者委員といたしまして学識経験者と、その三グループからなる協調懇談会が開かれておるわけでございます。やることは、エチレン設備の増設問題をやるのでございますけれども、ことしの七月開かれました。そして長期展望に立つて、将来五十一年ごろから五十二年ごろにかけてやはりエチレンの増設が必要になろう、それには秩序ある増設をやろうじゃないかというところで、過剰設備にならぬようにということを含めましたけれども、それについてまだ具体的に、こういう油の問題も起こってまいりましたので、全然進んでおりません。

○木下委員 この懇談会が通産省と業界とのいわば政策決定の場になっておるといふうな話も聞いておりますので何ったわけですけども、そういう相談がないと言われるならけっこうでございます。

それから最後に、もう時間がありませんので春野参考人に伺いますが、先ほど石油需給適正化法案につきまして貴重な意見を伺いました。一体こ

の法案で公平にいけるものかどうか、やみが横行しないかどうか、正直者がばかをしらないかどうか。もっとも不安だと私も思いますが、これでも、つ

でも自由に安心してガソリンや灯油、石油製品が買えるということは、私は当然なことであり、またこれはぜひとも実現しなければならぬと思います。そのために、まず大企業やあるいは不要不急部門への供給を押えるという法律上の根拠が必要ではないかと思うのです。それからまた、それとともに、家庭用であるとか、あるいは教育、医療、あるいは公共交通機関、あるいは中小企業、あるいは言論出版に関する事業など、言うならば国民生活に重大な影響を及ぼす分野であります。こうしたところに供給を優先的に確保する、価格も安定させる、これはまさに政府の責務だと思ひます。これをはっきり条文化すべきだと思ひますけれども、参考人の意見を最後に伺ひたいと思ひます。

○春野参考人　そのくだりが第十條にございますのですよね。この十條のこういう、言うならば一般的な表現でだいいょうぶだろうかという心配が先立っているわけなんです。運用でいけばいいけるだろうが、非常に不安が強ければ、先生がおっしゃるような明文化、それも必要だと思ふのですが、そこら辺の感度は国会の先生方の御賢明な裁定にまかしたいと思ふのです。しかし精神としては、何をしておいても、しばらくは非常時でございましょうので、これを取り切るについて、従来あと回しにされつづございました福祉優先、生活第一主義、民生をとにかく欠乏させない。われわれも過分なものは要求はいたしません。その精神でやっていただきたい、その念願を持っております。

○木下委員　ありがとうございます。

終わります。

○田中(六)委員長代理 近江已記夫君。
○近江委員 水野参考人にお伺いしたいと思いま

このように石油危機というものが非常に大きな影響を与えてきておるわけでございますが、先ほ

ど新エネルギーの話もあったわけですが、いま一番現実の問題として原子力の問題があるわけですが、政府の計画では昭和六十年に六千万キロワット、当初の計画では今年四十八年度は大体三百万キロワットぐらいの予定であったようでありますが、現実には百八十二万キロワット。この六千万キロワットをさらに伸ばして一億キロワットぐらいにしようじゃないかという話もあるように聞いておるわけです。しかし、いまのこういう開発の状況を見ておまして、安全性を無視して開発ばかりを急いでおる、こういうペースでやっていると、いかうかという問題があるわけです。政府としても、今後は安全性に重点を置くということをおっしゃると思いますが、皆さん方の電気事業連合会として、この問題について一体どうお考えになつていらつしやるのか、この点ひとつ伺いたいと思ふのです。時間の関係で簡潔に要点をお願いしたいと思います。

○水野参考人 お答えいたします。電気事業連合会としては、原子力の問題に鋭意取り組んでおります。現に原子力部という一つの職制をつくっております。各社、それから各界の権威を集めまして、鋭意この原子力問題に取り組んでおりますが、もちろん安全性の問題は最優先として一番大事だと思ひます。原子力委員会その他の方々とも連絡をとりまして、今後とも、もう将来やはり原子力が優先するであろうと思ふことは皆さま方も御異存のないところであらうと思ひますので、よく推進していきたいと連合会としては考えております。

○近江委員 いまのようなやり方であれば異存があるから申し上げておるわけですが、ですから全然取っ組んでないとは言つておられないわけですが、皆さま方も体制はつておられるわけですが、いままでのような姿勢であればこれはストップをかけざるを得ない。幾らエネルギーが危機であるといつても、いままでのような姿勢であつては許すことはできない、このことを申し上げておるわけですが、ですから、そういう問題に対して本腰を入

れて取っ組んでおられるかどうかということをお聞きしておるわけですが、

○水野参考人 もちろん本腰を入れて真剣に取り組んでおります。これを御報告申し上げます。

○近江委員 きょうはどういうように取っ組んでおられるかという具体論まで持つておられないと思ひますので、これでその点は終わりますが、いづれにしてもその点につきましては力を入れていただかなければならぬと進まないということははっきり言えることであります。

それから鉄鋼の奥村さんにお伺いしたいと思ひますが、先ほどそうした削減に伴う生産の減少についてお聞きしたわけでありませうけれども、この鉄鋼の問題につきましては、基礎資材として発展途上国等に対しても輸出もされておられるわけですが、そうしますと、これは日本だけの問題ではない、他の国にも大きな影響を及ぼしていくわけですが、そういう点におきまして、この輸出につきましてはどういう点におきましておられるわけですか。

○奥村参考人 鉄鋼関係では、現在のところ、大鉄組鋼ベースで三千万トンぐらいの輸出をいたしております。現在生産全体が一億一千万トンぐらいになっておると思ひますが、この中で三千万トンが輸出に向つておる。かなり大きなシェアでございます。ただ、輸出の内容を見ますと、従来はアメリカに向つたのが多かったのですが、最近ではだんだんと中国あるいは東南アジア関係が非常にウェイトを高めてきておるというところでございます。なお、東南アジア等につきましましては、経済協力の一環としての輸出、向こうの建設に必要な鋼材を輸出するという関連が非常に多いわけでございますので、できるだけ日本としては先方の需要に間に合うようにという姿勢で臨んできております。大体輸出の九割ぐらいがそういう従来からのひもつきになっておるもので、スポットの輸出というものは非常に少ない。したがひまして、これを切ろうと思ひましてもなかなか切り得ないという実情もござりますが、ただ、これから全体の生産が二割とか三割とか生産減と

いうような事態を迎えた場合には、国内はもちろんでございますけれども、輸出につきましても、その中の何とかが間に合うものは少しづつ遠慮してもらつたという事態も起こりかねないと思ひます。現在までのところ、極力継続的な輸出ということに心がけております。従来、やもすれば国内の需要が減退したときに輸出ドライブをかけるということも昔はあったのでござりますが、現在ではそのような考え方は全然とっておりません。

○近江委員 それから鳥居参考人にお伺いしたいと思ひますが、ナフサのそうしたカットということと非常に大きな影響も出てきておると思ひますが、加工という問題からも業界全体に非常に大きな影響が出ておるわけでありませう。そこで、やはり量の問題と価格の問題があるわけですが、先ほども他の委員からそういう質疑があつたわけでございますけれども、現実にはこういう便乗値上げということとはやはり行なわれておるわけですね。そういう値上げの状態を見ましても、もう倍三倍に上がつておるようなものが幾つもあるわけですが、そういう価格という問題がある。これは今日、石油製品がわれわれの消費生活になつてはならぬあらゆる点にまで食い込んでおるわけですが、そういう点で非常に製品にそれがまた転嫁されていく。これは異常な物価高を押し上げることになるわけでありませう。こういう点におきまして、業界としてあまりその辺の事情についてはわからないという安易な、社会的な責任という立場において、そういう問題があるわけですが、そういう点につきましまして、社会的な責任についてはどのようにお考えでございますか。

○鳥居参考人 私は便乗値上げなんかやつておらないと思ひます。社会的責任という点では、安易に値上げをどんどんお願ひするというのではなくて、企業も努力してそれをしよつていくという態度でやるべきだと私は考えております。

○近江委員 そういふようにお考えであれば、もちろんその企業において、生産性とか、合理化の

問題であるとか、いろいろそれは中身は違ふと思ふのです。ですから、そういう若干の理由は考へるとしても、それでは、社会的な責任という第一義的な問題におきまして、業界において、そうした安易に価格に転嫁しないということについて真剣な御討議をされておるわけですか。それはあなたの個人的な見解ですか。

○鳥居参考人 石油化学工業協会というのは、先ほども申し上げましたように、五十何種類の品目が通産統計にござりますので、協会としては、そのわれわれが出しました素原料について先の手で関与しておりません。したがひまして、われわれとして協会でやつておりますものは、エチレン、いわゆるナフサ分解を主体にしました基礎原料についてどういふふうにしていかうかということをやつておまして、その先の先の誘導品は関係しておる各社でおやりになっておるわけです、それで私は、その辺はわからないと、こういうことを申し上げたのでござりますが、いまのような社会的責任問題で、安易に企業努力もしないでどんな合成樹脂なら合成樹脂の原料におつかふせていくことは僕もうと成ることは、いつも毎月開かれておりますエチレンセンターの社長会の席上でもそういうことは論議して、慎むように、企業もしよつていこうというふうなことでやつております。

○近江委員 特に最近では、そういう材料不足というところが中小企業、零細企業等におきましても非常に問題になつてきておるわけですが、現実には、大きいところには材料が回るけれども中小、零細には回つてこない、そういうことで倒産の状態になつておるところもたくさん出てきておるわけですね。ですから、工業協会として当然タッチできる範囲というところはわれわれもわかるわけですが、けれども、しかし、あくまでもそれは幹から枝になつておる分野であるわけですから、当然全然関連がなく話もできないという立場でもないと思ひます。その辺は、会長の立場におられるわけですが、枝、根っこに至るまでやはり何らか

の関係があるわけですから、そういう便乗値上げ問題につきましては、極力これを社会的な責任のもとにおいて押えていただくように努力していただきたいと思うのです。その点は強く要望しておきます。

それから春野さんにお伺いしたいと思いますが、この間から国会におきまして、インフレと認めるかどうかという問題について、政府は憂慮すべき問題であるとか、また国民の協力を求めなければいかぬ、国民の協力が非常ににぶいじゃないかというような、そういうニュアンスの答弁もあったわけですが、現実には前に品物が無い。たとえば灯油の問題でも、三百八十円といつても現実には無いという問題、あるいは紙や石けんが消えていくという問題からいいますと、非常に心理状態においてもあられるということもよくわかるわけですが、そこにおきまして、政府みずから姿勢を改める、そうしてほんとうに消費者の立場に立つてやっていくという、そういう姿勢があつて初めて消費者の皆さんの協力も求められると思うわけですが、この生活防衛のための買い急ぎと今後の消費者運動の進め方について、どういふようにお考えになつておられるでしょうか。

○春野参考人 一番の苦慮し苦心している点でございます。物の欠乏そのものを何もかも政府の責任である、政府を責めておけばそれでいいとは決して思いません。責むべきは責め、また自分たちの消費態度も、田中さんが節約を呼びかけられたからどうこうではなくて、もう節約中の節約をしていて、なおかつ家計はやり切れないという家庭もたくさんあるわけですね。そういう意味で、政府にどうしてもこれは要望しなければいけないもの、それから自分たち自身が、いままではお金を出せば商品が買える、そして巧みなコーマーシャルに乗っかって過剰消費的なものも相当買ひ込んだかもしれない。まず家庭を見直すところから、不急不要のものを買い控えよう。それで、いろいろおのがじしふういたしまして、ここも

と自分たちの消費態度の堅実な引き締め確立、それを正しつゝ要望することは要望しよう。企業あるいは販売についても、不正ではないだろうが、不当ではないだろうか、そういうことには勇氣ある発言をしよう。

〔田中(六)委員長代理退席、委員長着席〕また情報ばんばん、私書箱にしろ、通産省にしろ、経企庁にしろ、黙っていないでぶつけてその解決に当たらせる。

それから、今度の大幅な引き上げ、消費者がばつと行列をつくって買い急ぎ、買いだめをした。これについては私も、真犯人は一体だれだったろうというところで、たくさん団体が集まりまして、官庁にも業界にも来ていただいてやったんですけれども、結局、真犯人は星の数ほどばらまかれていてめつからぬ。そういうことも追及しつつ、いま自分たちの姿勢、企業、政府等に要望すること、それから正しい情報とは一体何だろう。今度のは店先で、いまのうち買つときなさい、次にお買ひになるときは上がりますよ、どうも品不足で卸が持つてこないんですよ、どうも品不足が相手を困らした。また踊ったほうも悪いかもしれないけれども、いままでのそれにこりて、普通の生活を普通にやっていけば欠乏することないから、その情報に踊るな、もしその情報をキャッチしたら、消費者団体とそれぞれ連絡し合つて、そして確かめ、かつ調べ、落ちついた行動をしよう、そういうようなことを寄り寄りくふうを練つていこうなんです。

同時に、ついでこの間、真犯人追及というのを五団体でやりましたときに、トップに置きましたのは、田中改造内閣は列島改造計画、インフレ政策を根本的に改め、すみやかに国民の立場に立った物価の安定対策をとれ、これが前提に立たないと自分たちはどれもこれも信頼ができなくなりましたよというきびしいことを、十数項目をあげておりますのですけれども、それはそのように声明のトップにあげておられるわけなんです。ここも非常にあつただしおおいがぶさつて

きたことに、平家の水鳥じゃないけれども、まず私たちが浮き足立ちちゃいけない、落ちつこう、そのかわり政府も正しい情報を出さない。さっき申し上げましたように、さあ追及されると大臣や高級官吏の方は、ありますとおっしゃる。どこかにあります。騒げば出てくる。出てくれば高い。あるとおっしゃつても店頭にはないから、みんながよけい不信感におちいり、お店が悪いのかな、卸が悪いのか、政治不信へとうとうもつていかれる。そういうことをもうこれ以上繰り返したくないのです。物が多少不足することは覚悟しています。ただ、それを見越して、非常に聡明な悪魔が、代表の悪魔が、この機にかすり取ろう、この機に出しては行列させ値上げする、ちよびつと出してはまた値上げする、そういうことも実に悪質で、それは許せない気持ちでございます。いま苦心しているまづ最中でございます。

○近江委員 時間がないから終わります。

○濱野委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただき、まことにありがとうございます。この際、十分間休憩いたします。

午後一時十二分休憩

午後一時二十五分開議

○濱野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、石油需給適正化法案を議題といたします。

午後からの参考人として、全国地域婦人団体連絡協議会事務局局長田中里子君、大日本水産会会長藤田巖君、東洋大学教授御園生等君、アラビア石油株式会社副社長宮内俊之君、全日本トラック協会専務理事武藤一君、日本化学繊維協会会長安居喜造君、日本船主協会会長山下三郎君、東京都個人タクシー協会会長若月勇君、以上八名の方々

に御出席を願っておりますが、若月参考人は所用のため午後二時過ぎに出席の予定となっております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人各位には、御多用中のところを本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。本日は、本法案についてそれぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じます。

なお、議事の順序でございますが、初めに御意見をそれぞれ十分以内に取りまとめてお述べいただき、次に委員の質疑に対してお答えをいただきます。

まず、田中参考人にお伺いいたします。

○田中参考人 田中でございます。

まず初めに申し上げたいことは、最近の物価というものは、高騰というよりは、むしろ狂うという字の狂騰というのにひとしい時期でございます。そういうときに、この二つの、きょうは石油需給適正化法案でございますが、同じく生活安定法案と並んで二つの法案というものが、非常に国民生活を安定させるというように形で作られてきておりますことに、これだけで安定するわけはございませんし、インフレ対策、総需要の抑制という大きな問題をないがしろにしては、とうてい私どもの希望する社会は回つてこないわけですから、その点を特に御配慮いただきたいと思ひます。

それで、きょう御審議の石油需給適正化法案についてでございますが、この法案については、私も、もうここまで石油というものが、いろいろな世界的な情勢においても不足を来している時期に、これは必要やむを得ないものだというふうな考えをしております。それで、政府案につきまして幾つか問題点を申し上げたいと思ひます。

第一点としては、やはり政府の責任を明確にしてほしいという点でございます。灯油、LPガスについては、特に家庭用というものを最優先にし

てほしい。いろいろ優先の順位はおありでござい
ましようが、家庭用の確保というものがなく、非
常な社会不安におちいりますので、ぜひ家庭用の
優先を義務づけてほしいと思います。それから輸
入、生産、在庫、流通についての正確な情報を政
府の責任において出すということ、国民に公表す
ることは非常に必要だと思います。

第二点は価格の問題でございます。政府案に
ついては、価格はこの中に入っておりますが、こ
生活安定法案の中に入っておりますが、ここで
ひし上げたかと思ひます。それは、一つは政府
案については標準価格、特定標準価格というや
うな二段がまえになっておりますが、それは私ども
標準価格の問題についてはどうしても業界に依
存せざるを得ない状態でありまして、価格カル
テルというのを導入しやすき要素になっており
ますので、こういう設定のしかたではなく、やは
り指示価格という形一本でいっていただきた
いと思ひます。

これについては、指示価格というものはも
最高価格ですから、上限をきめていくというこ
にしたいと思います。その場合でも元売り価格と
は卸価格——卸売りの段階は非常に複雑だか
らきめにくいという意見もあつたけれども、やは
り卸の段階もきめていく必要がある。それから
指示価格については原価計算に基づき、きちん
とした資料によって作成していくということ
で、それでこれを守らせていくということですが、
一つ例にとりまして、たとえば灯油の場合、現
状は末端の店頭売り渡し価格として三百八十
円という通産省からの価格指示がござい
ます。その三百八十円というものは、いまの状
態ですと、とすると三百八十円までは上げて
もいふことと、それからもう三百八十円以上
になつていくケースもあつたと思ひます。こ
ういふ指示価格をきめると、どうしてもそこ
に高く安定しやすきけれども、これは上限
価格であるというところをはつきり認識さ
せていくことが価格設定の場合には

必要だと思ひます。

たとえばLPGの場合は、昨日の参考人の小
売りの組合の方の御意見によりまして、非常
に複雑であつて、価格を凍結するといふこと
はむずかしいといふような御意見を新聞で
拝見しました。そのLPGの場合には、いま
非常に不当な値上げが行なわれているとい
う実態がございまして、十一月で十キロ
ボンベが、千円であつたものが、いま
千五百円はあつたといふやうになり、ひ
どいものになれば千六百円、千八百円とい
ふのが東京の周辺にもあらわれてきてい
るという実態から見ますと、LPGの場合に
小売りの価格の凍結というのをしないで、事
が運ぶとどう思ひますか、ただ私が考
へますのは、配達料金というものがあ
るLPGにはつきものでございまして、ま
して零細な業者が非常に多いときに、配
達料金のことに付いて家庭に届ける価格
で凍結ということが行なわれると、高
値安定になりやすいもので、これは小
売りの店頭における価格といふことに
プラス配達料といふことで、この問題
は解決できるのではないかと
うふに考へます。

それから第三点目ですが、それにしても
その価格の問題について、それからそのほか全部に
わたつて、主務大臣だけのことで事足りるか、政
府にまかせていいのか。官僚独走の歯どめとい
うことはやはり必要だと思ひます。これには第三
者機関の設置といふことでこの独走の歯どめに
したいと思ひます。

第三者機関の設置につきましては、もち
ろんこれは各層にわたつて出しているわけ
で、構成メンバーについては、国民優先の
姿勢が生かされるように特に御配慮いた
だきたいと思ひます。すべてにわたつて、国民生活
優先といふのが、審議会を最高の機関と
するやうなところであつても、構成メン
バーの問題があると意見が非常にに出
てくると思ひます。米価審議会等を見
ても、消費者の意見の反映しにくい
点を御考慮いただきたい

と思ひます。この第三者機関では、使用制限、
指示価格の設定とか割り当て、そのほか運用に
関する事項について全部審議できるようにして
いただきたいと思ひます。

第四番目には、地方権限の委譲は政府案にも
盛り込まれておりますが、これは当然であり
まして、中央官庁のいかに人手のなさをい
ふことは私も痛感しております。LPGを担
当していらっしゃる通産省の係官がたつた
二人で、しかも私存じ上げているそのお二
人のうちの一人が、もうすでに倒れる寸前
といふやうなことで、問題が解決できな
いのは火を見るより明らかでございます。

そういうことでぜひ地方に権限委譲が必要
だと思ひます。立ち入り調査権等につきま
しても、これは売り惜しみ買ひ占め法につ
いても考えられることでございまして、立
ち入り調査権等はぜひ地方に委譲が必要
で、その他の権限においても、地方委譲が
適当と認められるものについては、ぜひ
お願いしたい。地方に格差があるという
意見は当然でございますが、地方の格差
は正統な団体も住民運動をしておりま
す。団体も一役買ひまして、おくれ
ております。地方の突き上げ等は勇ま
しくやりたいと思つております。

それから第五番目ですが、課徴金、罰則等
の規定は非常にゆるいもので、私もこれ
は強化すべきだといふふに考へてお
ります。

それから六番目ですが、監視体制が必要
だといふことは、これはたいへん重要な
問題で、末端の価格がどういふやうに
なつていくのか、価格ばかりでなく、購
入状況がどうなつていくのか、これは
ぜひ監視する必要があるわけですが、こ
れは役所の方ばかりにまかせておくれ
ません。私どももその監視員の一人にな
つて大いに監視していきたい。現状で
問題になつておられるのは、すでに
もう系列店以外には削減の幅がひどい
といふ。メーカーからの削減率が、末
端の零細小売店に達しますと五〇%も
削減されているといふやうな事実があ
ります。それから一つ、これは所沢市
のあるLPGの業

者ですが、刷りものが回つてまいりまして、その
中にはちゃんと、監督官庁及び各メー
カーより使用及び納入量の二〇ないし三〇%減を要請され
つてあります。書いてありますが、通産省はおよそ
家庭用のことについて量の削減の問題は出ており
ません。ところが、こうやって監督官庁からも指示を
されているといふやうな文書が、末端のわれわれ
消費者のところには回つてくるという実情でござ
います。それからこの業者は六〇%の値上げ
を十二月から言つていまして、千円のものがい
ま千六百円といふことになっております。そうい
う実情。それから共同購入をしております灯油の場
合に、共同購入しておりますところはもう品物は
回せないといふこととか、新規はお断わり、特
にお得意さんでなければ売れませんといふ、これ
は統出しております。

現にまた、こういうのも出ておりますが、牛乳
屋さんやお米屋さんなどで灯油を扱つてい
るところは、とらなれと売れませんといふ。私
けさ電話をかけましたら、ちょうど私の灯油を
とつておられます。牛乳屋さんでしかたから、電
話口でこのあるが、牛乳をとる店にだけ売りたい
と思ひます。と言ひます。から、そういうこと
はいけません。んじやありませんかと言ひ
ましたら、しかたがないからそれじや持
つていこうといふことで、そういうク
チコミの作戦はもう方々にとられてお
ります。抱き合わせ販売といふこと
ですから、それを監視するのは民間の
われわれでなければ監視ができません
ではないか。それで通報をして、その
体制をよくしていくことが必要だと思
ひます。

七番目には、例の覚書のことですが、公正取引
委員会と通産省の間に覚書がかわされて
います。私たちの消費者運動といふのは、
価格協定とかそういうものに對して、
非常にそれはわれわれにとつて高値安定
につながつておられるといふことで、再
販を止め運動をすつと続けておられま
したのに、全くその運動と逆行するやう
な形がしばしばとられておるわけ
です。覚書等について高橋委員長は絶対

カルテルではないということを言っていられませんが、業界に協力措置を要望するというものについて、これは業界同士の話し合いというものがどうしても出てくるを得ない。これは、いつまでもこれがまた尾を引くことになりまして、特に石油業界はメーカーといふ卸といふ小売りといふ、たいへん価格協定がお好きなところで、昔からこの価格協定問題では問題が問題と呼んで、公取も、もう私どもが告発しましても手入れがでないようなお粗末な公取の内容とあわせて、これを退化させるような覚悟には絶対反対をいたしたいと思ひます。撤回していただきたいということでございます。むしろ私は、外国為替管理法の六十五条に「公正取引委員会の権限」としてはつきりこれには公正取引委員会の権限をうたつた条項がありますが、これをむしろ導入して、法文の中に加えられることが適当だと思つてゐるわけで、いまのこういうときに独禁法の評価ということが何よりも大切なときに、それを逆に退かせるようなことがあつては絶対にならないと思ひますし、悔ひを干載に残すことだと思ひます。

それから最後でございますが、第八番目にこの法律は時限立法にしたいだきたいと思ひます。諸外国の例等も聞き及びますと、時限立法ということを知つております。非常に緊急を要するときに、これはある意味で悪くいえば非常にどろなわ式のやり方で行つてゐる法律でございます。生活安定法案なども非常に問題が大きいと思ひます。ですから時限立法にしまして、これをその期間でよくわれわれもその運用等について監視し、問題があるときにこれをやめるなり手直しする必要は当然起ってくると思ひますし、非常にこれがよく運用されて的確ならば延期をすればいいと思ひますので、ぜひ恒久立法でなく時限立法にしていただきたいと思ひます。

うになつております。これは当然私は織り込まれてもいいと思うのですが、一つ懸念いたしますことは、通産大臣が主務大臣でございますので、価格の問題等についてはワンクッション置いた経済企画庁が担当されるということが一つの方法かとも思ひますし、その点はもしこれに織り込まれる場合にあつても、その点の配慮ということが、まあある意味では第三者機関がそれに当たればというところで、やはり経済企画庁等の中核権限をひとつお考えいただくほうがより私どもの意向に沿うかと思ひますので、この点はまだはっきり私も勉強しておりませんので、先生方でひとつよく御討議いただきまして、よりよい法案にされて通過されますようにお願いいたしますと思ひます。失礼しました。(拍手)

○濱野委員長 次に、安居参考人をお願いいたします。

○安居参考人 私、日本化学繊維協会会長の安居でございます。本日この問題につきまして参考人としての意見を陳述する機会をお与えいただきまして、誠にありがとうございます。お礼を申し上げる次第でございます。

まず第一に、このたびの石油緊急対策におきまして、当合繊維業界は、電力、重油等の燃料面と石油製品あるいはパルプを主体とした原料面と両方から大きな影響を受けるわけでございます。まず燃料面につきましては、十二月から当業界は石油については一〇％、電力につきましては季節変動要因もございまして一四・五％の使用制限を指示されておるのでございまして、業界としてはしましてもこれに全面的に協力をいたしておるのでございます。

ところが実際問題といたしまして、石油についてはそれと残りの九〇％が確保されるかということでございますが、これは別に政府で保証されておるわけではございませんので、現在われわれの業界が十二月分の重油の購入可能量を合計いたしますと、大体平均八四％程度でございます。現

実に使用可能量に對しまして一六％の購入減になるわけでございます。現在われわれは石油各社と個別に購入の交渉をしておりますので、ある会社によりましては二〇％あるいは三〇％のカットを要求されておるところもあるわけでございます。皆さん御承知のとおり、われわれの合機の工場と申しますと、一定の化学反応を継続的にする必要がございますので、従来から買電が三五％で自家発電が六五％と、きわめて自家発電の比率が高いのでございまして、このために重油の購入難といふものはそのまま生産活動に大きな支障を与えるのでございます。

こういう現状でございますので、現在合機協会の生産計画というものはまことに不安定でございますが、一応業界で試算をいたしますと、大体電力、石油が一〇％削減されまして一五％の生産減になるわけでございます。二〇％削減されまして三〇％の生産減になる、こういうことに相なるわけでございます。

十二月につきましてはいろいろとくふうをいたしまして、何とか供給面で大きな支障を起さないうように努力をいたしておるのでございまして、明年の一月以降については全く予測が困難であるといふのが実態でございます。一部の報道によりまして、石油、電力の使用の削減率は明年の一月三月ではあるいは最低一五％あるいは二〇％以上になるといふようなことが伝えられておりますが、もしそのようなことが伝えられておりましたら、一〇％の削減で一五％の生産減といふことになりまして、三〇％の削減になりますと四五％の大きな生産減になるということになるわけでございます。

ことに合機につきましては、燃料問題のみならず、原料がほとんど石油製品でございますので、この原料の石油製品が、それに依じた供給がされるかどうかといふことも非常に大きな問題なのでございまして。このようなことを考えますと、明年に年が明けますと、どうしてもわれわれの生産は三〇％あるいは四〇％の減産が予想されるのでござい

ございます。

申すまでもございせんが、合機は衣料の原料といたしまして生活関連物資の最たるものでございまして。さらに、われわれはファイバーメーカーでございますので、原糸と原綿を生産しておるのでございまして、これを加工して製品化する工程は非常に長い。たとえば紡績であるとか然糸であるとか織布あるいはニット、編みものでございまして、染色、縫製等関連企業というものはずいぶん長い流れを通じて初めて製品になるわけでございまして、これらの関連企業はほとんどが中小の企業でございます。したがって、合機つまりわれわれのファイバーメーカーの生産が三割減りますと、これらの中小企業の三割の減産になるということになります。これは非常に大きな社会問題に発展するおそれがあるわけでございまして。このような中小企業の減産をできるだけ防ぐためになるべく輸出をカットしたらどうかという問題もございまして、これは後に述べますように、大きな国際問題に発展する可能性がございまして、要は合機協会の生産が最大限にどうして維持していくかといふのが、われわれのいま最も苦しいところでございます。そのために、日本は石油製品の供給にあたりましては、本法律でいろいろ規定がございまして、合機といふものが国民生活の必需物資であるといふこと、さらにまた、そのユーザーといふものが中小の零細企業が非常に多いといふことにかんがみまして、もしこの法律によりまして、将来石油製品あるいは電力等を傾斜的に配給するといふようなお考えがあるようであれば、合機産業には高い優先順位が与えられるように強く要望したいのでございまして。

現在日本の合機は、繊維の消費のうちで大体五〇％を占めております。もしこれが三〇％にのぼるような減産を余儀なくされますと、国民生活に非常に大きな支障を来いたします。さらに消費者には非常な不安感を与える懸念があるのでございまして。できるだけ内需を優先いたしまして輸出を押えたいといふようなこともわれわれは考えるの

でございますが、皆さんすでに御承知のとおり、現在の日本の合衆の生産の規模というものは相当大きなものでございまして、アメリカが世界の第一位でございまして、日本は世界の第二位でございまして、この第二位の中でも、ヨーロッパ、つまりECの中でイタリアを除きます生産高と日本の生産高が匹敵するくらい大きな力を持つておるものでございまして、その合衆は、五〇%が現在国内の衣料用に使われております。残りの約一〇%が産業界用に使われております。たとえばアイヤードのようなものであります。残りの四〇%が輸出に回つておるわけでございまして、

ところが、この輸出の仕向け先でございまして、これらの原糸、原綿は大部分が東南アジアの新興国に出しております。アメリカには七%、東南アジアには約四十%が出ております。その他は、イランをはじめとする中近東諸国でございまして、

ところで、これらの東南アジアその他あるいは中近東は、国の産業計画といたしまして繊維産業を發展させておるわけでございまして、したがって、これらの国に原糸、原綿の供給をもしカットいたしますと、それらの国の経済を非常に混乱させる結果に相なるわけでございまして、現に一部の輸出が減つたということで、イランの外務大臣から日本政府に抗議が来ておるといふような状態でございまして、なかなかこの輸出というものもそう簡単には切りがたいというのが現状でございまして、

外電の伝えるところによりますと、欧米においてもすでに合衆産業は減産に入っております。たとえば、世界で一番大きな合衆のメーカーでありますデューポンも一〇%の減産を發表しております。ヘキスト、バイエル等の西独の、これも世界的な企業でございまして、これも一五%ないし三〇%の減産を發表しておりますのでございまして。しかしながら、これらの減産の根本の原因は、燃料の問題よりもむしろ石油の原料——石油製品をみな原料に使います。石油の原料の不足からきておるわけでございまして。御承知のとおり、アメリカあるいは

ヨーロッパでは石油の配分をむしろ産業に優先をしておるわけでございまして、エネルギーの面におきましてはこれらの企業はそれほど大きな影響はないはずでございまして、原料面の制約からすでに減産に入つておるわけでございまして。しかし、われわれの企業は、原料の面はもとより、エネルギーの面においても大幅な節約を要望されるということになりますと、この減産は容易なことではない、かように考えておるのでございまして、

そこで重ねて申し上げたいのでございまして、日本には産業用の石油の消費量のウェイトが非常に高いというわけでございまして、産業にこの節減の、消費の規制のかかってくるのはやむを得ないと思うのでございまして、もし産業間に規制の優先の順位をお付けになるといふことになれば、合衆企業に対してはこら辺のところを十分にお考え願いたい、かように考える次第でございまして、

なお、最後に一言申し上げますけれども、われわれの原糸、原綿のファイバーメーカーから、これを紡績になりあるいは織物になり、それからこれを染めて、最終製品の Apparel あるいはワイシャツになるというのには大体八カ月以上の時間がかかる。それほど長い流れがかかるわけでございまして。したがって、実際に小売り店頭から物がなくなるといふのは八カ月ほど先である。おそらく参議院選挙が済んだ後に小売り店からだんだん消費物資がなくなる。それまでは小売り店にはまだ織維製品は影をひそめることはなからうということだけをつけ加えまして、私の御報告を終わります。

どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)
○濱野委員長 次に、藤田参考人をお願いいたします。

○藤田参考人 大日本水産会会長の藤田でございます。本日、石油需給適正化法案の御審議にあたりまして、水産業界の立場から意見を述べべる機会を与えていただきましたことに對しまして、まずもって衷心から厚くお礼を申し上げます。

私も水産業界は、現在業界一体となつて水産用石油緊急確保対策本部というものを設置いたしました。当面する石油対策に腐心をしておるところでございまして、このたびの立法の趣旨及び法案の内容につきましては、現在の石油事情から見まして、その緊急性及び必要性は十分よくわかつております。これに賛成をしておる次第でございまして、早急に法案の制定、実施されんことを強く御期待申し上げるものでございまして、

しかしながら、私どもは、かつての戦時中及び終戦後に行なわれました石油配給制度実施当時の古い経験からいたしまして、率直に申しまして、このたびの新しい制度の実施にあたりまして、いろいろと不安の念を持つておることは事実でございまして。したがって、本法案に関連する政省令の制定並びに運用につきましては、どうぞ水産業、特に漁業の持つ特殊事情を十分御理解、御認識の上、私どもの不安を解消していただき、真に本法案の趣旨に沿つた適正な配給の実現いたしますよう、一そうの御配慮を賜りたいと存じております。

要望の第一点は、わが国民の食生活確保のために必要な水産用石油というものは優先供給をしていただくことで、その所要量の絶対確保ということをお願いしたいと存じます。

現在、わが国の漁業生産は年間一千万トンの漁獲をあげておりました。これは重要な動物性たん白質給源といたしましてわが国の食糧政策上大きな比重を占めておるのでございまして、一方、わが国経済の高度成長に伴ひまして国民の食生活が著しく向上をいたしました結果、この生産量をもつていたしましても年々増加する需要の伸びに追いつくことができません。水産業の使命達成のためには、さらに一その生産量の増加を要請せられておる現状でございまして、

しかもこの使命を達成するためには、現在年間約七百万キロリットル、これは外地で使つてゐるものも含めまして七百万キロリットルの石油を必要としております。そのこまかい内訳は、お手元

に御配付申し上げました参考資料によつてごらんをいただきたいと存じております。これは、日本の国の総石油消費量が二億七千万キロリットル、こういうふうにいわれておりますが、その総消費量のわずかに三%弱であるということ、このわずかに三%の石油の確保というものが現在の水産業をささえておる、そうして水産業の死命を制しておるということについてまず御認識をいただきたいということを考えております。

政府におかれましては水産業の重要性はつとに御認識をいただきまして、去る十一月の十六日の閣議で漁業用の燃料につきましてはこれを優先的に取り扱い、削減することなく適正な必要量を確保するという旨の御決定をいただいております。われわれといたしましてはこれは非常に感謝をしておりますが、末端における配給の現実は、決してこの閣議決定どおりには行なわれておりません。そのような現実が私どもに、この新しい制度に基づく将来の配給確保の問題に一つの不安を抱かせておるのでございまして、

例をもちて申し上げますが、たとえば国内におきましては、従来取引をしておりました石油販売業者から漁業者は一般的に二〇%、さらにひどいのは三〇%の供給削減を申し渡されております。そうしてその対策に苦心をしておる。特に経済基盤の弱い沿岸のノリ業者なんかでは、ノリの乾燥用のための石油の確保ができない。御存じのとおり、ノリは現在燃料で乾燥するのでありますが、乾燥することができない。これは乾燥することができなければ全部腐っちゃうのです。そういうふうなことで、ノリを腐らせるというふうな危険にまで追い込まれておるといふ実情でございまして。また、海外の漁業基地を根拠にする遠洋漁業では、現地で燃料の補給を拒絶される事態がだんだんとふえております。たとえば遠洋のマグロ漁業はその影響を一番深くこうつておるのでございまして、約八百隻の漁船の全船が影響を受けて、しかもその三〇%が補給停止状態となり、基地に立ち往生しております。油がないため動くわけに

かない。帰る油もないということで立ち往生をしております。また、遠洋のトロール漁業におきましては、約九十隻の漁船が、豪州基地を除くその他の北米、中南米、アフリカ、アジアの各基地において、これまた供給不能もしくは非常に配給が困難であるという事態になっております。さらに、ニュージーランド沖を漁場とするイカリ釣り漁船の約百六十隻というものは、全く補給のめどがつかないために全船が出漁できない、出漁をやめているというふうな状態でございます。

以上、水産業界に対する現在の石油配給の一例を申し述べたのでございますが、御承知のとおり、この漁業に対する石油の確保というものは、海況、漁況に対応いたしまして必要な時期に必要な場所に必要な量を確保するということができません。ば、漁業は成立いたしません。配給が名実ともに現物の裏づけをもって保証せられるためには、この漁業の特殊事情というものを十分御理解いただきまして、さらに一段ときめこまかい施策を特にお願いたします。

次に、要望の第二点は、水産用石油価格の安定の問題でございます。これも関連して国民生活法案の問題でございしますが、この機会に申し上げておきたいと思っております。

私も、漁業生産を確保するための所要量の確保と同時に、漁業経営の立場から考えまして、その購入価格におおきく採算上限度がございします。高くても幾らでも買えるというものではございません。したがって、漁業者にとって購入可能なものとして価格を安定していただきたい。特に漁業者にとって必要な石油、数量的にも大きいものはA重油でございますが、このA重油について特に御配慮をいただくことを要望いたします。

現在漁船が使用いたしますA重油は、全体の消費量の約三〇%を占めております。そして陸上の産業部門においてその他の七〇%を占めておられる。こういうことでございますが、私どもの不安の一つは、石油不足の状況がだんだんとひどくな

るにつれて、このA重油の全体の生産量が減少することになりますと、各部門間の取り合いがひどくなります。しかもその価格が上れば上がるだけ、水産用としてこれを取るが非常にむずかしくなってくる。この七〇%を占める陸上産業部門のほうが水産業に比べてはるかに牽引力が強く、また魅力がございします。その方面に流れていく、いわゆる所要量が食われていく、そういうことが起こるんではなからうかということ、われわれ水産業界は心配をしております。したがって、石油の価格が現実の取引において採算割れをするような程度にまで高くなりますと、もう漁業経営は成り立っていきません。したがって、生産の減少を招くことは必至でございます。私がこの際あえて申し上げておきたいと思うことは、万一水産用石油の不足が生産減少につながる、ひいては大切な食糧不足を招来するといふふうなことになるはしないだろうか。食糧問題は、国民の生存の基本条件でございます。

万食糧の不足が生じ、これによって生ずる社会的な混乱というものは、石油不足以上に深刻なものになるであらうということでございます。どうぞこのような事態にならないように、十分な御配慮をお願いいたしますと存ずるのでございます。

以上申し上げましたのが水産業界の基本的な要望でございますが、これに基づきまして、この要望に沿うようにいろいろ実現をしていくために、本法案に関する省政令の制定及び運用に關しまして、またこれに關連をいたしました国の施策としてぜひ御配慮いただきたいという点を、簡単に具体的に申し上げたいと思っております。

第一点は、法律案の第四条に規定しております石油供給目標を定めることに關係いたしまして、水産用石油の所要量の確保、特に水産用石油消費の大宗をなしておりますA重油の供給量を供給目標において安定的に確保するようにやっていただきたいこと。またこれに關連して、特にいわゆる得率の問題に關連いたしまして、その維持、向上につきましても格段の御配慮をお願いいたしますとい

うことでございます。

第二点は、法律案の第十条において、農林漁業者等に対する石油の円滑な供給を確保いたしますために、通産大臣が必要と認めるときには石油販売業者の団体に対して石油供給のあっせんを指導を行なうことができる、こういうふうなことを規定いたしておりますが、漁業者をはじめとする水産関係者の供給確保について、これは末端にいき、また沿岸の零細な漁民にいきますればなおさらそういうふうな問題が出てくるわけでございます。が、そういう漁民の人たちの供給確保についての苦情が完全かつ円滑に処理されるように供給あつせんを体制を整えていただいて、そうして末端の漁業者にも、現実に保障せられておる現物が行き渡るような施策を考えていただきたいということでございます。

それから最後に、この機会にぜひ国の施策として実施していただきたいことがございます。

まず第一点といたしまして、海外漁業基地における石油確保の問題でございます。先ほど来申し上げましたとおり、わが国の海外基地根拠のカッオ・マクロ漁業、遠洋トロール漁業などは、いまや石油不足の面から重大な危機に直面しております。もし必要とする石油が確保することができなければ、これらの漁業は著しく全面的に後退をしなければならぬということになるのでございます。一方、皆さまも御承知のとおり、現在国連では、海洋法会議というものが行なわれておまして、その中には、沿岸国の領海を越えて領海の外に二百海里にわたる沿岸国の優先的な、あるいは管理権を持つておる経済水域を設定するといふような主張が会議の大勢を占むような状態になってきております。これは日本としては、重要な遠洋漁業を持つ国といたしまして非常に困った問題でございますが、大勢はますます日本にとって不利な立場に追い込まれておるのでございまして、したがって今後ともわれわれは、海外漁場の確保の必要性、重要性についてきわめて重要視をしておるのでございます。したがってこの意味か

ら、現在危機にあるこれらの漁業が何とか後退しないで、撤退しないで守っていきけるために、早急に外交ルートによりまして現地における石油確保体制を何とか確立していただけないだろうか。さらに、この確保体制、外交ルートの交渉というものは相当時間を要しますが、現実には立ち往生をしておる船がたくさんございします。緊急を要しますので、その間の緊急措置といたしまして洋上補給船を派遣する。内地から油を持っていく、洋上補給船を派遣するに必要の石油をどうか国内で確保できるような措置について特別の御配慮をお願いできないかということをお願いする次第でございます。

それからなお、第二点は、国の内外において生産されました漁獲物の国内における処理加工、それから水揚げ地から消費地までの輸送に必要な石油、これはやはり生産用の石油と同様にこれを確保していただきたいということでございます。これはくどくど御説明申し上げますまでもございせんが、鮮魚の形で処理されるものは全体の三割でございます。いわゆる処理加工されるものが全体の七割でございます。そうしてそれを産地から消費地に完全に持つてくるということができなければ、われわれは、この石油によって水産の生産をあげた効果が国民の食生活に役立たないということになるというのを非常に憂えるのでございしますからして、ぜひともこういう問題についても特段の御配慮をお願いしたいと思っております。

以上をもちまして私の陳述を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○濱野委員長 次に、御園生参考人をお願いいたします。

○御園生参考人 御園生でございます。いままで各業界を代表いたしました石油事情がきわめて緊急を要し、また重要であるというふうな御意見が陳述されました。私、伺っております。現在の石油問題がわれわれにとりましてきわめて重要な問題であるという感を一そう深くした次第でございます。そういう点につきまして、中

東問題に端を発しました石油輸出の削減、わが国の側からいいますと輸入量の削減が、今日きわめて緊急な問題として解決を迫られているという事実認識につきましては、私も異存はございません。また、このような国民生活上きわめて重要な問題につきましても、ある程度統制を行なうという必要があることも認めるのにやぶさかではございません。しかし、この点につきましても私が考えますのに、いまだ政府あるいは業界のおやりになつてきたことについて反省することはないかどうか、この機会に一応考えてみる必要があるのではないかと。

たとえばいままで、浪費は美德なりということに集中いたしました、いわゆる使い捨て時代というものが、企業にとりましてもまた政府にとりましても、むしろ奨励されてきたという現実をわれわれは今日正しく反省する必要があるだろうと思ひます。

また、第二に、鉄鋼、非鉄金属、化学工業その他いわゆる資源多消費型の産業にのみ産業育成政策を集中してまいりましたいわゆる通産省の産業政策、今日その誤りを反省する必要があるかと思ひます。

また第三に、資源問題は今日だいたしまはまった問題ではございません。すでに皆さま御承知のとおり、世界の鉱物資源は枯渇化の傾向がきわめて顕著である。そのことは、すでに数年前あるいはそれ以前から認識されていたわけでございます。このような重要な問題について、いまだ十分に政府において手を打っていたかどうか、そのことをこの機会にもう一度反省してみることがあるかと思ひます。

しかし、それにいたしましたけれどもこれらの問題がかりに一〇〇%反省され、今後政策においてその誤りを正す方向がとられたとしても、当面の石油問題はきわめて緊急を要する問題でございます。したがって、最小限度の範囲内において統制を行なう必要もまたやむを得ないかと思ひ次第でございます。しかし、これはあくまでも必要最小限度

でなければならぬ。また、必要な事態に対して機械的に対処することが必要でございます。この点につきましても今回提出されております石油需給適正化法案を拝見いたしますと、かなり大幅な権限を政府、行政官庁に与えております。はたしてこれでいまだ申し上げた必要最小限度であり、かつ適正迅速な措置が十分に確保できるかどうか、この点について多少の危惧を持たざるを得ない。先ほど田中さんがおっしゃったとおり、いまだ政府が行なつていた施策を考えますと、迅速でありまた適切であるかどうかということについて、単にこれを政府、行政官庁にまかしただけで相済むかどうか、この点について私は疑問を感じざるを得ないわけでございます。

またもう一つ、私の専門といたします反独占政策との関係について、ぜひこの際一言申し上げておく必要があるかと思ひます。

御承知のとおり、独占禁止法は、緊急な事態に際し経済統制が行なわれる、こういう事態を必ずしも予定してないわけではございません。独占禁止法は、価格あるいは生産数量を適正な水準に導くということを直接の目的としている法律ではございません。言うまでもなく、独占禁止法は、自由競争を促進することを通じて商品価格並びに需給関係を適正に導く、したがって自由競争を阻害するカルテルあるいはトラストその他の競争制限行為をきびしく取り締まる、もって自由競争を促進し、いわゆる価格メカニズムに基づく価格並びに数量の適正化をはかる、これが独占禁止法の目的であると考えられます。したがって、それがかりに価格を安定させるためのカルテルであったとしても、あるいは需給を適正に導くためのカルテルであったとしても、業界の共同行為はきびしく取り締まらなければならないわけでございます。そのような価格安定のためのカルテルがいつ価格引き上げのためのカルテルに転化しないかどうか、必ずしも保証する限りではないからであります。この点につきましても、今度の石油需給適正化法案そのものには規定されておりますが、通産

省と公正取引委員会、あるいは生活安定法案につきましては企画庁、この間で覚書がかわされております。これは一体どういう法律的な効果を持ち、性質を持っているかについて、私は十分な知識を持っておりません。

独占禁止法は、御承知のとおりその三十八条だっと思ひますが、公正取引委員会の委員長、委員並びに職員に、事件についての意見を外部に公表してはならないという規定を置いております。これは言うまでもなく、独占禁止法違反事件につきましても、公正取引委員会の行なう審判並びに審結は裁判上の第一審にかかわる法律的效果を持つわけでございます。したがって委員並びに職員がこのような重要な業務を行なうに際して、事件についての事実の有無あるいは法律の適用についての意見を外部に公表することは、あたかも裁判官が判決前にその意見を外部に公表するのと同じように厳に慎まなければならないという趣旨のものでございます。それにもかかわらず、新聞紙上に公表されております公正取引委員会と通産省、企画庁との覚書交換は、まさに事実の有無あるいは事件についての独占禁止法の見解をあらわに外部に公表しているという性質のものでございざるを得ません。これは公正取引委員会自体が法律違反をしていると考えざるを得ないのでござい

ます。しかも、そのような法律違反をしてまで公表されております覚書の内容を見ますと、御承知のとおり、たとえば石油製品の生産計画あるいは需給関係の調整、その他安定法にこれは譲っておりませんけれども、価格等について政府に協力する共同行為については、独占禁止法に抵触しないということと覚書の中に明記しているわけでございます。

これは一体どういうことを意味するのでしょうか。もし統制に際して政府が末端価格まで取り締まるだけの十分な力量がない、その能力がないとみずから認め、業界の協力を必要とするならば、独占禁止法あるいはこの法案の中に適用除外を明記すべきものであります。それによつて初めてその業界の自主的な共同行為あるいは甚間伝えられておりますところの安定カルテルが独禁法上違法なものとなされるわけであります。また、適用除外規定を明記することによつて初めていわゆる安定カルテルが必要最小限度であり、また適切なものであるということを確認できるわけでございます。それにもかかわらず、きわめて包括的な覚書によつてこれを免罪しているというところは、独占禁止法施行当局自身が独占禁止法の包括的な大穴をあけるといふ行為をあえて行なつたものと断ぜざるを得ないわけでございます。

独占禁止法は、繰り返しますように、いわゆる価格メカニズムによつて価格並びに需給関係を適正に導く性質のものであります。したがって、そのような価格メカニズムが適用できない非常事態に際しましては統制を行なうこともやむを得ません。現実にはわれわれが当面しております石油需給関係は、まさに非常事態だと考えてもいいだろうと思ひます。しかし、そういう事態があるとすれば、あくまでもそれは政府自体の責任において統制を行なうべきであつて、これを業界の協力行為と称する共同行為にゆだねるべきではありません。独占禁止法は、自由競争による価格メカニズムにゆだねるか、あるいはそれが不可能な場合は政府自体の行なう統制によつてこれを処理する、その間にいかなるグレイゾーンもありません。二者択一の関係だと考えられます。それにもかかわらず、いわゆる安定カルテルをもつて業界に統制をゆだねるということは、まさに独占禁止法の自殺行為であり、それは単にこの法律に基づく安定カルテルにとどまらず、もしかりにこの法律が必要でなくなった時点においても、一たん認められた安定カルテルは、原則的な慣習性として、今後においても安定のためのカルテルと称するカルテルを有効に取り締まる口実を独占禁止法は失うという結果にならざるを得ないわけでございます。

現に昭和二十七年以来、いわゆる勧告短短という名のもとに安定のためのカルテルが官民癒着と

いうような悪名をほしきままにして、安定カルテルと実質をもつて思考されているという事実をわれわれは指摘しなければならぬと思ひます。いゝゆる勧告短は実質的なカルテルである。公正取引委員会はこれをカルテル類似行為と言つておりますけれども、これが実質的なカルテルであることは周知の事実でございます。そのような勧告短をはじめる行政指導に基づくカルテルがいかに今日まで各業界において資源配分の適正化をそこない、また価格を高位安定に導いたか。われわれはその点を考えますと、安定のためのカルテルを許した公正取引委員会と通産省との包括的な覚書交換がいかに大きな影響を今後及ぼすかという点に思ひをいたさないわけにはまいらないわけでございます。もし必要となれば、独占禁止法あるいはこの法案そのものに要件を厳密に規定して適用除外を設けるべきであつて、そのような限定のない、運用による安定カルテルの許容は、きわめて悪例を今後及ぼすものと断ぜざるを得ません。また、かつそれは先ほど申し上げましたように、公正取引委員会の意見公表を禁止している独占禁止法第三十八条に違反するものであると私は考えざるを得ないと思ひます。

今後法案の審議の過程において、このような弊害、悪例を残す包括的な覚書交換による安定カルテルの許容をせひやめていただくように私としては申し上げざるを得ない次第でございます。(拍手)

○濱野委員長 次に、宮内参考人をお願いいたします。なるだけ十分以内にお願ひします。

○宮内参考人 私、アラビア石油の宮内でございます。

ただいままでの各参考人の意見を承つておりますと、当然のことながら需要者側でそれぞれの立場から要望という形でいろいろ意見が述べられていられるように感じますが、私の会社は、御承知のようにアラビア湾で石油を掘さくしておりますので、この本日の石油需給適正化法案の、言うなら

ば供給者側に立ちます。供給者側の立場からひとつ皆さんの御参考になることを申し述べたいと、こういうふうに思ひます。

問題を整理する意味で、私は石油の問題を考える場合に経済面と政治面、この二つに分けて申し上げたいと思ひます。

経済面のはうを先に申し上げますと、御承知のように、石油の生産国というのは非常に限られております。それで、一九六〇年代に入りまして非常に石油の値段が下がった。これは五〇年代には予見されたことでありまして、いわゆるOPECという国際機構をつくりまして、生産者側の共通の立場を擁護する活動を一九六〇年から始めております。このOPECの活動を十年間私は見てまいりました。で、そこに供給者側としてのプリンシプルが非常にあるということを痛感しております。

政治面のはうは、これは最近特にイスラエルとの紛争ということでアラブ諸国が非常に強く押し出してきた問題でございます。このほうはアラブ諸国だけの国際機構でございますOAPECというものが、一九六八年だと思ひましたが形成されておりますので、この二つの機構の活動を通じて供給者側の動向あるいは今後の見通しをするための参考に供したい、こういうふうにご考慮願ひさせていただきます。

まずOPECの側のはうでございますが、これには特に値段とそれから量と二つの面がございます。値段の問題につきましては、設立当初は、御承知のように産油国の国庫収入は八〇%から九〇%が利権収入に依存しておりましたので、この安定と増大ということが第一目標で採油会社と対抗してきたわけでございます。ところがだんだん国際情勢の変化、それからそれに加盟国の政治理念といふものがさういふものの相違ということ、だんだん活動の中心も収入の増大とか安定とかというところへ進んできたわけでございます。

支配の問題はあとにいたしまして、価格動向の中

で、十分という制約がございますのでプリンシプルだけ申し上げますと、このOPECが標榜しており、また実行しておりますプリンシプルは二つあるのでございます。一つは、石油の価格は工業生産品との比価を維持するという非常にしきの御旗が一つございまして、それからもう一つは、最近特に強く打ち出してきたのでございますが、石油製品の販売価格と産油国が課税をする基準価格との間には一定の比率を維持する。ということ、これは裏から申しますと、石油製品の値段が上がって精製会社あるいは石油の生産会社が不当利得をとるといふことは許されぬ、むしろ政府の収入も増加すべきだ。したがって政府の収入は課税という形でまいりますので、その課税価格を製品価格に一定の比率をもつて上昇させていく、こういうことになりまして、その間産油国政府の収入と採油会社の利益とがある一定の比率を保っていく、こういうことでございます。

この二つのプリンシプルがございまして、それが一つのメカニズム的に組み入れられてもおります。そういうことでありますから、あるいは需給関係で人為的に値段を上げたり下げたりやりますと、それがすべてに響いてまいります。特に日本のような工業生産品を輸出して石油を買うという場合には、当然彼らはその間の比価ということに問題にいたします。それから同時に、それに関連しまして当然のことながら為替つまり通貨価値という問題が、彼らにとってはその油を売った金で食糧あるいは工業生産品を輸入するのでございますから、通貨問題がもちろんその中に入ってくることは当然でございます。

それで量のはうは、イスラエルとアラブの紛争が起きるまでは、御承知のように一九六〇年代は生産過剰の状況を呈しておりましたので、産油国側としては一時は各産油国間の生産制限を協定してそれで守ろうとした時代もありましたが、これは失敗に終わりました。しかし、だんだん産油国が外貨の蓄積がでますと、何も急いで油を売る必要はないんじゃないか、むしろコンサーベ

ション、資源保存という方向に非常に傾いております。現に、紛争の起こる前からでも、アラブの数国は国全体の生産を規制し始めておつたところもあるほどでございます。そういうわけで、価格のほうは、これはもう上がることとは間違いないといひますか、当然でございます。

参考までに、私の会社で調べた製品価格あるいは政府のいゝゆる課税基準価格というものをござつぱに見てみますと、一九七〇年に比較してこれは大体三倍になっております。それから昨年に比較して大体倍になっております。これはもちろん運賃といふものを度外視した積み出し港積み値段でございますので、運賃の上昇が加われば当然それに運賃が加算される、こういうことでございまして、諸物価、農産品その他の工業生産品の値段が上がれば石油は上がるんだ、こういう認識をひとつぜひ持っていたらいいと思ひます。

それからもう一つ、政治面でございますが、OPECのほうは主として経済的な問題をずっと追ってきたのであります。途中から、一九六〇年の半ばごろからメンバーがだいたいふえまして、そのメンバーの中には、先ほど申しました政治理念で、いわば急進的な考えを持つものがだいたいふえてきました。そういうことで、穏健的な行き方で行こうというアラブの中の数カ国が一九六八年にOAPECというものをつくつたわけでございます。当初は、共同事業とかあるいは共同運送というふうなことを考えておつたのでございまして、その後、次第に政治に巻き込まれて、輸出しないアラブの石油の産出国までが全部このOAPECのメンバーになって、これがいゝわは政治面での政策決定のアラブ全体の原動力になっていられるように、皆さんも御存じのとおりでございます。

それで、私つい最近まで、十一月の半ばまで向こうにおつたのでありますけれども、彼らの考えている政治的な問題といひますのは、従来は急進派が主導権を握つて、国有化とか生産制限とか禁輸とかいろいろなことをやっておりましたけれど

も、今回の第四次アラブ・イスラエルの紛争を契機といたしまして、穏健派が主導権を完全に握っております。穏健派が握っておるというその頂点に立っているのがサウジアラビアでございます。私の会社もサウジアラビアから利権を半分もらっておるわけでありまして、その要人たちといろいろさつばらんに話してみますと、イスラエルとアラブとの紛争は今限りでどうしてもおしまいにしたいんだ、この熱意が非常にございます。それで今回、いままでも石油は武器に使わないと言っておった中外の声明を全部ひっくり返しまして、いわばサウジアラビアが最も強硬にいたしますが、強く武器に使うことを主導しておるわけでございますが、これには、これは私の現地での感觸でございますが、サウジアラビアとしてはイスラム教の盟主でもございまして、この宗教の盟主と、それからいまの経済上、アラブとイスラエルの紛争解決というものを結びつけて、やはりアラブの盟主はわれわれである、つまりサウジアラビアである、こういう非常に突き詰めたといえますが、いままでも急進派に主導権をとられていたイスラエルとの関係もこの際われわれの手でひとつ解決したい、こういう気持ちで一ぱいのようでございます。そのために、次々に打ち出されてくる石油を武器とする生産制限の問題も、もちろんイスラエルとの問題解決ということを目眼にしておりますが、同時に、急進派の人たちをも納得させるような動きをしないと、やはり穏健派の主導権の維持ができません、こういうふうに私は見ておりますので、相当強く主張している根拠も十分そういうことで理解ができるわけでございます。

それなら、今後油の供給はどうなるのだ、こういうところへくるわけでございますけれども、先ほど各業界からいろいろ要望が出て、たいへん御苦勞されておりますが、問題の中心は、何といつても今回の石油の供給削減というのは経済的な理由では全然ない、これは一にかかって政治的理由であるという御認識をまずいたしておくと、よく

からうかと思うのです。しかもそれはアラブとイスラエルの紛争解決というところに焦点があるものですから、問題はそれがどういうふうな、どういうタイミングで、あるいはどういふ速度で解決されていくか、これにすべてがかかっていると思えます。そういうことを十分御認識の上で、特にアラブ側の主張、要求というものは天下周知の事実でございます。そういう要求を一応頭に入れて、政府の政策をいろいろと検討していただいたら幸いか、こういうふうに思う次第でございます。

○濱野委員長 次に、武藤参考人をお願いいたします。

○武藤参考人 全日本トラック協会の専務理事の武藤でございます。トラック関係の問題につきまして簡単に公述させていただきます。

全日本トラック協会という私どもの団体は、営業トラック事業者の組織しておる団体でございます。トラックにはナンバーが白のと、それから緑色のナンバープレートをつけて走っている車とございまして、その青色のナンバープレートをつけて走っているトラックが営業トラックでございます。

最初に、営業トラック事業の概要を簡単に申し上げさせていただきます。

営業トラック事業者は、現在四十八年三月、この三月の三月末で二万六千業者ございまして、このうちの九八％が中小事業者でございます。営業トラックの全部の台数が、同じく四十八年三月で四十六万台でございます。これらの営業トラックが運んでおります年間の輸送トン数が、四十七年三月の数字でございますが、四十六年度一年間に十一億九千万トン運んでおります。国鉄が同じ年に二億五千万トン運んでおりますが、こういう国鉄、内航海運、トラック、それから営業トラックのほかに自家用トラック、こういうものが全部で運んでおります。トン数が五十三億六千万トンございまして、この総輸送量の二・三％を営業トラックが運んでおるわけでございます。それで、自動車

の中に営業車と白いナンバープレートの自家用車があるわけでございますが、営業車のはうでは、四十七億九千六百万トンの総輸送量の二・七％を運んでおるわけでございます。自動車全部の二・七％を運んでおるわけでございます。トン数では営業車と自家用車はそういう形になります。輸送トンキロという形では比較いたしますと、営業車と自家用車は大体五〇対五〇ぐらいの数字になっております。トンキロと申しますのは、こういう関係、あたり御関係のない方々は御存じないかも知れませんが、たとえば五トンの荷物を百キロ運びますと五百トンキロ、五トンの荷物を十キロ運びますと五十トンキロという計算のしかたでございます。トンキロで比較いたしますと、大体営業車と自家用車、五〇、五〇という数字になっているわけでございます。

一日当たりの営業車の輸送トン数は四百三十五万トンでございます。十一億九千万トンのその輸送品目のおもな内容は、食料品、たとえば穀物だと野菜、水産、畜産品等、これらが一二％、それから日用品、薪炭、石油類というのが七％、木材が四・四％、それからセメント、石材、砂、砂利、こういうものが一四％、紙・パルプ、繊維工業品が四％、おもな物資はこういうようなものでございまして、日常生活に、国民生活に欠くことのできない物資の輸送に当たっておるわけでございます。

次に、営業トラックの燃料の需給状況の問題でございますが、営業トラックはほとんど軽油を使っておるわけでございます。軽油を使っておる自動車には、バスそれからわれわれの営業トラック、自家用トラックの普通車等が軽油を使っておるわけでございます。また、非常に少ない数でございまして、LPGを使っておる車もございまして、

そこで、燃料の需給状況でございますが、自家用タンク購入分が、十月実績に対しまして大体二

〇％削減されております。それから一般スタンドで購入しておりますのが、十月の実績に対しまして、県内のスタンドでは大体三〇％削減されております。県外のスタンドでは五〇％から七〇％、あるいはひどいところでは七五％程度の供給削減を受けております。したがって、県外へ出ますと、一般のスタンドで過去の実績の五〇％から七〇％ぐらい削減されてトラックに給油されるわけでございます。したがって、トラック事業者は長距離の御注文がございまして、帰りの燃料を心配いたしまして、しばしば契約の引き受けをかんべんを願っておるような状況に立ち至っております。出ていきまして、出ていくときは満タンにして出ますが、帰るになかなか帰ってこないという問題がございまして、県外に輸送するということは非常に苦しい状況になっております。

次に、供給削減の一般状況はただいま申し上げましたようでございますが、燃料価格の値上がり状況でございますが、トラック事業者で自家タンクを持つております事業者につきましては、四月を一〇〇としたしまして、十二月では平均一四〇％になっております。四〇％程度の値上がりを示しております。一般スタンドで購入いたします場合は、四月を一〇〇としたしまして、十二月は平均一六％、六割程度の値上がりとなっております。四月の平均価格が軽油一リッター三十円から三十二円でございますが、十二月の平均価格は四十五円から五十円という形になっております。かなり大幅な値上げを四月から、二回あるいは三回にわたって受けておるわけでございます。それから燃料費の支払い状況でございますが、十月では、一般スタンドでは全額現金払い、それから特約のスタンドでは三十日据え置きで現金で払う、それから自家タンクがございましてタンク購入しました場合には六十日あるいは九十日の手形で決済をいたしておりました。ところが十二月に入りましてほとんど全部が現金で支払う、もう手形はだめという形になっております。

(委員長退席、稲村(佐)委員長代理着席)

ほとんど全部即金で払う。一部には十日払い、十日まとめて十日たつてから現金で払う。あるいは十五日、二十日程度が大体据え置き、長いほうでございまして、そのときにまとめて現金で払うというような形になっておりまして、大体におきまして現金で買い戻すという形になっております。

そこで各県の状況でございますが、北のほうから、青森では大体県内では二〇%から三〇%を削減されております。県外へ出ますと六〇%削減されております。十二月の購入価格の値上がり状況は、四月と比較いたしましたら大体一四〇ないし一五〇というような値上がりになっております。

先ほど申し上げましたように、県外へ出ますとなかなか入れてもらえないということで、東京行きの鮮魚輸送のトラック、これは帰りの燃料が心配、非常に供給されないで出航しております。それから十五日ごろからリンゴ輸送が始まりますが、これはおもに東京方面に向かうリンゴ輸送でございますが、これも先ほど申し上げましたように二割ないし三割の供給削減を受けておりますので、リンゴ輸送が完全にはできないかと、非常に疑問になってきておるわけでございます。

宮城県では、県内では二〇%ないし四〇%、県外へ出ますと大体七五%程度の削減を受けております。価格のほうは一四〇%から一七〇%というように、四割ないし七割の値上げを受けております。宮城県につきましては、冷凍食品やかん詰めの輸送が困難になりつつあります。大阪方面以西の長距離輸送は、先ほど申し上げましたように、帰りの燃料の補給ができないというようなことで、長距離輸送はできないという形になっております。

山形県では、県内では二〇%ないし五〇%、県外へ出ますと七五%。それから茨城県では、三〇%ないし五〇%県内では供給削減を受けておるわけでございます。したがって、京浜方面へ送る生鮮食料品等の食

糧の輸送トラックは、大体六割程度ぐらいいしか輸送できないだろう、こう申しております。埼玉県では、県内では二〇%ないし三〇%の供給削減を受けております。ただ値段のほうは四割ないし八割高というようになっておりまして、この埼玉県でも、同じように帰りの燃料の関係から長距離輸送ができないようになっております。

東京では、二割ないし三割の量の削減を受けております。県外へ出ますと、大体七割ぐらいいし八割の値段のほうは四割ないし六割の、四月に比較いたしまして一四〇%ないし一六〇%というような値上げの状況になっております。

都民の生活物資の集配拠点でございますところの京浜ターミナルあるいは板橋ターミナルにおきましては、スタンドへの供給が二〇%削減されまして、そこへ入っておるトラック事業者は整理券を渡して、その整理券で燃料配給を行なっておるというところでございます。

新潟も、同じく県外へ出ますと七五%ぐらいいし供給削減を受けてまして、長距離輸送はできないようになっております。静岡では、県内では三〇%ないし五〇%の削減を受けております。県外へ出ますと七五%ぐらいいし値段のほうは四月に比較いたしまして四割ないし八割の上昇を見ております。

愛知県も、同じく県内では二〇%ないし五〇%の供給量の削減を受けておまして、外へ出た場合には七〇%ないし八〇%の供給削減を受けております。値段のほうは大体四割から八割、四月に比較いたしまして一四〇ないし一八〇%の値上げとなっております。

それから和歌山では、県内では二〇%ないし三〇%でございますが、和歌山県外へ出ますと七〇%程度の供給削減を受けておるわけでございまして、和歌山のミカンの輸送に支障を来しておるわけでございまして、九州の福岡へまいりますと、県内では三〇%ないし五〇%、福岡県外へ出ますと五〇%ないし八〇%の供給削減を受けておるわけでございまして、

値段のほうは四月に比較いたしまして一四〇%、一七〇%というような値段の上昇を見ております。カーフェリーを利用したいと思うのですが、カーフェリーの便数の削減がございまして、乗船実績のない車はフェリー乗船ができないというような形になっております。

佐賀県は、県内では二〇%ないし三〇%の削減を受け、県外へ出ますと七〇%ないし八〇%の供給削減を受けております。値段のほうは一四〇ないし一六〇、四割ないし六割の値上げを見ております。佐賀県外に出まして一般スタンドで入れてもらおうと思つたところ、いままで行っておったお店でも七割ないし八割を供給削減されますので、県外や本土行きトラックはほとんど給油してもらえないという形になっておまして、二十リットルから三十リットル、トラックでいいますと大体五、六十キロ程度走る量しか入れてもらえないという形になっておるわけでございまして、

それで、トラック業界といたしましては、先ほど申し上げましたように、自動車の中で軽油を使いますのはわれわれ営業トラック、それから自家用トラックの大型、それからバス、それから通運用の車が半分くらいでございます。そういうものが軽油を燃料として走っておるわけでございまして、この軽油の量の安定的な確保をぜひお願いしたいと思つております。一つの事業者で五〇%も削減されまして、車の半分しか動けないという形でございます。中には、たとえば東京等でお聞きしますと一割程度の削減で事が済んでおるところもあるようでありますが、五〇%程度の削減を受けておるトラック事業者も各地にあるわけでございまして、量の安定確保、それからもう一つは値段が非常に大きく値上がりしておるわけでございまして、四月から二回ないし三回にわたつて値上げの話がございまして、その値段じゃ高過ぎるといえば供給量のほうで手かげんをされるというような形がございまして、もう値段のほうは、石油ディーラーのほうのおっしゃるとおりの値段で買

わなければたくさん入れてもらえないというような形が出ておるわけでございまして、量の確保と値段の安定化をぜひお願いしたいと思つております。それからもう一つ、トラック輸送というのは夜間輸送がかなり多いわけでございまして、中曽根通産大臣がスタンドは夜間営業はしない、それから休日営業はしないという方針を出されまして、各スタンドともそういう方針になっておるわけでございまして、トラック輸送の特性からいいますと、全部のスタンドとは申しませんが、一部のスタンドにおきまして夜間営業あるいは深夜営業あるいは休日営業というものを認めていただきたいと思います。この点につきましては、運輸省並びに通産省のほうへいろいろお願いしておるわけでございしますが、走っておってトラックが途中で軽油が足りなくなつてもう走れない、あるいは国鉄輸送がかなり麻痺しておるわけでございまして、十二月は各輸送機関とも手一ぱいの仕事をしておるわけでございまして、これをトラック事業者の窓口で、そんな遠いところに行けませんかといつて国鉄のほうへ待っていきなさいと申しまして、国鉄のほうも手一ぱいの状況でございまして、さらに小口の貨物につきましては、郵便局のほうは、大体いまと同じくでは小包は受け付けてもらえない、国鉄の小口のほうも、中の輸送事情から近距離のものしか受けてもらえないというようなことでございまして、私どもトラック業者としては何とかお客さんの御要請に沿つて運びたいと思つておるわけでございまして、スタンドの営業の問題、それから量の問題、こういう面に制約を受けてたいへん御迷惑をかけるような事態になっておるわけでございまして、トラックの営業は、先ほどトン数で申しましたように国内輸送の主流をなしておるわけでございまして、これが国民生活あるいは生産活動に与える影響は非常に大きなものがあるわけでございまして、たとえばお正月にミカンの輸送が十分にできないというところから、ミカンの値段が二倍、三倍に上がるというようなこともなきにしも

あらすでございまして、国民生活物資の輸送を懸命にやっております。この面につきまして特段に量が安定的に供給されますように、また値段が、この値段をのまなければ契約量を削減するというような形にならないように私どもはお願いするわけでございまして、

以上でございまして、
○稲村(佐)委員長代理 次に、山下参考人にお願
いいたします。
○山下参考人 私、日本船主協会の山下三郎でございまして、

本日、石油需給適正化法案を御審議されますにあたりまして、われわれ業界の意見を述べさせていただきます機会を与えていただきましたことをありがたく、厚く御礼を申し上げます。

今日の石油危機を最も強く身近に感じました海運業界といたしまして、関係方面に対しあらゆる方法をもって打開方を推進いたしておりますけれども、なかなかうまくまいりません。国民生活ないし国民経済に直結する重要な貿易物資の強い輸送要請と、石油供給側のきびしい立場という現実の間に立ちまして、きわめて深刻な事態を迎えております。したがって、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営のため、石油の適正な供給の確保をはかることを目的とする本法の成立には賛成でございます。われわれ何を背身を削って苦勞したかと申し上げますと、御承知のとおり船舶用燃料カットの問題でございます。これについて述べさせていただきます。

このたびの中東産油国の石油生産削減の影響は、海運界におきましても深刻に反映し、特に貿易物資の輸送を行なっているわが国外航船においては、すでに十一月中旬以降、内外地における船舶燃料油の補給に支障を来し、そのため停船する事態が内外諸港において発生しております。頻発しておりますというたほうがいいと思っております。

十一月中の配船は、このような状態にありながらも、海運業者はあらゆる手段を尽くして何とか必要な配船を維持してまいりました。しかしながら

ら、船舶燃料油の確保は日を追って内外地とも困難になり、出港が二、三日という間近に迫っているが、必要燃料の確保ができないという船舶は逐次ふえてまいりまして、従来行なってきた秩序ある配船が困難になることが憂慮されております。

ちなみに輸出入貨物の輸送に必要な十二月の邦船社の運航予定船は、タンカーを含み千六百隻、五千二百四十八万重量トンであり、これに必要とされる船舶燃料油は約百三十四万ロングトンが見込まれております。

この必要量の確保については、政府の御指導もありまして石油業界と話し合いを行ない、海運業界といたしましては、邦船のスビードダウン、配船調整等あらゆる手段を講じ、燃料油の節減につとめ、十二月の輸送量に關しましては何とか最低の必要量を維持できる状態に相なりましたが、なおこの状況はまことに流動的でございます。予断を許しません。

なおその際、石油業界からは一月の供給については何らの見通しすら得られず、われわれといたしましては、一月以降の配船について全くの見通しが得られない状況でございます。

国民生活に必要な不可欠な物資のほとんどは海上輸送にゆだねられていた実情は、諸先生方十分御承知でございます。輸送力の低下は、必然的に国民生活に必要な物資、産業界への原材料の供給減少につながる、日本経済に及ぼす支障は甚大なものがあることは申すまでもございせん。来年一月以降の見通しを見ましても、石油産油国の輸出規制は緩和される見込みもなく、ますますきびしい方向に、しかも長期にわたるものと推測されております。当然に内外地の燃料事情も一段ときびしくなるものと判断されますが、これにより海上輸送が一そう低下し、日本経済に重大な支障を及ぼすことも懸念されますので、各産業界に対し船舶燃料油の優先的確保につき協力を要望いたしております。

われわれ海運業界といたしましては、石油の適

正な供給確保のための本法の早期成立を望むとともに、本法の適切な運営によりまして、海上輸送に必要な船舶燃料油が優先的に全面確保できまことを期待しております。

なお、以上に關連いたしまして、特に二、三意見を述べさせていただきます。

まず第一に、石油需給適正化法案第十条に、「一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに鉄道事業、通信事業、医療事業その他の公益性の強い事業」とありますが、海運は外航、内航を問わず国民生活に密接な関係を有するところから、海運事業は当然本条にいう公益性の強い事業に該当するものであると了解をいたしておりますが、この点特に念を押さしていただきたいと思います。

第二に、船舶用燃料油の供給は事態が緊迫しており、影響するところ重大でありますので、法案成立に先立って強力な行政指導が直ちに行なわれますことを要請をいたします。

第三に、内航海運につきまして、関係官庁の御指導にもかかわらず、内航海運の十二月運航に必要な燃料油五十万キロリットルの確保がいまだ石油業界との間でなされておられません。内航海運におきましては、このたびの石油問題の影響を受けて、鋼材、石炭などの緊急輸送のほか長距離トラック輸送の内航海運への転嫁などにより、逆に輸送需要の増大を来しております。かかる状況から、内航海運用燃料の確保につきまして特段の御配慮をお願い申し上げます。

最後に、本邦への外国船に対しては邦船に準じて取り扱っていただきたいと存じます。その理由といたしましては、外国船といえどわが国への貿易物資の輸送に従事しており、また邦船の外地補油の状況から見ましても、外国で差別的取り扱いを受ける原因となるようなことは絶対に行なうべきでないと考えらるからであります。

以上、お願いや御報告を終わります。ありがとうございます。
○稲村(佐)委員長代理 次に、若月参考人にお願

○若月参考人 私は、全国の個人タクシー並びに東京都の個人タクシーの協会長をやっております。若月でございます。しかし、純然たる若月タクシーでございます。業者でございます。

ただいま、本日こちらに参りまして御意見を申し上げるならば、この需給の適正化法案の成立につきましても基本的には賛成でございます。しかし、簡単に中を見させていただきまして、この自由経済のもとで非常に苦しい配慮をされてつくられており、現下の最悪の状態を乗り切る適正な運営ができるか、非常に疑わしいものがあります。なぜならば、従来もうすでに石油というものは重要な物として金にかえて考えられるものでない重要な資材にもかかわらず、今回この法案の中ではたしてどこで押えることができるか。これは行政ベースと業者の指導というところで罰則規定が一つもない。しかも輸入から製造、流通機構、末端の消費に至るまで、何れわれわれがガラス張りのごくこのできないシステムになっております。これでは、法案をつくりましても全く仏つくって魂が入らないような形にまたななりません。従来からたびたび指摘されておりますいわゆる行政サイドにおける、何ら全く変わらない事態がやはり起こる憂いがあると思っております。その点、われわれの意見としましては、必ずしも私らの業界から出しているだけではないなどとは毛頭考えておりませんが、消費者のしかるべき方々が、考え方として、コミッションなどという形で、末端のところまでこの乏しい重大な資源が有効適切に使われているかどうか、監視体制の中にわれわれ消費者の代表を入れていただくということが非常に必要でなかろうかと思っております。

さらに、罰則の問題につきましても、容易ならぬ問題でございますけれども、営業停止あるいは輸入停止というようなきつい問題までが考えられなければならぬ。実際問題として、いままたに起きております灯油にしましても、あるといわれて、しかも三百八十円といわれておりますけれども

も、三百八十円だったれば配給していただきたいとわれわれ消費者の国民は声を大にして叫ぶでございましょう。これなどは、やはりこの法案の中で一つの大きなセクションとしてそのような監視体制が持たなければ事実上法といわなければなりません。

ちなみに、個人タクシーは現在、全国九十八都市、三万八千にや近い数字で免許されておりまして、中でも東京は、現在の実態は一万六千七百台の多きになっております。しかし、ごく少数の都市以外はすべてが代用燃料でございましてLPGを使っているわけでございまして、LPGを石油と一緒に考えておられるこの行政の考え方については大いに憤りを感じるのでございまして、このLPGは、燃料といえながらも石油にかわるべき、ガソリンにかわるべき少なくとも代用燃料でございまして、合成酒でございまして、したがって、われわれがこれを選んだゆえんというのは、運賃、料金において左右されている、運賃は公共性でなかなか上がらない、したがって都民の足と利用されているわれわれの立場から考えまして、できるだけ経費を節減して、運賃値上げによる国民の足としてのね返りを押えるため、苦勞に苦勞を重ねて、言いかえれば開発した代用燃料であることは間違いないでございせん。しかも、車の購入については、そのような設備を施してもらって買っておるものでございまして、これを急速にほかの燃料にかえることは不可能でございまして、そういう客観情勢のもとでLPGを使っているわけでございまして、昨今の中東戦争のあおりを食いましめたことは、われわれ個人タクシーも国民の一員としてきびしさを身感して承っております。しかしながら、現在の需給の状況になりますと、悲しいかな個人タクシーは零細でございまして、スタンドを持つ、あるいは仲買、あるいは特約店がやる機能は全くございせん。ミクロのような個人タクシーで、からだだけ資本で、皆さま方に愛されてこまで育ってきたわけでございまして、このような過渡期になりますと、す

べて消費者の末端である個人タクシーの零細なところへひずみが出てまいりまして、最近に至りましては全く言語道断、動こうにも全くガスがない。もうすでに東京におきましては延々長蛇のごとく個人タクシーが並んでおりまして、もらえぬかどうかかわらないものが、ちょうど暮れの上野駅の家郷に帰るとき切符の予約券のごとき状態を呈しております。途中で奥さんがかわり、番をとっている、あるいは車の中でこの寒さにあえながら、毛布をかぶり、ふとんをかぶって、個人タクシーが幾らくれるかというところで期待し、おののいておりますが、さて、二十リットルしかくれない。この二十リットルは事業に使用しますと四時間でございます。四時間の二十リットルをもらうのに延々と十何時間もそこに定着しなければならぬ。全くこのひずみが個人タクシー、タクシー業界にきております。

しかも、燃料は危機だといわれておりまして、それぞれカットされたといえながらも、スタンドを持っておりまして大きな業者には流れております。スタンドの数はおよそ百でございまして、この百のうち、三十あるいは三十五が自家用でございまして、これはタクシー会社が自分のところの車に入れるために設置しております。営業用と自家用の分かれは、タンクの容量あるいは保安基準の問題で、これは売ってはいけないうちの施設で認可されておりますから、事業用という区分けをしております。残りの六十ないし五十七、これが営業用でございまして、これがタクシー会社の大企業すべて系列でございまして、ここにわれわれが出かけていて、入れてもらうということ、これもまたスタンドを持っていて大企業はすべて仲買であり、あるいは特約店でございます。したがって、一応メーカーからのルートはそれぞれ直結して持っております。しかし、いまのような絶対量のない時期に至りますと、わがままなことは言いませんが、しかし、削減されたなりにスタンドに供給されていることは事実でございまして、なぜなら、皆さん御存じのように、法人のタ

クシーは削減されたといえども動いております。個人タクシーは全く動かない状態が出ております。これというの、そのガスを金額が何ら規制されていないので、燃料としてスタンドが買ったということでございます。商売でございますから、自分の会社の車をためて、個人タクシーに分けてやるなどというのはナンセンスでございまして、したがって、そのあおりを食ひまして、現実いま三分の一が入れかわりに交代で毎日休んでいる。しかも土曜、日曜をはさみますと二日も連続して休む、その次の日によりやく十五リットル、二十リットルちょうだいしているということ、大体個人タクシーの従来の使用量は三十五から四十リットルというのがたてまえでございまして、地方の小型におきましては、エンジンの馬力が小さくございまして、大体東京を三十五としますと、二十五ないし三十の間でダウンしている、これは車の性能上しかたありませんけれども、そういう実態であるわけでございまして、

それ、実は本日、通産省に対して、先行きに全然われわれは希望を持ってない、来年はどうするかというところ、きょうあしたをどうするかという不安なことが全然明示されていない、こういう不安のもとで、われわれとしては運輸省を通じていろいろ意見を具申し、あるいはこれからの数量につきましても相談を受けておりますけれども、しかし、これは通産省業務でございまして、そういう意味におきまして、どうせ休んでいるからということで、きょうは三千人を動員しまして、そして通産省を取り巻いて、いまでもデモをやっております。代表が通産次官と会って、それぞれ御相談しておりますけれども、まず個人タクシーは、全く日が当たらない政治の中で困っているのが実情でございまして、

そしてなおかつ、決してここにお話し申し上げるのが本音でございせんけれども、最悪の事態が参りまして、東京の個人タクシー業者が、ガスの見通しがいい、小さい幼子を三人かかえている、車の借金も返さなければならぬということで、

きのうのお昼の二時ごろとうとう首つり自殺をいたしました。こういう最悪の事態についても、運輸省はもちろんのこと、通産省はちっともそういう点については見通してくれない。こういう個人タクシーが出てしまっている。昨日もあるいはその後第二、第三の高橋さんが出はしないかというところで、対策は立てておりますけれども、何せ燃料がなければ、タクシーは血の一滴がなければ動くに動くことができない、このような最悪の事態にさらされております。したがって、総合的に申し上げるならば、この法律をおつくりになつて、せつかくつくったものがさる法にならないうちに、国民の一員としてぜひお願いしたい。それから、不正が行なわれないように罰則規定をきつくしてこれをやっていたかなければ、またまた末端が迷惑します。

それから、個人タクシーの立場は法人と違ひまして、法人業界は、百台ございましてとしますと、燃料が割にカットになれば、車を割にカットすれば、あとの残りは同じでございまして、これはかつてない分でございまして、そのような企業の合理化ができる潜在台数を持つておる。個人タクシーは百八十ないし二百の中で、その絶対量が一滴でも欠けたら全く生活ができない。法人業界に聞かえたら非常にぐあいが悪いのですけれども、これがほんとうでございまして、合理化ができない。問題は、一〇%減らされれば一食を削れ、二〇%減らされれば二食を削らなければならぬ、このような最悪の事態にきておりますので、その点、ひとつ諸先生方よくお調べの上で、適切な御援助をしていただきたい、かように申し上げます。

○稲村(佐)委員長代理 以上で各参考人の御意見の開陳は終わりました。

○稲村(佐)委員長代理 これより参考人に対する質疑を行います。

この際、質疑者に申し上げます。田中参考人及

び安居参考人は、所用のため退席いたしました。
それでは、質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

質疑の際は、まず参考人の氏名をお示し願います。

なお、念のため参考人に申し上げます。発言をされる際は、委員長の許可を得て御発言をお願いいたします。

それでは加藤清二君。

○加藤清二委員 それぞれ専門の立場にいらっしゃいます参考人の皆さまから、貴重な御意見を承りまして、たいへんどうもありがとうございます。二法を審議して、民生の安定と日本経済の発展をはかるうとしております私どもにとりましては、ほんとうにいい勉強になりました。ありがとうございます。

しかし、ただいまも身につまされるお話がございました。すでに首つりが行なわれているということなんです。きのうもここで私は業界の皆さんに訴えました。私の知人の中にも、やみで買ひだめしている連中のところへは、自分一人でもいから突っ込んでいって爆発をさせてやる、それでもいいですか、こういう訴えが個人タクシーからございました。まさにパニック前夜でございます。

これを鎮静させるための二法であります。ところが、それがいまの参考人の方からありましたように、とかくざる法になりがちでございます。ざる法にならないきめ手は一体何かといえ、それはいま御園生先生がいみじくも指摘なさいました。大体この経済取り締まりの憲法である独禁法、これに違反とまで疑われるような行為をしてまでもなぞ通産省と妥協しなければならぬだろるか。私も御園生先生と同意見でございます。

そこでお尋ねいたします。適用除外を明記してあとは全部にひっかけるべきである、こういう御意見は当然のことだと思います。終戦直後、あの物のなかつたときにできました物統令、これでも第八条に除外例をつくり、そうしてあとは全部にひっかけているわけでございます。それでもなお、

やみが行なわれたのです。人間の本能と心理に合わない点があったからなのです。

そこでお尋ねするので、適用除外を明記するとするならば、何をどう考えて行なつたらよろしいでしょうか。もし時間がなければ、ぜひ先生に、あとで、ここでこういう論文を書いているからこれを読めとか、ここにこういう本があるからこれを読め、こうおっしゃっていただいてもけっこうでございます。

○御園生参考人 本来独禁法は、独禁法を適用すべからざる事態が生じた場合には適用除外によってこれを許すという原則が正しいと思います。そういうことで、いままでさまざまな適用除外法令が出ていくわけでございます。御承知のとおり物統令をはじめとし、中小企業等協同組合法あるいは輸出入取引法、いろいろ法律がございます。私は、適用除外法令がきわめて多くなるということには必ずしも歓迎すべき事態ではないと思っておりますが、しかし必要とされる事態が起これば、これは法律上明記して適用除外によって許すべきであるという原則は、今日においても堅持すべきであるというふうに思っております。この点について参考になるのは、独禁法の二十四条の三以下の規定、通常不況カルテル並びに合理化カルテルという規定がございます。これらのカルテルを必要やむを得ない場合に許す場合にきびしい要件が規定されております。不況カルテル、合理化カルテルの要件をそのまま今後の予定されております石油需給調整法案に基づく業界の協力行為に適用することは必ずしも適切ではないと思われ、一般的にいえば、業界の協力行為、政府が行なう統制についての協力行為については必要最小限度であるというところ、それからそれを利用して価格の協定、物資の生産調整についてカルテル的な行為を行なう場合には、直ちにその行為を排除する、あるいは取り消す、こういう要件はぜひ必要だろかと思

います。

要するに、法律上どのような要件をもって適用除外すべきであるということは、これはかなり技術的な問題になりますから、現在すぐにお答えするだけの用意はございませんけれども、その範囲並びに時期、方法についてきびしく範囲を限定するというところを一般的に申し上げたいと思

います。

なお、これに関連いたしまして単に横のカルテル、つまりメーカーならメーカー、あるいは元売り業者なら元売り業者が相互に価格について、あるいは生産数量について協定するだけではなく、覚書には、いわゆる再販行為をも認めております。つまりこの点については政府が末端価格についてみずから十分に取り締まり、かつまた監視を行なうだけの能力がないために、これをも業者の自主的な行為にまかせるということにしているわけなんです。つまり横の協定を保全するために今度は縦の再販行為ですね。末端価格において、個々の事業者が末端小売り価格を幾らにしろ、幾らにしなければ今後取引を停止する、これが再販契約ですね。そういうことをもって、たとえばいわばカルテルをもつて今度の石油関係二法案に基づく統制行為を行なおうということですから、したがって業者が——大体企業としての利潤を目的として運営されております。したがって、その利潤原則に基づいてこれらの協力行為を行なうということは火を見るよりも当然である。また、従来の勧告操縦その他の安定カルテルに類似した行為を見ますと、結局はたまたまは原価計算、生産数量についての原案は業界から提出しているということになっております。今度の安定カルテルも同じく、その価格並びに需給計画について結局は業界自身に自主的にプランを立てさせ、それに基いて、多少の心手は加えるでしようけれども、政府がこれをさらに業者によろしいということやゆだねることにするのだろかと思っております。こういうことを考えますと、適用除外規定をはっきりと設けて、その要件について厳密に規定することがぜひ必要だと私は考えております。

○加藤清二委員 私どもが参考人の皆さんの御意見を承っておりますと、賛成とおっしゃる方と

修正しろとおっしゃるの方がございます。賛成と最初におっしゃる方は、たいてい企業側の方でございます。ところが、修正しろとか反対とかおっしゃる方は、大体油を消費する側、しかも末端に近いほど反対が多いようでございます。それはいま御園生先生がおっしゃられましたように、通産省に原案がないものですから、あるいはあってもそれが機動的に動かないものですから、ほとんど原案を大きな業界にゆだねて骨子をおつぐりになる。この結果は、かつて公害法のときに、公害十四法はできたけれども、大どろぼうをのがしてこそどろだけつかまえる法律になったと新聞の皆さんからたいへん批判を受けたことを覚えております。今後そうなるのはならぬと思っております。首つりをしなければならぬ人やら、ひび、あかぎれで苦しむ人やら、灯油がないために急性肺炎が重なる人、それでいまだ死んでいかなければならぬという人をまず救わなければならぬと思っております。そうあつてしまふべきです。それでこそほんとうの民生安定だと存じます。

そこで、民生安定を条文にはうたててありますけれども、それが欠けてはならないというようなきめ手を法案の中へ盛り込むことがありましたらお教え願いたい。

○御園生参考人 そのきめ手はたいへんむずかしいんですけれども、要するに、政府自体が責任をもつて行なうということが一つ肝要だろかと思

います。

それからもう一つは、先ほどの適用除外関係の御質問に関連いたしますけれども、公正取引委員会は独占禁止法の施行官庁として業界のカルテルを取り締まる、こういう役割を持っております。したがって、今後の統制行為について、それが業界寄りにならないかどうかということ、少なくともカルテル行為として業界寄りの価格引き上げ、需給調整にならないということを保障するために、公正取引委員会をぜひ一枚今後の法律の運営について加えていくということが一つ考えられます。

第一類第九号 商工委員会議録第四号 昭和四十八年十二月十一日

それからもう一つは、やはり一般消費者の立場を勘案して、審議会等を通じてこれらの一般消費者並びに中小零細業者の意見をこの法律の発動について全面的に反映するというのを保障することがやはり一つの方法だろうと思います。

○加藤(清二)委員 それでは次にアラビヤ石油の宮内さんにお尋ねしたいと思ひます。

山下太郎さんとそれから佐藤総理のむすこさんが国会へ来られました、あそこから権利を買い取られますときに、この国会で審議したことを覚えております。あれはもう二十年ほど前の話ですね。確かに石油資源開発法というのが昭和二十七年にできたのです。しかし、それから十年たつて石油業法、五年たつて開発公団法、それからまた五年たつてパイプライン法、一年たつてことし、今度は需給のための統制法ということになってきているわけです。事ここに至つた原因をよく調べて、それを除去していかねばならないと存じます。法律をどれだけつくつてみたつて、制限する側では民生の安定も経済の発展もほど遠いと思ひます。より多く資源を求めるといふこと、いま制限されようとしている、いや、されていくこの資源を何とかしてもとに復する、資源を獲得するということが大切だと存じます。その意味において、二十年近い間、外地でたいへんお働きになつていらつしやるあなたさんや、その会社の皆さんに心から敬意を表したいと思ひます。

そこで、私がこの二十年來の日本の石油事情をながめてみますに、諸外国と比べてたいへん、きつた珍らしい特徴があると思ひます。その第一は、日本には国産が一つもないといつていいほど、九九%外国だよりであるということなんです。

第二は、あなたのところは別でございすが、それ以外のところは、産地に對して鉱区権、鉱業権、探掘、試掘の権利を持つてゐるのがほとんどない、こういうことでございす。

次に、イギリスもドイツもフランスも、オランダのような小さい国でさえも、あれだけたくさん

のタンクを自分の港に持つてゐるところでさえも、なお国策会社を持つてゐる。日本には国策会社と称せられるものは、内地の精製販売にはあるけれども、外地に権利を獲得してゐるものはない。それからもう一つは、石油製品の特徴として、それは、製品を個別的に原価計算をするところの計算理論、計算原則がほとんど打ち立てられていない。ないないづくしで、あるものは何かといったら、この必需品の油に税金をひっかけようという、税金だけは世界一多くなるようございす。これが実態だと私は基本的に認識してありますが、私の認識にあやまちがありましたら御指摘願ひたいと存じます。

○宮内参考人 たいへん日本の石油確保についていろいろ御研究され、御勉強されてゐることにまず敬意を表したいと思ひます。

会社が利権を取つた当時の状況を私よく存じておりません。しかし、先ほど利権を持つてゐる会社は、アラビヤ石油を除いては日本の会社はほとんどないというお話がございましたけれども、私の理解では、ただいま石油鉱業連盟というのがございす。これはたしか二十二、三社メンバーがあると思ひますが、石油が出てゐる、出ていないというのは別にしまして、この石油鉱業連盟に参加してゐる会社はほとんど全部利権を持つてゐると私は理解してゐます。ただ、利権を取つて掘るといふ形につきましてはもう古い。と申しますのは、最近産油国政府が、御承知のように、企業参加とか国有化というやうなことを次々と打ち出して実行してゐます。そういうことでこれからの石油の確保につきましては、やはり産油国とのジョイントベンチャーという形で行くのが私は本筋だろうと思ひます。

原油の価格につきましては、先ほど申し上げましたように、一つのルールが産油国側では確立されてゐます。製品価格と原油価格との間とか、あるいは工業生産品と原油価格との間という形でこれはルールがもうでき上がつてゐます。今後おそろくこのルールに即して原油価格というもの

は動いていくと私は予測してゐます。ただ、先ほど御指摘の国内製品価格にはつきりしたルールがない、そういうやうな御趣旨のようございすけれども、私は実は原油を掘つて精製会社に売つてゐる会社でございまして、それから先のことはあまり勉強してゐませんので、遺憾ながら十分な御回答ができません。あしからず御了承いただきたいと思います。

○加藤(清二)委員 それでは主として外地のことについてお教を願ひたいと存じます。

お説のとおりでして、権利はある程度持つてゐる。しかし、九州石油は十何本掘つたけれども一本も当たらない。せつかく当てた岡田君のところは、岡田君が、せつかくミナスで当てておきながら、ついでこの間死んでしまつた。ということ、外地において資源を開発するといふことは非常に難澁することであるといふことは存じてゐます。ジョイントベンチャー方式は、發展途上国が非常にナショナルイズムで自國意識を旺盛にしてきてゐる現状においては、あなたの意見に賛成しますが、私はいま過去の原因を探究してゐるところです。

それではこれから、これからの問題についてお尋ねします。

アラブが日本に對して、アメリカに對して、オランダに對して削減を要求したのが今度のきつかけだと存じます。ところで、そのアラブがこれを武器として使うといふことは、実はきのうきょうの問題ではない。私も実はイランの方やクウェートの方々と何度も会つてゐます。国内で会つたり外地で会つたりして、何度も何度も会つてゐます。おっしゃることは、正当防衛である。正当防衛の武器としてこれを使うんだ、こういう考え方の基本に立つてゐるようございす。目的は何かといつたら、二つあるようです。それはパレスチナの利権を回復してくれ、イスラエル軍を完全に撤退してくれ、これが基本のようございす。イスラエル軍を完全撤退させろといふことは、パレスチナの自決権を尊重しろといふ安保

理事会の一九六七年十一月二十二日の決議を日本も忠実に守つてくれ、こういうところにあると思ひますが、いかがでございすか。

○宮内参考人 アラブ諸国が石油を政治的武器に使うといふことは、一部では今度のイスラエルとの紛争が起る前にいれたこともあります。しかしながら、それは全体としては支持を得なかつた私は理解してゐます。

それから、ただいまイランの例を引かれましたけれども、イランはやはり政治的武器に油を使うべきでないという立場をとつてゐます。ただ、先ほど私が参考意見として申し上げましたように、このたび石油を政治的武器として使うといふことを強硬に打ち出したのはやはりサウジアラビアだと私は理解してゐます。ということは、このイスラエルとの紛争を今回限りで結着をつけたのだ、そのためには戦闘行為を長く継続してもベトナムのやうになかなか結着がつかないから、戦闘行為といふものはある時点まで中止して、そのあとで政治折衝だ、こういうふうには彼らは戦略を考へて、それでサウジアラビア自体は軍隊を全然動かしてゐません。それにもかかわらず、エジプトとシリアのあと押しをする意味で、政治的武器に使うといふことを宣言したわけですが、これはすでにことしの四、五月ごろから七月にかけて、アメリカに向かつて相当に根回しをしておつたと私は感じてゐます。

そういうわけでして、今度の紛争解決のために使うのだ。その紛争解決のアラブの要求といふものは、ただいま御指摘のやうに大体三つ大きくございす。これはもう天下周知の事実でございす。それに対して日本がどれだけ國際的な政治舞台で支持してくれるか、これが答えだろうと思ひます。ですから私たち、十一月の半ばにそういう現地の非常に緊迫した情勢を感じまして、それで帰つてきてからそれぞれ政府の要路の方々あるいは財界の方々に事態は非常にきびしいぞ、日本としても、これは相當な決意を持つて當たらなとえらいことになるぞといふ警告を發したわ

けてございます。その効果があったかどうか知りませんが、幸いにして十一月二十二日の政府声明ということになりまして、一応彼らが予定していた十二月二五%にさらに五%上をせするということだけは一応見送ろうということになったわけですが、八日の日の先ほど申ししたO A P E C会議では、一月からはさらに五%上をせするかもしれない、あるいはするということ一応決議だけはしたようでございます。まだ会社にはつきりと両国政府から書いたものでその通達を受け取っておりませんが、そういうことでございまして、この問題の解決というのは一に国際政治の問題だ、こういうふうには私は理解しております。

○加藤(清二)委員 同感でございます。

もう一つの問題があるように思われます。それはO P E CもO A P E Cも共通した原理——まあイランはちよつと別でございすけれども、資源には限りがある。買ひ手市場の言うなりになつていたらわれわれは早死にをしなければならぬ。クウェートのとき最も埋蔵量の多いと目されるところでもいまの調子で六十年、イランのときは三十年あるなし、平均三十五、六年という埋蔵量の推定でございます。したがって、私はクウェートの方々と懇談をいたしました。O P E Cその他の国の方々とも懇談をいたしました。が、口をそろえておっしゃることは何かといったら、いま現在はいないというのです。われらの子供や子孫をどうしてくれるか、こう言うのですね。その場合にもともくあみの砂漠に帰ったときにわれわれの子孫を日本は受け取ってくれるのか、受け取らないであらう。戦争中酷使した日本のすぐ隣の国——あえて名前を控えますが、おっぱり出して帰そうとしておるではないか。戦争中使ったユダヤ人をアメリカはいまやパレスチナをおっぱり出して、あそこへ送り出そうとしているではないか。三十年たつてもくあみになったときに、われわれの子孫をどうしてくれるのか、こういうことです。これもやはり経済ベースや商業

ベースで解決できる問題ではないと思ひます。あくまで政治ベースで事を運ばなければならぬと思ひます。それにつきまして、政府の中にもあれこれ計画はあるようでございます。たとえば砂漠を緑化するとか、あれこれあります。

私は提案をしてみたのです。経験がありますから申し上げます。わが国は繊維王国でございます。すでにインドもパキスタンもアラブO P E Cの一国であるエジプトにも、日本の繊維工業を英知と技術をもつて差し上げました。それを差し上げましょう。特にその材料は自国産のコットンもあれば、糸への材料といえは合成繊維がほとんどでございます。その合成繊維のほとんどはあなたのほうの油です。あなたのほうの油をいただいで糸にして、そして今度糸から加工する紡績から先のことはあなたのほうへ持つていつて、またそれを差し上げましょう。そうしてイスラエルからパンティーストッキングを買うようなことはやめましょう。こういう提案をやりましたら、それはいい案だ、ぜひそれをさせてもらいたい、こういう意見がございましたが、要は三十年のものをあるいは六十年のものを、日本のように二億から三億へ、三億から今度日本列島改造論でいけば七億五千万キロも一年にほしいとこういふ。それはやがてあちらの価値年限をますます縮めることになる。縮めようとするならば、その前に何か為替を組まなければ、量をふやすということ、こししの九月以前の数量に戻す、それをまたふやして、日本経済の発展ベースに合わせるなどということ、それは、それは砂上樓閣であり、砂漠の上に立った蟻生様の日本計画であると私は思うのですが、これは間違ひではないでしょうか。

○宮内参事人 アラブ産油国——イランはアラブでございますのでアラブに限りませんが、産油国一般に油がなくなつた時代を想定して、いろいろ心配もし、計画も立てているのは事実でございます。私たちも油の利権をいただいで掘っているのでございますが、やはりそういう議論には常に一緒に話をしております。油がなくなつた

た時代のことを想定して、どういふ計画を各国が立てているかというところは、アラブと一口に言ひましたが、国によつていろいろ事情が違ひます。したがひまして、各国はそれぞれの国の実情に応じた計画を持っておりますが、一口にして言へば工業化ということでございます。その工業化の出発点を何に考えるかということでございますが、これは国によつて相違ひがあります。しかし、たとえばイランのように、これはアラブではありませんが、人々の資源もあり水もあるという国は、あらゆる産業をとにかくこの際開発すべきだという計画をもつて進んでいると思ひます。しかし、サウジアラビア、クウェートのように水もなし、それから人的資源も、まだ十分に教育問題についてもできておりませんので用意はできておりません。

そういうために、彼らがいま最も考えていることは、やはり石油に関連した工業を自分の国で発展させたい、これが工業化の第一段階でございます。もちろんこれは大規模な工業化ということでございますが、それに並行して小規模の、いわゆる日本でいう中小企業程度の繊維工業とかあるいはボーセレンとか、いろいろ考えております。そういう、各国ともそれぞれ工業化のプランがございます。

そういうわけですから、われわれが単に油を買つて、日本でそれを繊維に加工するにしても、あるいはその他の石油製品に加工するにしても、それをさらに売るという考え方で進んでおると非常な間違ひが来るのじゃないかと思ひます。やはり彼らは自分の油の命のある間に自分の国の工業化をやつて、そしてその工業で国の生計を立てていこう、こういう基本的な考えでございます。油の産出の制限も、その国の工業化に必要な資金を確保するだけ生産していけば十分じゃないか、それ以上生産したのでは通貨の不安もございすし、何のために、それこそ他人のためにそんなにわれわれが犠牲にならなければならぬのか、こういうことを彼ら自身が口にしますので、そういう

う点も十分御留意願ひたい、こういうふう存じしております。

○加藤(清二)委員 ありがとうございます。あなたのおっしゃることは、私も私ども社会党が調査いたしました結果と完全に一致しておるようでございます。それはそれでよろしい。相手国は、人によつてうそを言ひませんからね。人によつて区別して別なことを言うというふうなことをしませんが、一致している。

さてそこで、お説のとおり、同じO P E CないしはO A P E Cと申しまして、イランは少し国情が違ふようです。それから工業化につきましても、イランとエジプトはやや進んでいると申しましようか、すでに繊維工業には着手して、日本の技術をも材料をも導入しておるようでございます。

そこで、いま教えていただきたいことは、ほとんどが経済ベースとか商業ベースではなくて政治ベースである。その場合に、いまちょうど三木さんが行つておられます。わが党からも代表が行つております。わが党の代表は押しかけではありません。向こうからぜひ来てくれと言われて、招待を受けて行つておるわけでございます。そういう行き方もよろしいですが、でき得るならば、ほんとうに共存共栄を願ひ、世界の平和を願ひ議員どもがかの地に渡りまして、よく現地人と話をし、現地をつぶさに見て、そうして彼らの意見もよく取り入れて、日本で取り入れられるだけ取り入れて、そうして共存共栄の実を結ぶということが、やがて友好の基であると同時に、日本の石油がほしいという要望をも兼ね満たしていただける原因ではないかと思つております。

そこで、あなたの会社は、ずっと十何年も向こうにいらつしやるので、向こうの状況がよくわかるでしようが、どうでしょう。社会党へは招待が来ている、国会議員がそれぞれ向こうに行つて、そういう勉強会をする、友好の実をあげる、こういうことをするということは、業界の皆さんにとつては迷惑千万な話でしようか。それとも、そ

ういうことはおれらにまかしておけ、君らは国内だけのことをやればよろしい、こういうことでございましょうか。いかがですか。

○宮内参考人 どうも話が企業の経営そのものに入っていくような感じになるのでございすけれども、ちょっと私いまお話を承っていて気になりますのは、政治ベース、商業ベースという二つのことが出たわけでございすが、アラブの連中と企業を経営する際に、私たちが十年やっておりまして、特にサウジアラビアでございすが、非常に感じますことは、採算ベース、いわゆる商業ベースというものを非常に強くわれわれに要請してまいります。ただ、今後新しい企業を起して、それを経営していく場合に、御承知のように、国内の私企業の資本蓄積といいますが、個人の資本蓄積というのは非常に少ない国が多いわけですが、仕事を始めるときにはやはり国の資本をどうしても導入してやっていくということが考えられておるようでございす。

〔稲村(佐)委員長代理退席、委員長着席〕
そういう関係で、企業が全部政治ベースで運ばれるんだというふうに、私はそこまでは考えません。非常な商業ベースを基盤にしまして、それでいずれば彼ら自身も 国によってこれは違ふと思います。たとえばリビアとかあるいはサウジアラビア、クウェートと、それぞれ事情が違ふので、そういうアラブの諸国を一口にこうだというわけにはまいらぬと思ひますけれども、基本的にはやはり国の資本を利用する、それから国が主導的な役割を果たすという考えは根底にあると思ひます。ただ、彼らが口で言うことは、いつの日か、それは私企業にとにかく移管するんだ、こういうことでサウジアラビア、クウェートあたりも進めております。

○加藤(清二)委員 与えられた時間がもうあと迫ってまいりましたので、一つだけお尋ねして終わりとします。
日本への輸入油が削減されているのは、必ずしもOPECやOAPECの関係だけではないと思

います。一番問題はメジャーである。メジャーが、アメリカやオランダという国に削減された分を日本に上せしてきている、こういう例がたくさんございまして、OAPECだけであれば、かりに三割削減されたとしても、日本の油としては、全体の四割です。一割二分になるわけですが、しかし、それをあるものは二割も三割も、こう言っているのは、流通機構を握り、資本を握り、精製を握っているのはメジャーなんです。したがって、メジャーが、アメリカが削減され、オランダが削減される分を日本その他の国へひっかけてきている。アメリカをゼロにするわけにはまいりませんからね。そういう問題がある。これについては時間がかりますから、そういう問題があるかないか、これだけでけっこうでございす。

○宮内参考人 それぞれの会社がどういふふうに分のお得意さんを取り扱っているかということとは別問題にしまして、少なくとも産油国の指令というものは、そういった自分の手かげんをする余裕はないようにできていると私は思ひます。たとえば私の会社の例を申しますと、全体で二五%カットだ、まずこれが会社ごとに全部来るわけですが、十一月の実績から十二月はさらに二五%カットだ、こう来ます。そうしますと、そのカットした七五%の中からまず友好国へ、一月―九月の実績または九月のいづれか高いほう、その実績までを優先的にやれということ。積み出せということ。そうしますと、必然的にそれ以外の国の分け前というものは減らざるを得ない。しかも、それは一月―九月の実績でプロラタでやれ、こういうことでございすから、国別のワケがきまってきたてしまひます。そういうことで、日本に割り当てられるべきプロラタで出ている実績をうんと減らして、それをそれじやドイツへ持っていく、そういうことは私はできないと思ひます。私のうちの指令をたてに、ベースにして考えますと、そう思ひます。

○加藤(清二)委員 けっこうです。メジャーのアメリカ五社はそういうことをやっている事実をも

うつかんでおりますけれども、本日はこの程度で終わります。

○演習委員長 佐野進君。

○佐野(進)委員 参考人の皆さんにはたいへん長時間にわたって御苦勞さまで、お忙しいところを特に帰らないで質問に答えていただくことについて、忙しい方もいるのになかなか感謝します。

そこで、私、きのうも実は参考人の皆さんに御質問をしたんですが、この法律が現在の緊急事態に對して何か特効薬のような感じをお持ちになられて、この法律さえ通れば石油問題がほとんど解決するんじゃないかと錯覚しておられるんじゃないかと思ひます。これは、早期に通していただきたい、こういうことを強調されたので、私、ちょっとかちんときましたもので、たいへんいろいろな点で心配ございす。こういうような質問を申し上げたのでございすが、そういうことを前提にしながらきょうのお話を聞いておりましたところ、やはり同じような印象を受けているわけなんでございす。

と申し上げたことは、特にいま加藤先生がおっしゃいましたけれども、いわゆる輸入元、元請、大企業関係、こういう方々は、もう手をあげて賛成を主張しておられるような感じがいたしました。消費サイドに密着しておられる方々は、若干の危惧を残しながら賛成をされているように見受けられます。そこで、そういう点から御園生先生以下、逐次ひとつづつ御質問をしていききたいと思ひますので、おつき合ひをお願いしたいと思ひます。

まず私、先生が現下の情勢からするならば、ある程度の統制はやむを得ない、したがって、この法律については一応賛成である、こういうようなニュアンスで私は受け取ったわけでございす。この法律案の問題は別といたしまして、そこで私の、結果的に第四、第十、第十一、集約的に当面する事態に對処するための条文が提起せら

れておりまして、ここを中心にあつてしまひていろいろの問題が条文として出されておるわけであり

ます。特にこの条文の内容は、現行法律である昭和三十七年に制定されました石油法と関連する事項がたくさんあるわけなんです。ある中におきまして、特に緊急事態であるといつて需給適正化法案を出しているわけですが、そこで私が一番心配したいのは、いま先生が先ほど独禁法上の問題として提起されましたけれども、結局需給安定法案と裏表の関係になつておるわけなんです。したがって、この法案が出されまして、一定の需給量について適正なものはこれだといつて第四できめまして、具体的な配應で十、十一、一条でそれきりきめていくわけにございすけれども、もしこの法律で需給量が決定されると、皆さんは必ず価格が上がる、こう言っているのです。価格が上がるとことを法律で押えるわけにございす。押えるということになりますと、一定の条件下におきまして必然的にすべてのものに對して一定の価格制限が波及していく。とすれば、その企業ないしその産業界全体に對して所得政策的なもの導入されざるを得なくなつてくる。いわゆる所得政策がここに関連して發動されてくるのではないかと、う懸念がこの二法案の発生と同時に考えられてくるわけなんです。特にそのことが先ほど申し上げました第四、第十、第十一、一条に關連して、私どもは非常に大きく懸念するわけですが、いわゆる統制はやむを得ないというお考えに基づいて、必要悪としてのやむを得ないということであるのか、いわゆる将来計画の展望に立つた場合やむを得ないという、石油という一つの時点に立つた場合にやむを得ないというお考えであるのか、この点ひとつお聞かせをお願いしたいと思ひます。

○御園生参考人 たいへんむずかしい問題です。で、はたして適切な答えになるかどうか自信はございせんけれども、元來統制は、一部局にその必要が発生した場合でも関連産業を通じて波及するといふ性格を持つております。今度の問題が石油に端を發しましてどの程度の広がりを持つた

ということが、経済分析として必要になるわけですが、そういう前提につきましましてお話ししたのでは時間がいまきませんので省略させていただきますけれども、あくまでも、石油に名をかりてその他の物資に至るまで統制行為を行なうということは、これは現在の自由競争を基調とする資本主義経済において避けるべきことである。これは特に消費者の立場だけではなくて産業界の立場からいっても、いわゆる官僚統制は自由競争機能をそこない、結果としては経済の自由な発展をそこなうことになるわけでございますから、そういう意味におきまして統制は必要最小限度ということをしてこの法律の運用について保証する必要があるかと思ひます。したがって、石油不足を口実にしてその他の物資についても、たとえは値上げを行なうとか、あるいは業界寄りの統制行為を行なうとかいふことがいけないわけですから、もちろん現在の程度においてそれが賃金にまで波及するといふことは絶対に避けなければならないだらうと思ひます。いわゆる所得政策の必要につきましては、これは別個の立場からその必要であるか必要でないかといふ問題を考えるべきものであつて、現在の石油問題に名をかりて賃金に對して所要の限定を加えるといふことはあくまでも避けなければならないだらうと私は確信しております。

○佐野(進)委員 田中総理が予算委員会の答弁の中でもそれに関連したような発言をいたしておりますので、われわれはこの法案を審議する際、特に慎重なる配慮をもつて対処しなければならぬと考へておりますので、あえてお伺ひをしたわけでありませう。

そこで私、この法律案をそれぞれ検討いたしました、学問的な立場からいろいろ先生も御検討なさつておられるとお伺ひしておきたいと思ひますが、結局この法律に對する歯どめといふのが何もないのです。いわゆる条文をつくつて、緊急の事態に對して適正に配給をするんだといふことが精神であります、それがやだだが

やるのかといふと、通産大臣であり、主務大臣であり、一部権限を地方行政機関の長ないし地方公共団体に移譲する、こういう形でございませうけれども、しかしこれを歯どめがないといふことになれば、官僚統制がいい悪いにかかわらず、結局通産行政ないし各省の行政機関の中において処理される、こういうことになってくるわけですね。それは、どういふ形の中でその民意が反映されなければならないのかといふことが私も、たいへん問題になつてくると思ひます。

そこで、第四条の条項を閣議決定すれば、これが発動するわけですね。十條は、通産大臣は石油のあつせん指導等をするといふ形の中で閣議決定に基づくとこの措置をすればいいわけですね。第十条については、それに基づいてさらに割り当て、配給を行なへばいいといふことになるわけですね。それを行なうのは通産大臣のもとにおける官僚である、役人である、そういうことになりますから、先ほど地婦連の方ないし若月さんのほうからいろいろ御意見が出されておられるわけでございますが、これは御園生先生と若月さんに御質問したいと思ひますが、いわゆるチェック機関として何が必要であるかといふことであります。たとえば、第四条におきまして、国会の機能ないし、それぞれの行政機関の機能といふものに対してのチェック機関といふものが、いま石油業法におきまして第三章第十六條に審議会が設置されておりますが、いわゆる隠れみの的な形式を持つておられるわけでございます。したがつて、これに對して審議会をつくる、監視機関をつくるといつてみても、結局それが先ほど田中さんが御発言になつたような形の中で運営されてしまへば何にもならぬわけでありませう。したがつて、チェック機能を法律的に設置するといふ必要があるならばどのようになつていいか、そういうことについて御園生先生に一言お伺ひし、現実の面において先ほど若月さんのほうから、その面については強い御意見の表明がありましたので、具体的にどのようなことをやつたならば、あなた方がこの法律の施行の

際、受けるべき被害を最小限にとどめることができるのかといふ点についてのお考えがあればお示しを願ひたいと思ひます。

○御園生参考人 チェックの方法といつたしましては、まず第一に、やはり先ほどの田中里子さんの御意見にありましたように、消費者がこの法律運用について何らかの形で参画するといふことが必要だと思ひます。これは二つあります。

一つは、事前に発動すべき事態であるかどうか、また発動を迅速に行なうべきであるかどうかといふことの判断を消費者あるいは中小企業の立場から反映できるように、そういう仕組みをつくる。簡単に言いますと、審議会といふことになると思ひます。ただ、従来の審議会は、いまのお話にもあります。ただ、従来の審議会は、いままの審議会でも、ありまして、何ら権限のない審議会ですから、閣議決定と並んで審議会の議を経なければならぬといふような法律上の要件も規定する必要があつたかと思ひます。

もう一つは、事後監視の問題です。末端価格において、これらの統制価格が守られていられるかどうか、また需給について不当な方法による割り当てがないかどうか、これを監視することも、もう一つ必要だと思ひます。これは、かなり広範な消費者の立場からの申し立てが可能であるような仕組みをこの法律に盛り込むといふことが一つの案かと思ひます。法律体系上それがはたして可能であるかどうかは研究してみなければなりませんけれども、独禁法は、たしか四十五條だと思ひますが、けれども、何人も、この法律に違反すると思料される事実があるときは、公正取引委員会に對して、その旨を申し立てることができる。また、その申し立てがあつたときには、公正取引委員会が所要の調査をしなければならぬ、こういう規定がございますが、あたかもそれに対応するような規定をこの法案に盛り込むといふことも、もう一つの方法だらうと思ひます。それから、そのような消費者、中小企業、つまり弱者の立場を何らかの形で反映させるということとともに、やはり官庁間のチェック・アンド・バランスと申しますか、

公正取引委員会に何らかの形でチェックの機能を持たせるといふことが必要であらうと思ひます。そういう点につきまして、先ほど私の意見陳述の中で、覚書が包括的な安定カルテルの許容を行なつていふといふことを再考すべきであると申し上げた次第でございます。

○若月参考人 私のほうで、いまの問題につきまして申し上げますと、このような緊急の事態ができたときに本法を適用するのだといふような形になつておりました、言いかえれば、解説の中では、中東戦争の起こらない前に戻つたならば、この法律は適用しないのだといふことで表現されていまして、これは重大な問題があるわけでございます。御承知のように、日本の石油業界は、ほとんど一部を除いて外資が入つております。はなはだしものは、株まで持つて、しかも重役まで入つていまして、これとメジャーとの直結があるわけでございます。日本の資本、いわゆる石油産業は、過大に表現するならば、ほとんど外国の息のかかつているものであるといふことでございませう。まして、輸入するときに、国民がどういふものをどのようになつて必要かといふ、かつて通産においての資料もいままに石油会社の設備あるいは販売方法によつて、最もメリットのあるものを輸入していたことがございませう。したがつて、現在のような状態になるわけでございます。しかも、すでにこの中東戦争で肝心なことは忘れられておりますが、公害といふ問題を一つとらえまして、公害は、起るべくして起つていふわけでございます。このように国民の欲する最小限度の必要なものが、適切に何かのチェック機関によつて適切に輸入されて、製造させるといふようなことが今回の案の中に盛り込まれておりました、この緊急事態がなくなつたらばもとに戻すといふことになる、また公害のたれ流しに戻るという国民にとつて重大な問題を提起しております。そのように書いてございませう。ここに問題があるのが一つであります。それから、そのような状態で適切に配分されて、

なお、価格ももともとというところで、消費者でございすわれわれ国民が受け取る側でございすので、したがって、その中に出ております条文の中で、協会という一つの、何のためにあるのかわからない存在の協会というものが中のセクションに入っています。協会の目的は、それぞれありましようが、たいがい社団法人というふうな形で、その協会を通じて公益に資するとなつています。公益に資する相手は国民でございす。ところが、個人タクシーの側におきまして、現在スタンド協会というえたいの知れない怪物がおりますけれども、ここがメーカーと直結しまして、そうして個人タクシーに安く売ることを妨害して、正式な、正当な取引をしているこのスタンドに個人タクシーの取引をやめるような強権を発動して、われわれの実際の需給に迷惑をかけておる。こういういままでの実態のものがこの監視体制の中に組み込まれるということになります、ますますこれは一つの統制と同じもので、規制でございす。考え方と同じでございす。この規制の中で、このような何ら国民の真意を反映しない業者サイドだけの代表によって監視体制がつくられるということについては、われわれとしては納得できない。したがって、先ほども御意見がございしましたように、われわれを当然そのいわゆる機構の中に入れていただく、そして輸入から製造から、そして末端の消費に至るまでの問題について事後に見せていただくでなくて、事前に監視する体制の中に一枚加えていただかなければ、これはまことに業者サイドの手盛りでできる大きな内容を内蔵しております。そのように受け取っております。

○佐野(進)委員 実はずの元売りの参考人にお聞きしたのですが、政府の行政指導によって百五トンの緊急放出を行なつて、年内タクシー業界関係については騒ぎは鎮静するであらう、こういうようなきわめて楽観的なお話があつたわけですが、事実そのようなことが量的な面からすれば確保されたということになるのですが、きょういまあな

たのお話を聞くと、三千人の人たちが通産省へ陳情している、あるいはすでに自殺者まで出した、こういうことになりましたと、ここで法律の条文上において一定の機関をもって量的に確保されても、さてそれが配給の末端に行つたときに、異なつた形の中であらわれてくるというところを、私もこの緊急という名のものとこの法律を通した際、結局法律を通したることによってむしろ悪い面が出てくるのじゃないかということにならざるを得ないじゃないかという危険性を実はひしひしと感じておるわけです。したがって、いま御質問申し上げておるわけですが、この具体的な監視機関の中にあなたの方の代表が入るという形の中でその機能を十分果たし得ることができるか、あるいはまたいわゆる末端配給機関をきめるとき、いわゆる第四条の段階、あるいは第十条の段階、あるいは第十一条の段階等々のそれぞれの段階に処したところのあなたの方のいわゆる主張というものが生かされる方法——条文の中には生かされておるわけですが、さて具体的にになりますと、実際生かされてこないというのがいままでの例でございすので、それらについての御見解があれば、これをお示し願ひたい。——ちよつとお待ちください。ような御質問を申し上げます。

トラック協会の武蔵さんですか、あなたから、先ほどたいへん具体的な御説明があつたわけですが、私も、トラック業界の人たちにはたいへんたくさん知り合ひがございすので、その実情にはいささか知識を持つておるつもりでございす。が、いまお話のございましたような、具体的に東京都なら東京都の業者が東京都内なら二〇％カットないし三〇％、それから東京都内を出た場合においては五〇％ないし七〇％カットによって、事実上長距離輸送が行なわれ得ない状況の中に置かれておる。こういうような実態であることも私もよく知つておるわけですが、実は午前中、力石先生から、日本経済の現況の中で石油関連産業というものの位置づけというものについていろいろ

ろお話がございまして、今日の状況下において、トラック産業の果たすべき役割は、いわゆる長距離輸送から中距離以下の輸送に転換すべきではないか、このような示唆が実はあつたわけですが、そこでお尋ねしたいことは、あなたがいま御説明になられた際に、業者二万六千人、九八％が中小企業である、このような御説明がございまして、この九八％の中小企業の大部分の方々がどのような状態においてお仕事をなさつておるか。いわゆる長距離輸送を担当される面がどの程度おられるのか。この質問を申し上げます。これは、われわれが必要を確保するという強力な運動を展開する際、いわゆる大手と称するものと中小と称するもので必然的に力関係において差が出てくる可能性を持ちますので、その可能性の中でそういう必要があるのかないのかということをお聞きしておきたいということで御質問申し上げます。

若月さんと武蔵さんに御質問申し上げます。○若月参考人 時間がないようですから簡単に申し上げますけれども、いま御指摘になりましたように、十二月のいわゆる自動車用の供給としまして、十一月分の実績から一〇％カットいたしました。自動車用という形で十一万五千トンが十二月の供給という形で、通産、運輸でいろいろ検討した結果はじき出された数字でございす。しかし、これは自動車用でございまして、タクシー用ではございせん。常時、タクシー用としましてはこれをオーバーするだけの絶対量を使つておつたわけでございますが、絶対量がない今日はやむを得ないとして、約五％が、いわゆるバキュームカーあるいはゴミを運ぶ運搬車、その他トラックが占める数量がカットされます。大体五％です。したがって、十一万五千トンの中で、五千トンがタクシー以外の自動車の持ち分になるわけでございます。この十一万トンをわれわれとして法人業界、個人タクシーとして分けていくわけでございます。これは業者サイドまかされましたので、基本的には、走行キロが大体二が法人で、個

人が一でございすので、二対一という形で、万やむを得ない形でこれは業者サイドで分けていく。このように円満に事が運んで、この分け方について、乏しいことについて業者サイドで仲よく分けることができます。

ところが、たまたま御指摘になりましたように、個人タクシーは現在、従来の六〇％減でございす。全くどうにもならない。延々長蛇のごとく並んでいる。休んでいる。自殺騒ぎも出ておる。こういうことで通産省が特別重点的にそれを解消するために約千五百トンを緊急的に放出して、この悩める個人タクシーを中心として延々長蛇を解消するというところで、われわれはクリスマスプレゼントだと受け取っております。ところが、これを事もあるうちに、運輸省にも業者にも相談しないで、えたいの知れないスタンド協会の幹部を呼びまして、これの割りつけをきめた。これによりまして、新聞に出ましたように、会長から副会長、ほとんどが役員、一カ所だけが役員でございせんが、これを称して、ものわりのいい方だと協会ではいつておりますが、この人たちに分けてしまつた。七トンずつやりましたから、日曜に百五十トンという配給をします。また月曜にも三十から五十が出ておるようでございす。この地域は、何ら緊急という形の対象地ではございせん。しかも緊急ということ、まあアンラとかあるいはララの救出物資のごときという資源でございす。まして、目的があつて、乏しい中から緊急的に通産省にやつていただいた。これが一部いわゆる協会のところへ向かないで、とんでもない方向へ行つてしまつて、主として法人業界のいわゆるタンクに入つてしまつた。個人タクシーは若干の恩恵はございしましたけれども、実質的に絶対数がありませんで、みんなにうまいぐあいにいかないことは事実でございす。しかし、その問題が起きて、緊急にならうというこの問題が起きたところに配給されるならば、少ないといひましても絶対量を仲よく法人と分けますと、法人が八〇、個人が四

○にしますと、これが一日半に該当します。個人タクシーだけで四〇を分けますと、三日に該当する。個人タクシーだけでもいいとはいえずしも言えないのですけれども、個人タクシーがかわいそうだからということから出てきたこの大事のものを、一部の業界がこのように分け方をしまして、肝心の解消をしない。われわれはもう全く休業している。こういう事態は、申し上げたとおり何らここに消費者の声が届かない。どこかでパイプが切れている。いや曲がっている。このようなことが行なわれている。したがって、そういう先入観にこだわるのは何ともあれかもしません。が、この法案の中にも、そのようなえたいの知れない過去の罪悪をやっているという連中が、消費者の声を代表するかどうか。これは業界の代表、全く上から下まですべて業界の代表である。こういうことでは、せっかく緊急のために、苦しい中で——うんぶ言いわけなさっている。統制じゃないのだ、規制という名前の統制です。その中でやる真意が曲げられてしまふ。したがって、われわれの末端の消費者は、この中に入つて、そして納得いくような形でやっていきたい、これをお願いしたいわけでございます。

○武藤参考人 全日本トラック協会の武藤でございます。トラック輸送は、主体は中距離あるいは近距離輸送が主体でございます。ただ、現在のところ国鉄のほうがそれほどの輸送力がございます。その中で、それにかわりましてかなり長距離を動いておるわけでございます。もう一つ、荷物の性質やあるいはいたむのをいやがって、トラックを使うというようなケースがございます。総体としましては三・三四％でございます。その中で、大業者、中業者という問題がございますが、私のほうでいいますと、路線業者、区域業者ということで、路線というのはいくつかの貨物を積み合わせて長距離運行していく、途中で積みおろしをやっていくというようなケースがございます。それから区域のほうでは、たとえば銚子の魚

を東京へ持って行く、これは中距離でございますが、宮城の石巻とかあるいは青森県の八戸、あそこで水揚げされた魚を東京へ持って行くというようなケースもございまして、それがたとえば青森の八戸から持ってくるのは、国鉄の輸送力が十分ならそれで運ばれるはずなんです。が、現実の問題としましては、市場との関係がございまして、東京の市場へあした着けなければいけませんという問題がございまして、トラックがかなり使用されておるわけでございます。リンゴやミカン等につきましても同じでございます。この四月、国鉄の輸送力が非常に逼迫しましたときに、高知や愛媛県から大阪あるいは東京の市場へミカンを運んだというように、これは輸送命令によって運んだわけでございますが、そういうようなケースもございまして、一がい、トラックは長距離を運ばないというきめつけも無理かと思ひます。

○佐野（進）委員 トラック協会のいまだのお話、私も事情はわかっておりますから、そうであるうと思つておるわけですが、ただ、一般的な概念から申し上げますと、いわゆる大手と中小、特に中小といひましても一台持つてやっているトラック業者の方もお持ちし、平均三台、四台という零細な方が多いわけですから、それが今日の状況の中で油の配給がとだえ、非常に苦勞しておる面があるわけですから、そういう面が全体的な印象の中で埋没してしまつて、結局トラック輸送は一種の罪悪であるといわれるような印象を与えないように、トラック業界の方々のこの際大いに、零細業者の立場がこの法律審議の中に生かされるような適切な説明というか、表現といひますか、そういうものが必要ではないか、このようなことを感じましたので質問を申し上げたわけですが、そこで、時間もたいへんたちましたので、宮内さんに若干御質問をしてみたいと思つたわけですが、先ほど来いろいろ御質問がありましたが、結果的に供給量がどれだけ確保されるのかということ、問題解決の基本的なものになってくるわけ

○にしますと、これが一日半に該当します。個人タクシーだけで四〇を分けますと、三日に該当する。個人タクシーだけでもいいとはいえずしも言えないのですけれども、個人タクシーがかわいそうだからということから出てきたこの大事のものを、一部の業界がこのように分け方をしまして、肝心の解消をしない。われわれはもう全く休業している。こういう事態は、申し上げたとおり何らここに消費者の声が届かない。どこかでパイプが切れている。いや曲がっている。このようなことが行なわれている。したがって、そういう先入観にこだわるのは何ともあれかもしません。が、この法案の中にも、そのようなえたいの知れない過去の罪悪をやっているという連中が、消費者の声を代表するかどうか。これは業界の代表、全く上から下まですべて業界の代表である。こういうことでは、せっかく緊急のために、苦しい中で——うんぶ言いわけなさっている。統制じゃないのだ、規制という名前の統制です。その中でやる真意が曲げられてしまふ。したがって、われわれの末端の消費者は、この中に入つて、そして納得いくような形でやっていきたい、これをお願いしたいわけでございます。

○武藤参考人 全日本トラック協会の武藤でございます。トラック輸送は、主体は中距離あるいは近距離輸送が主体でございます。ただ、現在のところ国鉄のほうがそれほどの輸送力がございます。その中で、それにかわりましてかなり長距離を動いておるわけでございます。もう一つ、荷物の性質やあるいはいたむのをいやがって、トラックを使うというようなケースがございます。総体としましては三・三四％でございます。その中で、大業者、中業者という問題がございますが、私のほうでいいますと、路線業者、区域業者ということで、路線というのはいくつかの貨物を積み合わせて長距離運行していく、途中で積みおろしをやっていくというようなケースがございます。それから区域のほうでは、たとえば銚子の魚

を東京へ持って行く、これは中距離でございますが、宮城の石巻とかあるいは青森県の八戸、あそこで水揚げされた魚を東京へ持って行くというようなケースもございまして、それがたとえば青森の八戸から持ってくるのは、国鉄の輸送力が十分ならそれで運ばれるはずなんです。が、現実の問題としましては、市場との関係がございまして、東京の市場へあした着けなければいけませんという問題がございまして、トラックがかなり使用されておるわけでございます。リンゴやミカン等につきましても同じでございます。この四月、国鉄の輸送力が非常に逼迫しましたときに、高知や愛媛県から大阪あるいは東京の市場へミカンを運んだというように、これは輸送命令によって運んだわけでございますが、そういうようなケースもございまして、一がい、トラックは長距離を運ばないというきめつけも無理かと思ひます。

○佐野（進）委員 トラック協会のいまだのお話、私も事情はわかっておりますから、そうであるうと思つておるわけですが、ただ、一般的な概念から申し上げますと、いわゆる大手と中小、特に中小といひましても一台持つてやっているトラック業者の方もお持ちし、平均三台、四台という零細な方が多いわけですから、それが今日の状況の中で油の配給がとだえ、非常に苦勞しておる面があるわけですから、そういう面が全体的な印象の中で埋没してしまつて、結局トラック輸送は一種の罪悪であるといわれるような印象を与えないように、トラック業界の方々のこの際大いに、零細業者の立場がこの法律審議の中に生かされるような適切な説明というか、表現といひますか、そういうものが必要ではないか、このようなことを感じましたので質問を申し上げたわけですが、そこで、時間もたいへんたちましたので、宮内さんに若干御質問をしてみたいと思つたわけですが、先ほど来いろいろ御質問がありましたが、結果的に供給量がどれだけ確保されるのかということ、問題解決の基本的なものになってくるわけ

○にしますと、これが一日半に該当します。個人タクシーだけで四〇を分けますと、三日に該当する。個人タクシーだけでもいいとはいえずしも言えないのですけれども、個人タクシーがかわいそうだからということから出てきたこの大事のものを、一部の業界がこのように分け方をしまして、肝心の解消をしない。われわれはもう全く休業している。こういう事態は、申し上げたとおり何らここに消費者の声が届かない。どこかでパイプが切れている。いや曲がっている。このようなことが行なわれている。したがって、そういう先入観にこだわるのは何ともあれかもしません。が、この法案の中にも、そのようなえたいの知れない過去の罪悪をやっているという連中が、消費者の声を代表するかどうか。これは業界の代表、全く上から下まですべて業界の代表である。こういうことでは、せっかく緊急のために、苦しい中で——うんぶ言いわけなさっている。統制じゃないのだ、規制という名前の統制です。その中でやる真意が曲げられてしまふ。したがって、われわれの末端の消費者は、この中に入つて、そして納得いくような形でやっていきたい、これをお願いしたいわけでございます。

○武藤参考人 全日本トラック協会の武藤でございます。トラック輸送は、主体は中距離あるいは近距離輸送が主体でございます。ただ、現在のところ国鉄のほうがそれほどの輸送力がございます。その中で、それにかわりましてかなり長距離を動いておるわけでございます。もう一つ、荷物の性質やあるいはいたむのをいやがって、トラックを使うというようなケースがございます。総体としましては三・三四％でございます。その中で、大業者、中業者という問題がございますが、私のほうでいいますと、路線業者、区域業者ということで、路線というのはいくつかの貨物を積み合わせて長距離運行していく、途中で積みおろしをやっていくというようなケースがございます。それから区域のほうでは、たとえば銚子の魚

を東京へ持って行く、これは中距離でございますが、宮城の石巻とかあるいは青森県の八戸、あそこで水揚げされた魚を東京へ持って行くというようなケースもございまして、それがたとえば青森の八戸から持ってくるのは、国鉄の輸送力が十分ならそれで運ばれるはずなんです。が、現実の問題としましては、市場との関係がございまして、東京の市場へあした着けなければいけませんという問題がございまして、トラックがかなり使用されておるわけでございます。リンゴやミカン等につきましても同じでございます。この四月、国鉄の輸送力が非常に逼迫しましたときに、高知や愛媛県から大阪あるいは東京の市場へミカンを運んだというように、これは輸送命令によって運んだわけでございますが、そういうようなケースもございまして、一がい、トラックは長距離を運ばないというきめつけも無理かと思ひます。

○佐野（進）委員 トラック協会のいまだのお話、私も事情はわかっておりますから、そうであるうと思つておるわけですが、ただ、一般的な概念から申し上げますと、いわゆる大手と中小、特に中小といひましても一台持つてやっているトラック業者の方もお持ちし、平均三台、四台という零細な方が多いわけですから、それが今日の状況の中で油の配給がとだえ、非常に苦勞しておる面があるわけですから、そういう面が全体的な印象の中で埋没してしまつて、結局トラック輸送は一種の罪悪であるといわれるような印象を与えないように、トラック業界の方々のこの際大いに、零細業者の立場がこの法律審議の中に生かされるような適切な説明というか、表現といひますか、そういうものが必要ではないか、このようなことを感じましたので質問を申し上げたわけですが、そこで、時間もたいへんたちましたので、宮内さんに若干御質問をしてみたいと思つたわけですが、先ほど来いろいろ御質問がありましたが、結果的に供給量がどれだけ確保されるのかということ、問題解決の基本的なものになってくるわけ

密田さんのほうからいろいろお話があったわけでごさいますけれども、この状況の中で先ほど来御説明がありましたけれども、長期的な見通しはともかくとして、短期的に来年の状況を予測した場合、この法律が制定された場合は至急発動すべき状況下に立ち至ると思ひになりますかどうか、あなたの考えただけでけっこうでございます。簡単にその状況についての分析をお示し願ひしたいと思います。

○富内参考人 私は特に十一月中旬にアラブの国を回っておりますので、私の感じとしては、自分ではわりあい新しいことだと思ひますが、その当時アラブのそういう主要国の要人ともいろいろ話をさくばらんによつてみました。その結果は、いまのアラブの要求が実現されるまで、少なくともタイムテーブルができるまではこの生産削減はやめない、こう言っております。

そこで、問題は、すべてイスラエルとアラブの和平交渉がどういふテンポで進捗するかということにかかっていると思ひますが、私の感じでは、そうこころ、二カ月の間にこの問題に結論が出ると思ひません。ただ、最近になりました、それは十一月の半ばの感じでございますが、アラブの中の足並みが必ずしも一致していないという形は見えておりますが、だからといって、アラブ側の要求がそろそろ緩和されるという見通しは全然持っておりません。これは交渉事で、しかもアラブとイスラエルといへば、これは世界に名だたるいわゆるバーゲニングの典型的な人種でございます。

○佐野(進)委員 ですから、この法律が直ちに適用、発動する、そういう緊急事態に立ち至つておるかどうかということについて、一言だけ感じを言つてください。

○富内参考人 私は緊急事態だと感じております。

いずれにいたしましても、この法律案につきましては、われわれも慎重にあつたから審議をいたしたいと思ひますが、内容等についてもわれわれとしてはいろいろ心配しなければならぬ面がたたくさんあるわけでございますが、先ほど来御質問申上げて参考になりましたことをお礼申上げて、質問を終わりたいと思ひます。

○濱野委員 板川正吾君。

○板川委員 御園生先生にお伺ひしたいと思ひます。

この石油法案は、私が申し上げるまでもないのですが、石油が不足してたいへん困るという事態が来た場合に、政府がその緊急事態といふ事柄か、それを宣言をする、そして生産大臣は石油の供給目標を示す、生産計画を作成する、そして行政指導によって需給の適正化をはかる、こういう前段の内容であります。しかし、それでもういくらかかなつた場合には割り当て、配給制をとる、これは十一條にございまして、割り当て、配給制をとるにいたしましても、あるいは前段の行政指導にいたしましても、やはり業界の協力ということが背後にあるわけでありまして、

問題は、この法案が成立して運用をされてまいりますと、結局、業界主導型のカルテル体制、しかもそれが定着してまいりますと、独禁法が示す自由な価格メカニズムを通じて適正な配分をするという原則に重大な穴があく、こういうことになるわけでありまして、この法案を通じて私どもが非常に心配する点はその点であります。

公取と通産に伺ひますと、例の覚書の解釈について、どうもたまたまと本音があるようでありまして、公取は、先生もお話があつたように、いわばたまたま、名をとつて、通産は実をとつた、こういうふうな世間一般も実は見ておるわけでありまして、いろいろ聞きますと、政府が一つの指示をした、それに業者なり業界が個々に従うということであるからカルテルではない、しかし、政府が指示したことについて業界が横の協定をして守ろう、こういうことになりまして、これは独禁法違反になるぞ、こういうような解釈を公取ではして

おるわけでありまして、そして、たとえばこれは標準価格で説明してもいいのですが、標準価格を小売り百円とした場合に、百十円で売ろうという人に百円で売らせよう、こういうことになる場合には、これは独禁法違反にはならない、しかし、九十五円なり九十円まで売つてもいいという人にこの標準価格を守らせようという押しつけは、これは独禁法違反になります、このような解釈を公取はしておるようでありまして、先生の趣旨はこういうのですね。政府の指示に業者が協力するということとはカルテルでないかと思ひます、そして非常に幅の広い実質的なカルテルを容認するのじゃないか、そうであるならば、堂々とたとえば不況カルテルのごとく、あるいは他の法律で独禁法適用除外の法律があるがごとく、法文で明確にしたほうがよろしい、こういうふうな先生が主張されておるわけでありまして、実はこの覚書がすでに事務次官と公取事務局長との間に取引かわされております。われわれがここで考えるのは、この覚書は確かに先生の言われているような危険性がありますから、何とか覚書を消していかなくちやなるまいという感じがするわけでありまして、

そこで、先ほど田中里子参考人も言いましたように、外為法六十五條あるいは証券取引法の何条かにあるやうであります、同じ趣旨ださうですが、外為法六十五條には、「この法律のいかなる条項も、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用又は同法に基き公正取引委員会がいかなる立場において行使する権限をも排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。」という規定がありまして、外国為替を通じて業界のカルテル的なものを容認はするけれども、これは独禁法の適用除外されたものではないぞ、こういうふうな規定があるわけでありまして、私は、この覚書が取りかわされておる実態の上に立つて考えますと、この外為法や証券取引法の中にうたわれているような独禁法の精神を曲げたものでない、こういうことを明白にしておけ

ば、先ほどの心配はなくなるのではないだろうか、こう思ふのでありますが、先生の見解はいかがでしょう。

○御園生参考人 お答えいたします。

私は、もし独禁法の適用すべからざる事態が起こつた場合には、その法律の明文をもつて適用除外をすべきである、また、そのことによつて十分の内容を取り締まることが可能であるということをお示し上げたわけでございます。しかるにもかかわらず、公正取引委員会は通産省並びに企画庁との間に覚書をかわし、今後この種の協力行為については、つまり安定カルテルについては独禁法に抵触しないという意見の取りかわしを行なつた、これが覚書でございます。

この法律の効果からいいますと、先ほど言いましたように、独禁法第三十八條には、委員長及び委員、職員は、事件についての意見を公表してはならないということになっております。これは事件についての予断をあらかじめ持つということを防ぐ意味だと思ひます。したがつて、そのこと自体かなり問題ではありますけれども、おそらく公正取引委員会では、三十八條のただし書きに、ただし、この法律に規定された場合及び研究の結果を発表する場合はこの限りではないといつておりますので、おそらく研究の結果であるといふうに答えるだらうと思ひます。しかし、研究の結果なら、何もあらかじめ発表しなくてもいいわけ、初めからそれはわかり切つたことであつて、それをわざわざ覚書という形で交換するということとは、やはり何らかの形で少なくともモラリッシュに公正取引委員会を縛るということになり、これは独禁法の重大な穴あけになると考えざるを得ないわけですが、したがつて、いま板川先生のおっしゃいましたやうな、少なくとも、この法律は公正取引委員会の活動を制約するものではないといふ外為法の第六十五條の規定がございまして、そういう規定を設ければ、公正取引委員長の研究の結果であるという意思がおそらく貫かれて、今後独禁法の運用についてはそれほど大きな支障は生

じないかとも思います。ただし、これは公正取引委員会があくまでも厳正に独禁法を守ろうという意思があつて初めて可能であるということをお願いしたいと思ひます。

○板川委員 これは先生もあるいは御存じと思いますが、昭和二十五年に野田醬油外四名にかかわる公正取引委員会の審決がございすね。これは審決の内容を読んだほうがわかりやすいかと思ひますが、野田醬油外四名の業者が、政府の指示に従つて協定した行為をやつた。しかし、それは独禁法に抵触するという審決でありましたが、一応読んでみますと、「被害者協会の意図がその弁解するごとく政府機関のなす施策に協力する意図に出たものであり右陳情書の提出についても物価庁側のしやうようがあつた事実が認められるのであるから、このやうな事情があつてもそれが事業者団体の許容活動の範囲内の行為であると認めることはできず、」当時事業者団体法がありまして、共同行為を禁止した規定がございす。この独禁法の基本的な考え方、たとえば政府の指示であつたといふにしても法律で明確にそれが除外規定がない限り、これは独禁法の法域を侵すものではない、独禁法は運用上これに何らの影響を受けない、こういう独禁法上の解釈が今日も存在しておると思ひますが、いかがでしょう。

○御園生参考人 そのとおりだと思ひます。ただし、公正取引委員会の運用方針がその当時と多少変わつてゐるやに私は印象を受けております。私は、公正取引委員会の委員ではございせんけれども、つきりと申し上げることはできませんけれども、その当時は、公共の利益という条項が独禁法の各所にございす。つまり、公共の利益に反して一定の取引分野において競争の制限を行なう行為、これが独禁法違反になる。たとえばカルテル、トラスト等でございます。従来、その当時の公取の解釈は、公共の利益に反するということは、要するに、競争制限行為を行なう、つまりカルテル

そのものが公共の利益に反するのであつて、公共の利益に反しないカルテルと反するカルテルとがあるという意味ではないというのが当初の公取委員の解釈であつたように私は記憶しております。しかし、現在におきましては、たとえば勧告換短あるいは今度の安定カルテルもそうだと思ひますけれども、公共の利益、つまり官庁の行なう行為は公共の利益に基づいた行為であるからそれに従うための共同行為は違反ではない、こういう解釈に傾いてゐるやうな印象を少なくとも私は受けております。そういう点からいいますと、これは法律上の問題ではありますけれども、今度の法律の運用につきましても、たとえば個々に対して行政庁が指示し、またそれを順守する、こういう行為は独禁法違反ではないといわれるのはそのとおりでございますが、たとえば指示価格について、あるいは需給計画について業界の協力を求める場合に、個々の業者に一々個別に指示を与えるということはとうてい考えられません。当然一堂に会した場合には、通産省なりあるいはその他の官庁の役人が指示し、協力行為を要請するということになるわけですから、したがつて、これはどうしても安定カルテル的な共同行為に導きやすいという感じを受けざるを得ないと思ひます。

なお、二十五年の野田醬油事件につきましては、当時事業者団体法という法律がございしました。これは独禁法の三条後段の特別法として規定されたものであつて、きわめてきびしい予防規定が含まれておりましたので、現在にそのまゝその審決を適用することができるとか、審決の内容を十分検討いたしませんと、いまずにはお答えできませんけれども、精神は現在まで生きてゐるやうふうに私は信じております。

○板川委員 われわれも、政府が指示したことであつても、それが独禁法の法域を侵した場合にいかぬ、こういうやうな運用を公取にひとつ貫いてもらいたい、こう思つておるわけでありす。次に、田中参考人は退席しておられますが、記録に残す意味でひとつ私のほうからの意見を申し上げておきます。

田中参考人が時限法にすべきである、こ

う主張をされております。私も実はこの意見に賛成であります。それは、とにかくどうも繩のやうに法律をつくり、そしてすべて政令にまかせてはしい、こういうやうな立法のあり方については、私もどうしても賛成できないのであります。しかし、目下の緊急な事態に対処するためには、やむを得ない場合には最低の時限法にすべきだ、こう考へておるわけでありす。

それから、実は新聞に報道されております野党の修正案という中に、指定価格というものを石油法の中に入れようという意見がございす。実はこれは法律として定まつた意見ではないのであります。政府の石油需給法は石油の需給関係をうたつておりました、価格の点については生活安定法にまかせるといつたてまえになつておるのであります。石油だけは石油法の中に入れたらどうかという修正なんです。そうしますと、通産大臣が需給をきめ、価格もきめ得るということになるわけでありす。これが政府の原案のほうは、経済企画庁長官が安定法の主務大臣でありますから、その安定法によつて価格を主務大臣がきめるということになりますと、石油については通産大臣が経済企画庁長官と合議してきめるという形になるわけでありす。この修正案のほうになりますと、これは石油需給適正化法ですから通産大臣だけがきめられる。こうしますと、実は一番心配されておるのは、官僚と産業界の癒着につながつていくのであつて、この点は石油法の中には価格を入れないほうが、価格の決定は主務大臣としての経済企画庁のほうにまかせるといふ形のほうがいいのじやないかと私は思ひますが、その点の感觸といひますか、感じはいかがでしょう。

○御園生参考人 お答えいたします。

私の感觸からいいますと、どつちにしても似たやうなものです。大体政府がかなり財界寄りです。から、そういう点からいいますと、通産省と企画庁とどつちがいいかというのはいへん難問です。

けれども、どちらかといへばやはり企画庁のほう

が適當かと考へます。

○板川委員 二つの法でやつたほうが、私は癒着

率が少ないだらうという感じがするわけでありす。

時間の關係がございすから、アラビア石油の

宮内参考人に伺ひます。

われわれは前から、エネルギー政策として自

主的なエネルギーを持てということで石油業法を

制定し、たびたびの調査団が行きました際にも、

常にメジャーに左右されない自主的なエネルギー

を持つべきだということで、民族系石油というも

の育成にわれわれは力を入れてきたわけであり

す。特にアラビア石油に期待されることは、そ

うした場合に安定した供給が得られるだらうかと

いうのが実はアラビア石油に対するわれわれの大

きな期待であつたわけでありす。ところが、今度の石

油削減によりまして、メジャー系は二割五分

分なりあるいは二割七分なり十二月の実績として

行なわれておる。アラビア石油ではそれが五〇%

に達しておる、こういう説がございす。これはメ

ジャー系としては、どうだ、あれほど民族系とし

て育成されておるアラビア石油だつて五〇%も

カットされておるじやないか、われわれのほうは

まだ良心的だといふわけばかりの話もあるわけであ

ります。なぜアラビア石油が大きく削減をされ

他がそうでないのか、また、その間の事情がわれ

われはわからない。それを説明していただきたい

と思ひます。

○宮内参考人 確かに板川先生のおっしゃるやう

な新聞記事を私自身も拝見しておりますし、それ

から、事実パーセンテージは違ひますけれども、

どうも二五%カットといふのだけけれども、メ

ジャーよりもおまえのほうがひどいじやないかと

いう話も実際に伺ひます。その原因は、自主開発

とか何とか、そういうことではありませんが、

先ほどちよつと申し上げましたけれども、今度石

油生産の削減をしたのはアラブ諸国でござい

す。それでアラブ諸国の取り扱いについては、会

社別の差異は全然つけておりません。したがって、その会社によってどうこうという余地はないはずでございます。ただ、現実には起きますことは、メジャーの場合で考えられると、たとえばイランを保持していた、イランを持っておれば、イランは削減ということを全然やっておりませんので、片っ方で二五%削減されて、そして優先国へやった残りをプロラタで配分しても、そのイランの分をくっつけて日本へ持つてくれば配分率をそんなに下げなくてもいいということが可能でございます。

アラビア石油の場合、内情を申し上げますと、実は公害問題に関連しまして、うちの軽油が硫黄分が高いということで、昨年まで実施されておりましたプロラタによる引き取り制度というのがございまして、それがございまして、この国内での引き取りというものは、各社の自由というところに原則はなりました。そこで、一応昨年度の実績の各社別の契約はいたしましたけれども、実際の引き取り問題になりますと、公害問題が非常にやかましくなるにつれて、契約はあっても実際の引き取りが非常におくれて、ずんずん繰り越されてきたわけでございます。会社といたしましては、それが年末に一本に引き取りを要求されてもできるものではない、引き取らない会社に対しては、きのう、ことしのある月の段階で打ち切り、未引き取り分は打ち切りということを実はお願いたしました向きもございまして、したがって、その際に、会社としては、全体の操業率を維持するために、外国向けにどんどんそれを売りさばいたわけですから、外国では、日本のように公害問題あるいは硫黄分というものを問題にしません。その結果、産油国が削減を規定しましたときに、その一九の実績という問題になったのですから、日本の引き取りの量が非常に少なかったわけですから、したがって、外国に相当売ってしまった。しかも、その規制の方法が、一律二五%削減だけれども、優先国に渡し、それからその残りを一九の実績をベークスにしてプロラタで売れ、その振りかえは

許さぬぞ、こういうことになったのですから、うちの会社の日本国内の持ち込みは、おそらく十二月では四〇%以上のカットになると思います。そういう事情がございましたということとをひとつ御了承願いたい、こう思っております。

てキャピタルリターンをもっと多くする、こういうのも考えの中に入っております。それから、資源がなくなつたときの状態を想定して工業化をやつて、それで次の時代をまかなつていこう、こういう考えもあるように思います。

〇板川委員 時間がもう二、三分ですから、最後に、これまた宮内参考人に伺います。

〇濱野委員長 米原親君。

〇P.E.C.は、自分たちの買入ものは十年間に二倍になってきておる、しかし、自分たちが売る原油は逆に半分になっておる、こういうことで大きな不満を持っておつたと思うのです。それと、最近増産意欲を失つたということは、先ほど説明がありましたように、資金的に余裕ができたということもありましようが、世界に安定した通貨がなくなつた、たとえば資源を地下に眠らせておいたら利子は生みません。しかし、掘り出して金にしておけば利子を生むということ、従来は安定した通貨をたよりに増産体制をとつてきた。しかし、今日では安定した通貨がない。そこで掘つて売るよりも地下に貯蓄しておき、必要な分だけ掘つたほうがいい、こういう気持ちになったんじゃないかという感じがするんですが、それに対しての御意見はいかがでしょう。

〇米原委員 時間もありませんし、もう私が質問しようと考えておる参考人も帰られたので、ごく簡単に一、二点質問したいと思ひます。

〇宮内参考人 確かに通貨の減価ということが一つの原因であることは、そのとおりだと思います。しかし、一方、利子を生むということよりも、油がもっと高くていいはずなんだ、金にかえて利子をかきとるよりも、ほかの物資との比価を、パリティを考へるならば油はもっと高くていいんだという、根本にその思想もあります。だから、通貨がかりに安定しておつても待つて売つたほうが油は高く売れるんだという期待感があります。

問題は、通産省やあるいは経済企画庁が公取委員会と結んだ覚書が、独禁法の三十八条違反だといふことをおっしゃつたわけですから、覚書で、政府の指示監督に基づく業界の協力措置はカルテルではないという確認、そういう確認をされたといふことが独禁法三十八条違反であるといふことを言われまして、同時に、このこと自体が実質上カルテルを認めるものであるから、その点でも独禁法違反という趣旨であるかどうかという点が大体さつきからの質問でわかつたようなんですが、まだはつきりしない。その点、実質上のカルテル行為だといふ点でも違反であるといふふうに考えられるのかどうかという点です。

〇御園生参考人 簡単に答えたいと思います。御質問のとおり、私は、覚書そのものが三十八条に違反するかと考えられると同時に、その覚書交換によつて今後認めようとしておりますいわゆる安定カルテルそのものが独禁法に違反するといふふうに考えております。つまり、初めに申しましたように、独禁法はそのカルテルが適切な価格を維持し、また需給を維持するかどうかという判断なく、カルテル行為そのものをいわゆるブライスマカニズムに対する侵害行為として違反としてい

るという趣旨だと考えます。したがって、いかなる名分があるといえども、法律によらない共同行為はすべて違反であるといふふうに考えます。

〇米原委員 そうしますと、その点で、政府の説明によると、いままでもずっと議論になりましたが、政府のほうは、あくまで政府の指示監督に基づく協力だからカルテルではないといふような言い方をしているわけですが、それでもカルテルに当たると、この点をもう一回明確に説明していただきたいと思います。

〇御園生参考人 たとえばこの点について参考になりますのは、いわゆる勧告操短です。先ほど申し上げましたとおり、勧告操短は事前において業界が原案を作成いたしました。また、それを一たん通産省なり、その他の行政官庁に持つていきまして、それを今度は勧告として指示する。その場合、その勧告が出たら守るといふ予定行為が当然共同行為としてあるわけですから、したがって、勧告に基づく操業率あるいは今後この法律に基づいて行なわれます統制価格、それが適正な水準であるかどうかといふことの判断なく、その共同行為そのものが私は独禁法に違反しているといふふうに考えるわけでございます。この点は、公取も従来の解釈ですとそのとおりであるといふふうに考えているはずですから、実は官庁間のいろいろの折衝に基づいて事実上安定のためのカルテルである操業短縮カルテル、勧告カルテルをいままで認めてきたわけですから、しかし、これは一般からの批判もたいへん強いために、中途においてこの方針を変更いたしました。今後は勧告操短方式によらずに、すべて不況カルテル、合理化カルテルという独禁法の規定に基づいた認可を受けたカルテルによるべしという方針に変わったはずなんです。そういう点を見ましても、勧告カルテルなる、いわゆる安定のためのカルテルが実質的に独禁法に違反するカルテルであるといふことを証拠立てているように思います。

〇米原委員 見解は非常に明快にわかりました。その点、非常に今後の委員会の討議でも参考にな

るという趣旨だと考えます。したがって、いかなる名分があるといえども、法律によらない共同行為はすべて違反であるといふふうに考えます。

〇米原委員 そうしますと、その点で、政府の説明によると、いままでもずっと議論になりましたが、政府のほうは、あくまで政府の指示監督に基づく協力だからカルテルではないといふような言い方をしているわけですが、それでもカルテルに当たると、この点をもう一回明確に説明していただきたいと思います。

〇御園生参考人 たとえばこの点について参考になりますのは、いわゆる勧告操短です。先ほど申し上げましたとおり、勧告操短は事前において業界が原案を作成いたしました。また、それを一たん通産省なり、その他の行政官庁に持つていきまして、それを今度は勧告として指示する。その場合、その勧告が出たら守るといふ予定行為が当然共同行為としてあるわけですから、したがって、勧告に基づく操業率あるいは今後この法律に基づいて行なわれます統制価格、それが適正な水準であるかどうかといふことの判断なく、その共同行為そのものが私は独禁法に違反しているといふふうに考えるわけでございます。この点は、公取も従来の解釈ですとそのとおりであるといふふうに考えているはずですから、実は官庁間のいろいろの折衝に基づいて事実上安定のためのカルテルである操業短縮カルテル、勧告カルテルをいままで認めてきたわけですから、しかし、これは一般からの批判もたいへん強いために、中途においてこの方針を変更いたしました。今後は勧告操短方式によらずに、すべて不況カルテル、合理化カルテルという独禁法の規定に基づいた認可を受けたカルテルによるべしという方針に変わったはずなんです。そういう点を見ましても、勧告カルテルなる、いわゆる安定のためのカルテルが実質的に独禁法に違反するカルテルであるといふことを証拠立てているように思います。

〇米原委員 見解は非常に明快にわかりました。その点、非常に今後の委員会の討議でも参考にな

るという趣旨だと考えます。したがって、いかなる名分があるといえども、法律によらない共同行為はすべて違反であるといふふうに考えます。

〇米原委員 そうしますと、その点で、政府の説明によると、いままでもずっと議論になりましたが、政府のほうは、あくまで政府の指示監督に基づく協力だからカルテルではないといふような言い方をしているわけですが、それでもカルテルに当たると、この点をもう一回明確に説明していただきたいと思います。

〇御園生参考人 たとえばこの点について参考になりますのは、いわゆる勧告操短です。先ほど申し上げましたとおり、勧告操短は事前において業界が原案を作成いたしました。また、それを一たん通産省なり、その他の行政官庁に持つていきまして、それを今度は勧告として指示する。その場合、その勧告が出たら守るといふ予定行為が当然共同行為としてあるわけですから、したがって、勧告に基づく操業率あるいは今後この法律に基づいて行なわれます統制価格、それが適正な水準であるかどうかといふことの判断なく、その共同行為そのものが私は独禁法に違反しているといふふうに考えるわけでございます。この点は、公取も従来の解釈ですとそのとおりであるといふふうに考えているはずですから、実は官庁間のいろいろの折衝に基づいて事実上安定のためのカルテルである操業短縮カルテル、勧告カルテルをいままで認めてきたわけですから、しかし、これは一般からの批判もたいへん強いために、中途においてこの方針を変更いたしました。今後は勧告操短方式によらずに、すべて不況カルテル、合理化カルテルという独禁法の規定に基づいた認可を受けたカルテルによるべしという方針に変わったはずなんです。そういう点を見ましても、勧告カルテルなる、いわゆる安定のためのカルテルが実質的に独禁法に違反するカルテルであるといふことを証拠立てているように思います。

〇米原委員 見解は非常に明快にわかりました。その点、非常に今後の委員会の討議でも参考にな

るという趣旨だと考えます。したがって、いかなる名分があるといえども、法律によらない共同行為はすべて違反であるといふふうに考えます。

〇米原委員 そうしますと、その点で、政府の説明によると、いままでもずっと議論になりましたが、政府のほうは、あくまで政府の指示監督に基づく協力だからカルテルではないといふような言い方をしているわけですが、それでもカルテルに当たると、この点をもう一回明確に説明していただきたいと思います。

〇御園生参考人 たとえばこの点について参考になりますのは、いわゆる勧告操短です。先ほど申し上げましたとおり、勧告操短は事前において業界が原案を作成いたしました。また、それを一たん通産省なり、その他の行政官庁に持つていきまして、それを今度は勧告として指示する。その場合、その勧告が出たら守るといふ予定行為が当然共同行為としてあるわけですから、したがって、勧告に基づく操業率あるいは今後この法律に基づいて行なわれます統制価格、それが適正な水準であるかどうかといふことの判断なく、その共同行為そのものが私は独禁法に違反しているといふふうに考えるわけでございます。この点は、公取も従来の解釈ですとそのとおりであるといふふうに考えているはずですから、実は官庁間のいろいろの折衝に基づいて事実上安定のためのカルテルである操業短縮カルテル、勧告カルテルをいままで認めてきたわけですから、しかし、これは一般からの批判もたいへん強いために、中途においてこの方針を変更いたしました。今後は勧告操短方式によらずに、すべて不況カルテル、合理化カルテルという独禁法の規定に基づいた認可を受けたカルテルによるべしという方針に変わったはずなんです。そういう点を見ましても、勧告カルテルなる、いわゆる安定のためのカルテルが実質的に独禁法に違反するカルテルであるといふことを証拠立てているように思います。

と思います。感謝いたします。実際われわれ感じるところでは、政府側の指示に業界が協力する、こういうことを言うけれども、実際は業界の協定してきめる行動方針、標準価格に政府が協力するんで、そういう点で全く政府と業界の癒着ということになるので、これは非常に問題だと感じているわけであります。

次に、同じような質問になるかもしれませんが、私も実情を聞きたいので、アラビア石油の宮内さんにさらに若干お尋ねします。

需給の問題については、いまも板川さんから質問がありまして、非常によくわかりました。

価格の問題ですが、この委員会にアラビア石油を特に呼びましたのは、民族資本系の会社の見解というものが、またメジャーに影響される他の会社とは違うのだらうという点もあるのと呼んだと思ひますので、特にその価格の問題を聞きたいわけですから、つまり国際石油資本のメジャーを通過してきた場合と比べて、たとえばアラビア石油の場合にFOB価格に相当するものはどのくらいで、それが他のメジャーを経た場合と、価格の点ではどんなに違うのだらうかという点です。それを一つ聞きたいのです。

○宮内参考人 FOB価格に関する限りは、もし品質が同一であるならば、国際価格というものはやはりコンベティティブというものが原則でございいますので、そんなに差異がないはずでございします。この点は産油国も、その値段の維持というところを一九六〇年代を通じて非常に強く要求しておりましたので、そうめちやくちやな値段でFOB価格を売り出すというわけにはまいりません。——それでよろしゅうございしょうか。

○米原委員 その点はわかりました。それで、今度は輸入した石油の国内販売価格ですが、この点では他の会社と違うのか、大体同じなのか、その点も聞いておきたいのです。

○宮内参考人 先ほども申し上げましたように、私の会社は、採油した油は全部FOBで、民族、外資問わず、日本の全精製会社に同一値段で

引き取っていただいております。したがって、それが日本国内に持ち込まれた場合、運賃の差というものが各精製会社であるかどうか、それからその後の精製段階でコストに差があるかどうか、そういうことは私の会社のコントロール外でございしますので、何とも御回答できかねるので、ひとつ御了承いただきたいと思います。

○米原委員 私、こんなことを聞きましては、実は大部分の石油会社がメジャーの支配下に置かれていような状態のもので、民族系の会社があるという点がどういう意義を持っているかという点をそういふ点でも知りたかったからなので、と申しますのは、たとえばフランスなんかの場合には国営会社がありますね。そうしてメジャーを介入させないで直接産油国と提携してやってくるために、メジャーのマージン抜きで安い石油が入っているというようなことを——これはいろいろな雑誌にも出ておりますが、そういう点で、そういう点の利点が一体あるのかないのかという点な点なのです。そういう点を聞きたくて質問したわけですから、それはどうでしょうか。

○宮内参考人 これは各会社の営業方針といいますが、そういうことでございしますので非常にわかりにくいポイントでございしますが、ただ、私たちが経験しておりますことは、これは別にメジャーを擁護するわけでもありませんけれども、彼らは精製段階にも株を持って、そしてその利益の配分も得る仕組みになっております。そのために原油を精製会社に渡す段階では、むしろわれわれが直接精製に売るよりも、あるいはわれわれよりも高く売るといふ場合もあり得る。それが非常に安く売るといふことをやっても、やはり国際価格という、これは非常に広いようであって、すぐわかってしまふわけなんです。ですから、はっきりした証拠、情報をつかんでおりませんので、確信を持って申し上げるわけにはいきませんけれども、そういう懸念はあまりないのじゃないか、こういうふう

○米原委員 そうしますと、アラビア石油の場合、

精製、販売はやはり外資系の会社によってかなり支配されているのであるということになりますと、民族資本としての基礎が何だか非常に弱いように思いますが、今後は精製、販売部門も民族資本でやるかというようなことは考えられておるのであります。

○宮内参考人 石油の国際的なパターンといひますのは、原油の掘さくから輸送から精製、販売と全部、いわゆる一貫作業という形でやるのが典型的な形になっております。われわれも、その形にできるだけ早く移行しようという考えも持っております。しかし、努力もしたのであります。

しかしながら、日本の石油業法の問題、あるいは産油国との利権協定の取りきめの条件、それから国内での元売り制度というものと、そういういろいろな障害がありまして、今日まで実現はしていませんでした。ただ将来、そういうことをいつまでも同じパターンを追うのがいいのかどうかという問題については、石油の生産段階で産油国政府に支配される時代はそう遠くない、もうむしろ支配されてきているということになりますと、原油の供給確保という観点では、むしろ産油国も引き入れた、言わなければ一方交通、買うのは買うだけじゃなくて、そのジョイントベンチャー形式というものが私は今後進むべき方向じゃないかな、こういうふうに考えております。ですから、民族系の場合に、いまフリーかどうかという問題でございしますけれども、産油国が生産段階で支配権を確立してしましますと、これはメジャーも民族系も、私はそんなに差異がないのじゃないか、こういうふうに考えます。

○米原委員 もう一つこの際聞いておきたいのですが、先ほどもいろいろありましたが、政府が十一月の終わりに例の親アラブ政策というのか、そういうものを発表しました。この内容を見ますと、六七年の国連安保理事会の決議にうたったことを支持するという内容なわけですね。それだけのこととなら、これは実際問題として、単にこういう問題は油がほしいというだけできめるといふのは

ちょっとおかしいと思っておるので、もっと根本的に考えて、アラブとイスラエルの問題、それと実際に国連決議にもその点出ているわけですが、アラブのほうは侵略されている、イスラエルが侵略者であるという実態ですね。その点から考えて、侵略されている側が当然の権利を回復することを支持するということがでなくちゃならないと思うわけですから、それが単にアラブ問題だけでなく、日本の外交政策の基本であってほしいと思うのであります。そういうことであの声明は当然のことを書いてただけにすぎないような感じを受けるわけです。

というのは、国連の安保理事会の決議というものがほとんどどうも実行されているなら、とくにあの問題は解決しているわけですから、それが六年間も実行されなかったからこそ今度の問題が起こったのであって、そういう実態の上に立つと、ただあれを支持するといふだけでは問題はまだ解決の糸口さえ与えられていないように思われます。そういう点で、イスラエルという国自身がいわば国連がつくった国ですから、国連の総会で、国連がつくり出した国家だと言ってもいいと思う。それだけにまあその国が国連の決議に違反しているということ自体が非常に問題だし、それを国連が解決しなくちゃならぬという筋になってくると思うのです。そういうことになりましたと、国連憲章の中に従っても、こういう場合にどういう措置をとったらいいかもちゃんと国連憲章の中に書いてあるはずなんです。何もすぐ武力制裁をやれとかそういうことじゃないのです。そういうことを明確にしなさいと、あれだけでは、アラブ諸国もこれでよかった、十分だったというふうには受け取ってないように私は思うのです。

そういう点で、アラブの要人たちともしばしば会っておられるわけでありまして、アラブ側の感情というものを保持しておられるのでしたら、どういふふうな手をいま打つのがこの問題を根本的に解決するためにいいのか、単にこれは石油だけの問題じゃないかと思うのですが、そういう点で官

三

内さんの見解を聞きたいのであります。

○宮内参考人 いまのお話、基本的にはやはりアラブとの友好あるいはイスラエルとの友好というものを考えまして、それで国連の決議に沿って方針を打ち出すことだろうと思います。しかしながら、われわれが十一月の半ばに向こうの人たちと会った時点でわれわれが得た感觸というものは、必ずしもあの政府声明の線以上に、ますます日本にこういう別のことを要求するというところまではいっておりませんでした。従来の日本の態度に対しては不満を非常に打ち明けておりまして、もう少しアラブの立場を理解した声明を国際政治の場ではつきりして、しかも、それを行動に移してほしい、まあこういう言い回しでわれわれは話を聞いてきたわけなんです、まあそれは率直にそれぞれの日本側の要路の方々にはお伝えしたわけでございます。それ以上になりますと、アラブが要求しているのをそのまま実行に移すべしだとか、あるいはいまのままでしばらく様子を見るべしだとか、こういうことはやはりイスラエルとアラブとの関係がどういうふうな和平協定が進んでいくかということにらみ合わせて進むよりはかに方法がないのじゃないかというふうな私考をします。

基本的には、先生のおっしゃる通りに、やはり石油がほしいからということじゃなくて、もっと大きい大所高所からものと判断があつてしかるべきだとは思いますが、たまたま戦争が起きて油がこういうふうになつたのですから、とりあえずそれをやはり片づけなければいけないという状況だろうと思います。

○米原委員 では、私はこれで終わります。

○濱野委員長 松尾信人君。

○松尾委員 すいぶん長い間の質疑応答で御苦労さまでございます。大体もう私で最後になるであらうと思つたので、最後の一ふんばりをお願いいたします。

最初にアラビア石油の宮内さんにお聞きしたいと思うのでありますけれども、この石油の精製、

それから石油化学工業のいろいろの活動、そういうものを外国の産油国のほうへ日本から移したらどうか、海外立地の問題でありますけれども、なかなかこれにも私は問題はあるかと思つて、長らくそういうところに、いらつしやる宮内参考人の感觸、そういうものは喜んで受け入れられるものであるか、または日本が公害というものを自分のほうへ持つてこようとするというふうな感觸で、いろいろまた将来に大きな問題を残すようなことになるのであろうか、そういう点をひとつ一応聞いておきたい、このように思うのですが、よろしく願ひします。

○宮内参考人 アラブの諸国は、先ほども申し上げましたように、油は有限である、油がなくなつたあとに一体われわれはどうすべきかということを実はいまから真剣に考えておるわけでございまして、ところが、この産油国の自然条件をずっと見まして、何ができるんだ、彼ら自身が何がその次の時代を考えた場合になし得るんだということにつきましては、現在ではやはりわれわれが——われわれがというのは、産油国が持つております石油資源というものをやはり有効に使う産業を持つのがまず第一じゃないか、これはほぼ各産油国は一致しておると私は思います。したがつて、その第一段階としては、精製会社ですね、工場をわれわれのところへ持つてきてくれ、原油のままで持つていかないで、われわれの土地で精製をしてくれ、われわれのところでは公害問題というものは問題にしないからというのが第一歩でございます。

それからもう一つは、油と一緒に出てまいりますガスの利用ということで、これはいまだ燃やして捨てておりますが、これを利用して、肥料をはじめとするガス化学、これもひとつぜひわれわれのところでもやりたい、しかも、肥料の需要というものは、近隣諸国にマーケットはあるんだということと、これに対する熱意も非常に強うございまして、さらには、石油化学全体でございまして、石油製品からいろいろ誘導されるというところまでやり

ますが、ここまでできますと、結局製品のマーケットの問題が問題になります。したがつて、現在彼らが出しておるいろいろな提案というものは、つくつたものを全部さばいてくれ、そのさばく労はひとつ君のほうでとつてくれ、こういう形で進んでいるのが大部分でございます。しかしながら、長い目で見た場合に、輸送問題も含めて、やはり彼らにも工業化をするときの手をわれわれが差し伸べてやるのは必要だ。また、これは率先してやるべきだ。これが経済協力という大きい名前で行われておりますけれども、やはり現在産油国では金も相当あります。期待しているものはやはりノーハウです。それから市場です。製品を売りさばくマーケットですね。こういうことで、そういう点にやはり一つ一つ彼らに手を差し伸べて、そして援助することがわれわれの必要とする原油を安定的に確保する道だ、こういうふうに考えております。

○松尾委員 御意見はよくわかりました。宮内参考人もすいぶん長い時間でありましたので、私は、宮内参考人にはこれ以上質疑はありません。どうぞ御自由に御退席ください。私はけつこうです。

次に、最後まで残して申しわけありませんけれども、お二方でありまして、いろいろ御意見を聞いておまして、消費者団体の方、または全国の主婦の団体の方、またはいろいろ運送業界等の問題で、わずか一〇%の削減でもこのように大きなトラブルが起つております。それで苦情処理の問題と、それからいろいろの妙なできごとというものを監視していくという体制の問題、これを何とかしてものがつち固めていかないといいけません。特に消費者なり、または弱い業界ですね、そういう人々に対してはそういうことが要望もされております。自分たちもその中に入つてしまつていきました、このような御意見でありました。この苦情処理の問題と監視体制というものは表と裏の関係にあるのではないか、やはり表裏一体となつてこのような法案または生活安定法

という、このようなものの実現、また、現在のよるな社会の混乱状態というものをやはりきちっと解決していかなくちゃいけないと思うのです。この苦情処理の問題の一つといたしまして、通産側はことしの四月から物価の目安箱といわれるものをつくつておるわけですね。日本消費者協会にこの業務を委託しておりましたけれども、田中首相が十一月の二十四日から、いろいろテレビなんかに出まして、そしてこれを通産省の産業政策局消費経済課で直接処理するようになった、こういうことであります。初めは苦情処理を日本消費者協会に委託しておつた。ところが、それがだんだんと、田中首相のテレビ等の発言によりまして非常にこの苦情処理の件数がふえてきた。一日で二百九十通も殺到しておる。十日間で千二百八十通と、このような件数になりました。せつかく通産でやろうと思つたんだけれども、係官も少ないし、そしていろいろの課へ苦情の内容によつて分かれてきますね。それで少ない係官で、もうくたびれてしまつてゐる。こういう状態で、私は、この苦情の目安箱というのはほんとでいまい機能は喪失しておる、こう思います。そうしますと、そのような苦情の処理というものが、みんなが一生懸命になつてよくしてもらいたいと思つておる者が、ほんとにそれを取り上げてやつてくれる者はいない。監視体制というものをどうとかしてやりたいと思つてくつたもの、そういうものをどういうふうなかつこうでつくとつたらよからうかという、まだあまいこととあるところですね。こういうところにひとつ先生の御意見を聞きたい。何とかしてそこへびつちとしたものをつくり上げるためにはどうしていいたらよからうか、こういうことで先生にお願ひをしておるわけですが、御園生先生にその点を質疑いたします。

○御園生参考人 お答えいたします。

実は、先ごろのいわゆるトイレットペーパー、ニック等に際しまして、私も二、三見聞したところによりますと、たとえば私書箱第一号に苦情についての投書を求める、一般消費者が直接出

ました違反事実あるいは値上げ等の事実についてそれを投書するということは、それほど困難ではないと思います。問題は、その受け取った投書をどのように処理するかという問題です。所要の調査を加えて、もしそういう事実があれば適当な措置をとる、これが現在の通産省あるいは通産局を含めた体制ではたいへん不十分だと思います。御承知のとおり、通産省は東京にございます。通産局を含めまして、大きな地方に一カ所くらいあるだけで、これはとうてい全国にそのような苦情の処理をするだけの能力はないわけで、多くは机の上にためたまま、ほとんど処理できずに終わったというのは先生のおっしゃるとおりだと思います。

そこで、今後の問題といたしましては、通産省が急激に終戦直後のような状況で物価並びに需給についての監視官をふやすということは事実上不可能だと考えられますので、先ほど田中里子さんの御意見にありましたとおり、この法律には地方自治体にその権限を委譲するという規定がございますが、これを全面的に活用することによって、ある程度そのような適切な処置、つまり苦情処理についての措置が可能ではないかというふうに私は思います。事実上、いろいろ聞きましたところによりますと、先日の物資不足の場合には、何ら権限がないために、せっかくいろいろな消費者からの苦情があったり投書があったりしても、各地方自治体では十分な処理ができなかったということとを聞いておりますので、この法律に基づいた権限委譲をかなり広範に地方自治体に与えることによって、そのような事後監視、苦情処理についての措置がある程度可能であるというふうに私は思います。

○松尾委員 監視体制のほうはいかがでしょう。

○御園生参考人 監視体制につきましても同じように地方自治体でかなりカバーできる面があると思いますけれども、これは一般消費者あるいは弱い立場にある中小零細業界からの何らかの形の参画によってカバーすることもできるんじゃないか

というふうに思います。

○松尾委員 何らかの形の参画ということでありまうけれども、地方都道府県にある程度権限を委譲すると、そこにはある程度監視官みたいなそういう動きが出てくる、そういうところに付帯的にくっつけていくわけですか。そうすると、苦情処理も受けながらいろいろ話をしているかどうか、いろいろ条件なんか煮詰まってきたやつがそのまま守られておるかどうかということもあわせて、そこに消費者等を入れて、統制して価格監視のほうも苦情処理のほうも監視体制もあわせて全部そういうものでやっていったらいい、こういうふうにお考えでしょうか。

○御園生参考人 そのところをいま御即答するだけの確信が実はございせんけれども、抽象的に言いますと、単に中央官庁だけが行うのではなくて、一般の声をなると反映するということですので、それには一つには地方自治体が住民と密着しておりますから、そういう地方自治体を活用するということと、それからその物資の需給調整価格等につきましては、一ころと違ひまして、御承知のとおり、いわゆる消費者運動がかなり活発でございますから、これらの実績を踏まえて消費者あるいは中小企業者の参画を求めれば、ある程度可能であるんじゃないかというふうに思います。その具体的な方法につきましては、いろいろ今後研究の余地があると思います。

○松尾委員 わかりました。

先ほどトラック協会なり、また個人タクシー協会からも非常に切実なお話が出ておりました。あるところでは、もう整理券みたいなものが発行されておる。それから十時間も並んでも、わずかに四時間走ればなくなってしまうというような油の量しか入ってこない。このようなことは、現実にはきびしい配給制というものが行なわれておるのだというふうな認識を私は持つのであります。実際上はそのようなきびしい状況、そして生活に困るという実態が起こっている。行政指導できめた数

量なんかはてんで問題にならない。こういうことは、今後とも、この法案が成立いたしましたとしても、よくよく考えていかなければなりませんし、そのようなことは急にはなくなっていくかぬのじゃないか、このような感じを持つものであります。また、複雑な流通機構でございまして、流通機構をうまく変えていくというようなことも早急にはできなくて、ああいう、こう思うのですけれども、そういう中でこの法案が成立する。そして現在のようない混乱をなくするためにはどうしていったらいいかというようなことは、このトラック協会でも何か考えがあればお聞かせ願いたい。大いに参考にしたいし、また御園生先生にも、そういうことで現実はどうなんだ、すると、これはどのようにやっていって、所要量というものを確保するかという面で、また先生のお考えがあれば承りたいし、トラック協会のほうは、あなたのほうの希望なり、そういうものがあれば聞きたい、こう思うのであります。

○武藤参考人 トラック協会の武藤でございます。現状は先ほど公述いたしましたような状況でございます。量の確保につきましては、一割削減から五割削減と非常に困難しておるわけでございまして、また値段のほうも、ことしの四月から比較いたしますと、多いところでは八割程度アップしているというふうな形でございます。私もとしましては、乏しいながらもみな同じように油を使つて仕事ができる、あるいは油が足りないことを理由に極端に高い値段で買わなければいかぬというふうな事態が早くなるようにしていただきたい、こう思っております。

それで、私もまだ検討段階でございますが、トラック事業者は二万六千ございまして、各県にしますと、東京あたりは四千、小さい県でも二百くらいございまして、事業者ごとに割り当て制をとって、総量がございまして、総量の問題は石油連盟と話し合いをして総量をきめて、それを各業者に平等に渡すようにしたい、こう思っておりますけれども、ただ、たとえば、割り当て帳をつ

くりまして、それが実際にスタンドで現物化されなくて意味がないわけでございまして、総量のワケの確保と、それから各スタンドへ適正な量が元請のほうから配給されるというふうな仕組みを考えなければいかぬということで、ただいま検討中でございます。そういうふうなことで、零細といわず、大手といわず、平等に耐えていくというふうな形に持っていきたいと思っております。

○御園生参考人 御質問に対して適切に答えるだけの用意がございせんけれども、私考えまうのに、統制を行なう必要が一方においてあった場合に、それをきわめてゆるやかな形から、次第にこれを強化していくという、段階を追った統制強化の方法は一考を要するのではないかとこのように思います。つまり、非常にゆるやかな形で統制を行ないますと、結局は業界の自主的な安定カルテルにまかせざるを得なかったり、あるいはそのために特に配分について恣意がまじったたりするおそれが非常にあるわけですから、不公平にわたりまする場合があるわけですから、もし統制をやる必要があるならば、私はかなり強度の統制を一挙に行なうことがむしろ配分価格について正しい結果を導くのではないかと感じいたします。ただし、もう少しこれは研究してみまさんと確信は持てません。

○松尾委員 以上で終わります。

長らくはんとうにありがとうございました。

○濱野委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。次回、明十三日午後五時から理事会、午後五時三十分から委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二分散会

昭和四十八年十二月十八日印刷

昭和四十八年十二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W